

第百九回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第七号

昭和六十二年九月一日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 玉沢徳一郎君

理事 近藤 元次君

理事 月原 茂治君

理事 松田 九郎君

理事 水谷 弘君

大石 千八君

太田 誠一君

菊池福治郎君

田邊 國男君

野呂田芳成君

保岡 興治君

山崎平八郎君

田中 恒利君

辻 一彦君

草川 昭三君

玉城 榮一君

吉浦 忠治君

山原健二郎君

出席政府委員

農林水産大臣 加藤 六月君

農林水産政務次官 衛藤征士郎君

農林水産大臣官房長 齋 滋君

農林水産大臣官房総務審議官 古國 隆君

農林水産大臣官房審議官 青木 敏也君

農林水産省構造改善局長 鴻巣 健治君

農林水産省農芸局長 浜口 義晴君

農林水産省畜産局長 京谷 昭夫君

理事 鈴木 宗男君

理事 保利 耕輔君

理事 串原 義直君

大原 一三君

木村 守男君

小坂善太郎君

谷垣 禎一君

森下 元晴君

柳沢 伯夫君

石橋 大吉君

竹内 猛君

前島 秀行君

武田 一夫君

藤原 房雄君

藤田 スミ君

委員外の出席者

農林水産省食品流通局長 谷野 陽君

農林水産技術会議事務局長 畑中 孝晴君

食糧庁次長 山田 岸雄君

林野庁長官 田中 宏尚君

林野庁次長 松田 堯君

水産庁長官 佐竹 五六君

議員 宮崎 茂一君

議員 白川 勝彦君

厚生省生活衛生局長 難波 江君

局乳肉衛生課長 内山 壽紀君

厚生省生活衛生局長 内山 壽紀君

局食品化学課長 松山 光治君

農林水産省経済局統計情報部長 内藤 克美君

農林水産省構造改善局長 角田 直行君

建設省河川局長 立石 真君

建設省住宅局長 木下 英敏君

警備指導課長 吉田 日磨君

消防庁予防課長 奥田 義雄君

會計検査院事務局長 羽多 實君

農林水産省畜産局長 調査室長 羽多 實君

委員の異動

九月一日 補欠選任

武田 一夫君

草川 昭三君

同日

補欠選任

草川 昭三君

武田 一夫君

八月三十一日

米の輸入反対等に関する請願外一件(藤田スミ君紹介(第八八七号))

同外一件(山原健二郎君紹介(第八八八号))

は本委員会に付託された。

八月二十六日

農業基本政策の確立に関する陳情書外七十五件(富山市新松町七の三八富山市議会内 中川信昌外八十五名)(第六七七号)

農産物輸入自由化阻止等に関する陳情書外十四件(京都府亀岡市安田野々神八木曾宗五郎外十四名)(第六八八号)

畜産物等の輸入対策に関する陳情書外五件(北海道河内郡中札内村大通南二の三中札内村議会内火山松夫外五名)(第六九号)

マグロ漁業の経営安定対策強化に関する陳情書(鹿児島市山下町二の一 鹿児島市議会内 川路益巳)(第七〇号)

竹島周辺の漁業安全操業の確保に関する陳情書(岡山市内山下二の四の六 岡山県議会内 山田俊夫外四名)(第七一号)

日朝民間漁業暫定合意書の再締結に関する陳情書(岡山市内山下二の四の六 岡山県議会内 山田俊夫外四名)(第七二号)

林業振興対策の拡充強化に関する陳情書外三件(水戸市三の九の一の四の五〇 坂本常蔵外四名)(第七三号)

宇都宮官林署の存続に関する陳情書外一件(栃木県日光市中鉢石町九九九日光市議会内 小平恒

治外一名(第七四号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(官崎茂一君外五名提出、第百七回国会衆法第六号)

農林水産業の振興に関する件

○玉沢委員長 これより会議を開きます。農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前島秀行君。

○前島委員 きょうは、先般社会党が国有林野を中心にして現地調査を行いましたので、その現地調査の結果等々を中心にして、今後の国有林野の運営あるいは森林全体の今後のあり方についていろいろ御質問をさせていただきたいと思っております。具体的な問題に入る前に、国有林野を中心とする森林全体の現状の認識について、大臣に基本的な点をまずお伺いしたいと思っております。

今年の七月に決定された改善案の中でも、いわゆる国有林野の使命という点で、御案内のように林産物の計画的な、持続的な供給を図るの点とか、公益的な機能を発揮する、あるいは農山村地域への寄与をするの点という使命を持っているという事ははっきり言われているし、また全体的に山の持つ使命という事は再三言われているわけでありまして、林政審の答申とか改善計画等々を見ますと、現状の認識という点で林業の経営的側面は非常に厳しいのだという事は、非常に極端に言いますと耳にたこが張るほど出てくるわけで

すけれども、そのことは事実だろうと思ひます。その国有林野を初めとする森林の持つてゐる公益的な機能を發揮するために、とりわけ国土基盤としての森林とか環境資源としての森林、そういう機能を確保するための実態はどうなつてゐるんだらうかという現状分析というのはいささか出てこない。例の世界的な森林の問題、森林年が設定されたというような世界的な課題、森林の国民生活に持たされてゐる影響という点から非常に注目されてゐるんですけども、そういう国土保全だとか国土基盤としての森林とか環境資源としての森林という観点から見た現在の日本の山の実態はどうなつてゐるんだらうか。管理保育の面ではどうなつてゐるんだらうか。認識についてはなかなか出てこない、そういうふうに思ふわけでありませう。

そういう面ではこれから具体的に国有林事業を展開していく、あるいは農水省として日本の全体の森林をどうこれから持つていくか、こういう具体的な実施をする段階の中で、その辺の現状、そういう機能を果たしてゐる認識は一体どうなつてゐるんだらうかということをまず大臣に、最初にその辺の現状の認識を伺つておきたい、こういうふうに思つてゐるところです。

○加藤国務大臣 森林問題は、國際的にもまた國內的にも大変重要になり、また最近活発に議論されておるところでございます。

前島委員のおっしゃいました問題、一言で申し上げますと大変時間がかかり、相当な幅広い問題を提起されたわけでございますが、今の御質問の御趣旨は、公益的機能という問題と山を守り育てるといふような基本的な考え方はどうかというように伺つたわけでございます。まずそういう中で国有林事業といふものを考えてみますと、今も御指摘になつたわけでございますけれども、林産物の計画的、持続的な供給をしていくといふことも一つの大きな仕事でございます。また、同じく御指摘になりましたが、最近特に活発に議論されるようになったのは、これから申し上げます国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成、保健

休養の場の提供等の公益的機能を持つておるし、またこの公益的機能を發揮していかなくてはならないという点が非常に國民各界各層の関心、議論を呼ぶようになつたと考えておりますし、この辺の機能の問題が議論されるようになってきておると思ひます。

いま一つは、国有林野の活用等を通じた農山村地域振興への寄与あるいは活性化のもとにしなくてはならない、こういった問題も真剣に考え、検討しなくてはならぬと来ておると思ふわけでございます。

以上申し上げましたような使命を国有林野事業は果たしてゐる、私はこう考えるわけでございませう。

そして、この国有林野事業につきましては、去る七月三十一日に改訂・強化された改善計画に基づきまして、最大限の自主的改善努力を図つていくこととしたしておるところでございます。そしてその推進に当たりましては、国有林の適切な管理経営が国有林野事業の基本であるという考え方に立ちまして、山を守り、育て、今申し上げましたような使命を十全に發揮するように取り組んでまいる所存でございます。

○前島委員 私が大臣に認識として確認したいのは、御承知だろうと思ふのですけれども、要するに、みずから言つてゐますようにもろもろの使命を達成しなければいかぬといふことがあるのだけれども、それを達成させる条件として、今現実の山を見たときには果たして十分だらうか、その辺の認識をはつきりした上でこれからの国有林野の問題あるいは全般的な山の政策といふものを立ててほしい、そういうことなんです。

例えば、政府みずから発表してゐるように、間伐一つに於いては、やむを得ない間伐はあるけれどもその六割しかやれていないとか、そういう国土の基盤としての森林あるいは環境資源としての森林といふ面から見て十分達成されてゐるだらうかという現状認識をするときには、不十分だといふ認識から出発して、これからの改善計画あるいは

具体的な施業の方針等々を立ててほしい、こういう出発点の認識をぜひと確認をしてほしいといふ意味なんです。

例えば、私自身富士山のふもとで育つてきていますから、四十年前富士山を見てきてゐるわけですが、あるいは国有林のある伊豆の山、具体的に天城とか河津等々の山の実態を見ると、この四十年前山が、富士山が荒れてゐることは間違いないわけですね。全国的に見れば比較的管理が届いてゐるといふまいし、いい方だと言われますれば、けれども、それでも四十年前見てきた富士山、特にこの一年間かなり伊豆の山とか富士山等々は、こういう国有林の改善という観点から何度か現地に入つてみますと、まだまだ管理は不十分だ。とりわけ国土の基盤としての森林とか環境資源の森林という観点から見れば、これは非常に不十分だ。この認識をまずした上で、具体的にこれから作業といふまいし、うか改善計画を練つてほしいといふことをまず大臣に認識として持つてほしい、こういう意味であります。

それで具体的に伺ひたいと思つてゐるわけですね。

今般の改善計画の決定とかあるいは具体的な施業計画の変更等々の大きな特徴、我々の側から見れば問題点、こう指摘せざるを得ないのでありますけれども、その改善計画の一つの大きな特徴として、天然林施業の一層の展開あるいは広葉樹林のより積極的な造林、こういうことが特徴として出てゐると私は思ふのであります。天然林施業それ自体をこれから進めていくといふことはいいことだらうと私は思ふし、賛成をするわけでありませうけれども、ただ、技術的な検証がないままに進められたりしますと、これは手抜き作業の結果として意味するし、あるいはその結果として山の荒廃につながる、こういうふうに言わざるを得ないと思ふわけですね。

現実に、今度の社会党の調査団としていろいろ現地を調査した地域には、特にこういう点を指摘せざるを得ない箇所がたくさんあるわけでありませう。

す。天然林施業と言ひながら十分な更新が図られなければ、結局成林の見込みがないままに放置されてゐる林分というものが非常にたくさん見られたわけでありませう。私たちが行った前橋とか福島管林署の管内ではそういう現象が非常に見られたわけですね。天然林施業といふのは、それぞれの地域の自然的な条件とか技術開発の蓄積等を踏まえて慎重に進めるべきものだと思ふわけですね。そういう面では、これから大きな柱になるであらう天然林施業の具体的な基本的な考え方、そしてまたその実態は今どういふふうになつてゐるのか、その辺のところをまずお聞きしたい、こういうふうに思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 天然林施業がこのところ取り上げられてまいつた経緯につきましては、ただいま先生からも若干お話がございましたけれども、少し触れさせていただきますと、我が國の経済社会といふものが非常に成熟化してきてゐるわけでございます。それに伴ひまして森林の持つておるさまざまな多面的な機能の高度發揮でございます。まずとあるいは木材需要といふものも、従来の針葉樹中心といふことから広葉樹への木材需要の傾斜等といふようなこともございまして、いろいろと森林に対します國民的要望といふものが高まると同時に多様化してゐるわけでございませう。そういう中で、従来から行つてまいりました森林整備のあり方といふものにつきまして一昨年、昨年と二年間審議会を審議していただきまして、ことしの七月二十四日に森林資源に関する基本計画といふものを改定するに至つたわけでございます。

この計画では、天然林を人工林にするためのいわゆる拡大造林といふ従来の路線から大きく転換いたしました。既に造成されております人工林は戦後一千万ヘクタール、森林面積の四〇％といふものを人工林という形で造成してきたわけでございますけれども、これを適正に管理するといふことに加えて、今お話がございました複層林の造成でございますとか、あるいは天然林施業等と

いうようなものにこれから真剣に取り組んでいくというふうな整備方針を大きく転換させていただいたわけでございます。

そして、この中で特に御議論が出ております国有林につきましても同様な傾向でございまして、特に国有林の場合には全国の天然林の約三五％というものを保有しているわけでございまして、その配置状況でございましてかあるいは資源内容、それからただいま言いましたように国民の広葉樹資源に対する傾斜等というふうなことで、さらにはいろいろなレクリエーションであるとか景観の維持等というような公益的、文化的機能が国有林にも期待されているということからいまして、同じように天然林施策というものを国有林でも取り入れていくことが肝要かと思っております。

しかし、先生からも御指摘ありましたように、天然林施策というものが、げびた言葉で言いますと手抜き作業というふうになつては元も子もないわけでございまして、あくまでも天然林施策といひますのは、天然の更新力という自然の力というものを十二分に活用いたしまして、技術的に見て妥当な場合にこれを採用すべきでございまして、場合によりましては、全く自然の力に放置するのではなくて人間みずからが、例えば必要な植込みでございましてとかあるいは稚幼樹の刈り出しでございましてとかの人工補整作業というもので手を加えてやりまして、十全な管理保育というものが実現して初めて十全なる天然林施策が行われるというふうな考へておるわけでございまして。

○前島委員 私たち社会党が調査に行った地域の結果、これは長官の方にも申し入れという形で行っていると思ひます。例えば前橋管区局沼田管区署での実態調査なんかの結果を見ますと、ブナの伐採した跡を天然林施策として放置している、もう八年経過している、今日に至つてもササとか何かがいっぱいになつちやつて、更新樹種としてのブナの主体性は、成林としてはもう不能になつちやつていたりとか、そういう実態なんかもたくさん報告されているわけでありまして。あるいは

福島の場合なんかを見ましても、いろいろ天然林に移行するという方針のもとで、何年か前からそういう方針でやつてきていると思うわけです。

そういう意味で、我々の調査した地域だけから総体的なことはともかくとして、この地域だけを見る限りについては、その天然林施策というものが結果としては手抜きの方向に、あるいは山が荒れるという方向に行つていて、そういう現象として認めざるを得ない、こういうふうなこの調査をした地域の結果だけを見ますと言わざるを得ないと思ひます。そういう意味で、この天然林施策への移行化ということが、今長官等々が言われた目的が十分達成されていないのではないかな、その方向というものが必ずしも納得するような方向ではないんじゃないか、こういうふうなこの実態を見る限り言わざるを得ない、こういうふうなうに思ひます。ありますけれども、その辺長官どうでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま申し上げましたように、天然林施策の施行に当たりましては、あくまでもその地域の実態に応じまして、植込みでございましてとかあるいは稚幼樹の刈り取りというふうな人工補整ということを加える必要がございまして、それからさらに道路網の整備でございましてとかいうものも行ひまして、確実な更新が図られるということが我々の願ひであり、我々の目的であるわけでございまして。しかし、ただいま先生から御指摘ありましたように、社会党も何か所か調査していただいたわけでございましてけれども、それににつきまして我々としてもこれからさらに精査いたしまして、どういう現況にあるかというところを的確に把握したいと思ひます。が、一般論をいたしまして、残念ながら地域によりましては十全な管理保育というものがなされていらない天然林施策と称されている林区も見受けられることは事実でございまして、こういうものにつきましては、これからのいろいろな施策の過程におきまして十分な手直し等を行つてまいりたいと思ひます。

○前島委員 私たち社会党が調査した地域もさることながら、そういう意味で結果として手抜きだとか山が荒れるような現象にならぬように、かなり具体的な御努力をぜひお願いをしたいと思ひます。

そういう意味で、天然林施策を推進する、また本来の目的を達成する、こういう意味から見てその技術的な問題ということが重要だ、こういうふうなうに思ひます。この調査の中でも天然林施策という方向に行くんだ、行つていんだけれどもその技術が伴っていない結果、現象として荒れちゃつていっているという報告もたくさんあるわけですね。そういう意味で、天然林施策を一層推進するに当たつての技術開発といひましようか検討といひましようか、その辺のところの進みぐあいといひましようか、私もそれぞれの局の中で、また具体的な雪の中で天然林施策に向かつていろいろな検討をされている、技術開発をされているということとは知つていてるわけでありますけれども、この調査結果等々を見ても、まだまだ技術開発が進んでいないので結果としてそうなつていて、こういう指摘があるわけでありまして、そういう技術開発の現況は一体どうなつていのか、その体系は早期に確立されるのだろうか。そのことが伴いませんと、この改善計画自身も非常に達成できなくなるだろうし、結果として山が荒れてしまふ、こういう結果になると思ひますので、その技術開発の状況、それからこれからこの技術体系を整えていくための見通しなんかをちょっと具体的に御報告をお願いしたい、こういうふうな思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 林業そのものがそうでございましてけれども、それぞれの地域によりまして、それぞれ樹種によりましていろいろと技術のかかり合ひなり組み合わせも変わつてくるわけでございまして。特に天然林施策につきましては、先生も御承知と思ひますけれども、北海道のエゾマツ、トドマツでございましてかあるいは針広混交林の施策、それから東北地方ではブナ林で

ございましてかアカマツ、こういうものにつましましてはそれぞれの地域の特性に応じました技術体系というものの確立を図つてまいりまして、それぞれ相当の成果を上げております実験的な天然林施策の実行地というものが各地に出てきているわけでございまして。

それからまた、天然林施策の重要性に特にかんがみまして、国有林野事業の中でも重要な技術開発課題ということで取り組んでおりまして、例えば昭和六十二年年度でも、こちら側から指示しまして技術開発課題として取り上げました箇所数が三十八カ所、それからそれぞれの管区局なり支局の段階で自主的に技術開発課題として取り組んでおりますのが十三カ所ということ、天然林施策に關します技術開発課題、トータルで五十一カ所というものにつましまして六十二年度におきましても取り組んでいるわけでございまして。今後とも従来の実績なりそれからこれらの研究課題の成果というものを反映させまして、一日も早く天然林施策の全国的な一層の充実というものを図つてまいりたいと思ひます。

○前島委員 全部で五十一カ所ですか、それぞれ技術の検討をしている、それは事実だろうと思ひますけれども、それが具体的にどの程度進んでいるのか。あるいはこの天然林施策というものの特徴といひましようか、あれから見ると、北海道のことが九州に通用するといふものでもないし、それぞれの地域の自然的な条件とか、あるいは地域の経済的な側面との兼ね合ひを総合的に検討しないと技術開発というものの効果があらわれないという意味で、その地域に合った技術開発ということが必要だといふことが言われているわけですね。

私の静岡の地域なんかでも、やはり天然林移行に向かつて、あるいは広葉樹の拡大、いよいよ広葉樹の拡大という形でいろいろ検討をしているというところは私も聞いておりますし、そのいろいろな成果の発表なんかは読ましてもらつてはいますけれども、正直言つてまだまだこれからた

くさんの課題がある、研究せにやいかぬという報告になつてゐるわけですね。そういう意味から一日も早く技術開発をしなくちゃいかぬ。しかし、この改善計画、国有林野の実態から見て、七十二年には収支均衡という課題との兼ね合いの中で、十分な技術開発、地域に合った、実態に合った技術開発が進まない中で天然林施策というものをどんどん進めていく、その結果として、私たち社会党が調査をした地域に特徴的に出てゐるようには山が荒れてしまつてゐる、こういうことだと思ふのです。

そういう意味で、その地域に合った技術開発ということをやつて積極的にやつてもらいたいし、また、それとの兼ね合いを考えながら具体的な施策計画の変更といひましょうか、そういうものをやらないと結果的に山が荒れてしまふ、こういうことですので、これからの具体的な施策計画の変更といふものは、技術開発とあわせて形でそれぞれの地域の実態に合ったような施策計画をぜひつづけてほしい。我々社会党が調査した結果は、その技術開発が伴わないにもかかわらず施策計画を天然林云々という形でやつてやろうとして、結果として放置をしてゐるという現象がたくさん出てゐる、こういうことですので、その具体的なこれからの施策計画を詰めていく段階で、ぜひその技術開発との兼ね合いを十分配慮をしてつづけてほしい、こういうふうな思ふわけでありませう。

そういう意味で、天然林施策を推進するといふことはいいのですけれども、結果として山が荒れてしまつたらどうしようもないわけなんです、実施するに当たつての更新完了の基準とか、あるいはこれから天然林施策をやつていく上での保育管理の基準みたいなものは一体整つてゐるのだろうか。人工林はもう過去長い歴史がありますから一定の基準といふのがなされて、それが定着して現在的人工林の実態といふものができてゐると思ふけれども、天然林施策の方は、そういう更新完了の基準とか保育管理の基準といふのは、私たちの調査の実態から見るとまだ暗黒模様の段階

だ、全然確立されてないというのが実態調査の結果として出てきてゐるわけでありませうけれども、そういう天然林施策の更新完了の基準とかあるいは保育管理の基準といふのは一体どんなふうになつてゐるのか、その点をちょっと長官の見解をお聞きしたい、こういうふうな思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 天然林の取り扱いの仕組みは、天然林の樹種構成でございまして、あるいは生産目的、こういうものによりましていろいろと違つてゐるわけですが、ただいま御指摘がありました更新完了なり保育の基準という施策の体系につきましては、施策対象地の気象条件、それから地形、土壌、標高等の立地条件でございまして、それからさらに林分の現況等々に応じて相当変わつておりました、全国画一的ではございませんで、それぞれの地域施策計画、こういう中で位置づけることになつておるわけでございます。

それで、天然林施策の実施に当たりましては、更新完了の目安といひまして、育つた稚幼樹の本数、こういうものにつきてはほぼ全営林局、営林支局で定めておるわけでございますけれども、更新完了基準といふものにつきては、この更新完了基準として調査時期なり調査方法といふものを具体的に定めておりますのは、現時点では秋田局のほかに五局というように形に相なつております。それからまた、保育基準につきては、地域施策計画の中で現地の実態に応じて行ふといふことが定められておりました、日常の森林管理、こういう中でそれぞれ適切に処理してゐるわけでございます。

いずれにいたしましても、現在の施策体系といふものにつきては、五年ごとの地域施策計画の樹立見直しといふことを行つておるもので、こういう地域施策計画の改定樹立の都度、従来の施策の結果を十分分析いたしまして、従来の知識なり経験といふものを積み上げて、今後とも天然林施策の十全な確立を図つてまいりたいと思つております。学理的には天然林施策の学理とい

うものは十分確立されておりました、それぞれの適地ではそれなりに効果も上げてきてゐるわけでございますけれども、そういう立地なり樹種なりとのいろいろな絡み合いもございまして、これから大学でございましてとあるいは試験研究機関、こういうものとも十分連携をとりながら、より技術的合理性の高いものに精度を高めるべく努力を積み重ねてまいりたいと思つております。

○前島委員 その完了基準にしても、今長官みずからも認めてゐるように、秋田等々ではやられてゐるけれども、その他の局といふのは試行錯誤の段階といふのが実態だろう、こういうふうな思ふし、ましてや保育基準といふのは全く皆無の状態と言つてもいいと思ふのです。そのことは技術開発が伴つてゐないから、こういうことになると思ふのです。

問題は、技術開発が十分進まない、そういう実態の中で、地域の施策計画を一斉に見直しといふ、そのときの姿勢といひましょうかやり方という問題が問われてくる。そこを一步間違つと、計画そのものも挫折するであらうし山も荒れてしまふ、こういうことになると私は思ふのです。そういう意味からいいますと、現在の実態を認識するならば、施策合理化といひましょうか、技術合理性といふものと投資の効率化といふ問題で、投資の効率化だけが先行してきて、結果的に、我々が見た地域なんかは代表的にあらわれてゐるやうに、荒れてしまつてゐるというのを私は指摘せざるを得ないわけですね。

要するに天然林施策の実施は、大きな意味で、歴史的に長い目で見て大いにいいことだけれども、今まで進めてきた結果を現時点で見ると、この方針といふのは結果的に安上がりな結果になつてゐるんだ、あるいはこれから改善計画の大きな柱として、特徴の第一として考へてゐるならば、これは人減らし以外の何物でもない、こういうふうな指摘されざるを得ないやうな現象になると私は思ふのです。そういう意味で、この天然林施策の技術開発といふものを一刻も早くや

てほしいし、そういう完了基準、保育基準の確立といふものもぜひやつてほしい。そういうものが伴わなければ、効率といふものだけを前面に出した天然林施策の実施といふことについてはぜひ見合わせるような努力をしてもらはないと山が荒れてしまふ。そういう点で、ぜひその辺の基本的な認識といひましょうかとらまえ方といひましょうか、方針を据えた上で、具体的にこの施策計画の改定、見直しについて指導をしてほしい、こういうふうな思ひます。

この調査の結果から我々が要望するのは、結局、天然林施策の推進にしても、やはり人と金をかけなければ満足した山の管理はできないといふふうな言わざるを得ないと思ふのです。そういう面で、その点の認識といひましょうか、今後の指導をぜひお願いしたい、こういうふうな思ひます。

それから、次の問題としまして、やはりこれもこの改善計画の大きな柱でありましようし、あるいは一步間違えれば大きな問題点として指摘をせざるを得ない民間への請負化の問題があると私は思ふのです。これはいろいろな面で、これからの改善計画を実施していくとかあるいは山を管理していく、先ほど私が最初に言いましたやうな森林、とりわけ国有林の持つておる使命を達成する上では大きなポイントになるのではないだろうか、私はこういうふうな思ふわけですね。これから国有林事業を進めていく中で請負化を一層進める、こう言ふけれども、具体的には国有林野事業の中のどんな事業の請負化をこれから進めていくとしてゐるのか、またそれがこの計画の中で、結果としてどんな比率といひましょうか割合になつていくのか、その辺の方針を聞かしてほしい、こういうふうな思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 今回の経営改善計画の改訂・強化で請負化の推進、それから直直の特化といふ大きな方針を打ち出したわけでございますけれども、これにつきてはいろいろと過去も御議論をちやうだしているわけでございますが、

我々の基本的な立場といたしましては、国家公務員という身分の国有林野職員のやるべき仕事というものは本来何であるだろうかという原点に返りまして、ここ二年間いろいろと作業の中身を検討してきたわけでございます。

その結果、単に経済的合理性でございますとか効率化ということだけじゃなくて、仕事の性格そのものとして国家公務員みずからがなすべき仕事と、それから地域の民間に期待して、地場産業の振興でございますとか地域の活性化ということもいねがいがながお渡しする仕事というふうに分類してきたわけでございます。そういうことからいいますと、従来とすると国みずからがやっていたりしました単純な伐採でございますとか単純な造林でございますとか、ある程度の技術がございましてどういう方にも平均的にできるといいますのにつぎましてはむしろ地元の労働力を活用しながらやっていく。国家公務員みずからは先進的な技術を要する仕事でございますとか、あるいはこれからはますます高まってまいります森林の公益的、多面的な機能に着目しての管理でございますとか、そういう仕事に純化していくということが仕事の進め方の基本なりルールとしては適切じゃないか、こういう結論に林政審議会といたしまして到達いたしました。その答申を受けて先般の経営改善計画の改訂に移ったわけでございます。

それで、将来の見通しでございますけれども、造林部門、生産部門、それぞれいろいろと見通しとしては違っておりますけれども、一割なり三割というものが、技術の問題でございますとかあるいは地域の特性でございますとかこういう問題で、今後国の仕事としては残るうかと思っております。

○前島委員 もう少し具体的に、イメージとして、民間に大きな比重を置いていく作業というのはどんなものか。国有林は具体的に今いろいろな事業をしているだろうと思うのです。現在ももちろん請負というのはしているわけですが、残す部分というのは残す部分というところとちよ

と言葉は悪いですが、林野庁みずからやる仕事じゃなくして、今後請け負わせる部分の具体的な仕事をちょっと挙げてほしい。それから、それが今七割ですか、大体その辺のところの比重の問題を、トータルで無理なら大ざっぱな問題でいいですけれども。

○田中(宏尚)政府委員 林政審議会なりそれから我々の思考過程といたしましては、国家公務員がみずから今後ともやる必要のある仕事はどれかというところから接近してまいったわけでございますけれども、ただいま先生からお話ありましたように、一般の地元をやっていたのは何かということになりますと、単純に申し上げますと木を植えるとかそれから木を切るとか、こういう作業的、物理的な仕事の大方というものはそれぞれの地元をやっていたのだ。

しかし、そういう中でも国家公務員みずからやるべき仕事といたしましては、一口に言って請負になじみがたいもの、例えば境界画定の仕事とか収獲量調査とかあるいは巡視とかこういうものは、やはり国家公務員が公的権力の行使の一環として見張りなりあるいは監視するというのが必要になってまいりますので、こういうものは国家公務員みずからしたいと思っております。それから、作業によりましては、直用で実行する方が個々の地元任せするよりは効率的に行われるというふうなもの、例えばごく小規模に分散している木の間伐とか保育とか、こういうものについて一々地元と契約してやるということもなんでしょう。この中で、こういうものについては我が国有林マンが境界画定であるとかいろいろな作業で山に入ったときにそれぞれ並行してやるというふうな仕事もあろうかと思っております。それからさらに技術的に、民有林あるいは民間作業体に対して先導的な仕事あるいは模範となるような新しい技術導入、こういうものにつぎましてはやはり国の責任として国がまず示していくということが必要かと思っておりますので、そういうものも国が従来と同じようにやっていたいということ

で、大きく分けましてこういう三つの仕事は国に残しまして、それ以外の純作業的な仕事につぎましてはできるだけ地元にお願ひしていくという考えに立っているわけでございます。

○前島委員 そうしますと、簡単に言いますと、管理だとか調査だとか巡視だとかそういう部分は直用でいく、あとの切ったり植えたりという部分は請負でいくよ、こういうふうに大ざっぱに認識をしていいと思うのですね、今の長官のお話を伺っています。

そうすると問題は、そういう請負化、仕事を民間に委託しているわけですが、現在の民間の事業体の実態との兼ね合いをそこで大きく問題にせざるを得ないと思っております。私はさきに、森林組合法の改正の中で、民間事業体の実態についていろいろ調べてみたり、また当委員会でお伺いをしたわけでありまして、そのように直用部分というものは、文字どおり管理したり調査したり見回ったりこういう部分だけだということになると、その民間の事業体は大丈夫なんだろうかと、そういう非常に心配になるわけです。そういう意味で、民間の事業体の実態をどういうふうに認識をしているのか、長官、ひとつ見解を承りたいと思っております。

○田中(宏尚)政府委員 先生からお話がありまして、たように、国有林の経営改善を進めるに当たりまして、一般論といたしまして、民間の事業体の健全な発展ということが重要なわけでございます。我々もいたしましていろいろ施策を講じてきています。この中で、現時点におきましては、全国津々浦々まで民間事業体が十全に機能し得るような状況になっていないことは確かだと思っております。これも、卵が先か鶏が先かという話もあるわけでございますけれども、要は、仕事がたくさんあるかないかということで民間の事業体の育ち方も違ってくるわけでございます。従来からも、例えば素材生産だけじゃなくて造林も並行してやっていたとか、あるいはほかの

仕事もあつせんとかいうようなこともやってきました。この前にも伺っているわけですが、先ほど言いましたような基本ラインに沿ってこれからの仕事を徐々に縮小していくようになりますと、その仕事という点では民間側の期待にこたえられるわけでございます。ですから、仕事に見合った事業体が育成されますよう、これからいろいろな施策を講じてまいりたいと思っております。

○前島委員 その事業体もさることながら、労働力ですね。この前のときも伺っているわけですが、高齢化の問題とか賃金の問題、それから年間の労働時間、日数等々を考えると、全くとこの先本当に不安を感じるというのが実態ではないだろうか、私はこういうふうに思うわけです。そういう面では、その事業体を育成するうちの一端に当然入ると思うけれども、要員を半分には減らさう、こういうことですか、それに耐え得るような労働力をどう確保するのか、こういうことも大きな問題だろうと思うのです。その事業体の育成、労働力確保はどんなふうな形でやろうとしているのか、その辺の見通し、考え方を伺いたいと思っております。

○田中(宏尚)政府委員 山村の労働者につきましては、今御指摘ありましたように高齢化が進んでおりまして、全体の四分の三程度が四十五歳以上というふうな形になっているわけでございます。これから林業の重要性というものがますます高まってくるわけでございますので、我々もいたしまして何とか魅力ある山村にして、山に人が残り、あるいは魅力ある山村というのをこいねがつておるわけでございますけれども、そのために林野庁といたしましては、一つは造林でありますとか林道でございますとかこういう生産基盤の整備、それから間伐対策あるいは林業構造の改善というふうな一般の林業振興施策というものを通じまして、何といたしましては林業なり山村の活性化を図ることが、人に住んでいただくための大前提だと思っております。

そして、こういう一般的な林政施策の強化に加えて、特に林業労働力対策といたしましては、一つはその林業事業体の経営基盤を強化する、これは国有林の仕事はどういうふうに配分していくかということに加えてありますけれども、その林業事業体の経営基盤の強化、それからこういう林業事業体の雇用体制というものにつきましても、従来から御指摘ありますようにいろいろの問題もございまして、そういう点の整理を図る施策を進めていくわけでございまして、

それから二番目に、大口の組織体でございまして森林組合、この事業の強化でございまして組織体制の整備というのにつきましても、先国会で森林組合法の改正ということもお願いしたわけでございまして、そういう道も通じまして森林組合を育てていきたい。

それから三番目に、個別的なあれとしましては、何といましても高度な技能を持っております林業従事者というものを育て育成、確保すると同時に、山元の仕事の性格といたしまして、その村だけで仕事をするというわけにもなかなかありませんので、広域就労体制といえますかそういうものにつきましても、いろいろ施策面でも、あつせんてございましてか研修、情報の提供ということを行っていただくわけでございまして、

それから、さらに個別的労働者問題といたしまして、林業労働者の安全衛生というものが長くて最近まで引き続いて大きな問題なわけでございまして、このための施策を強化してまいりたい、こういう一般林政に加えて個別の林業就労対策というものをいろいろ講じて、何とか山元に人が残ってくれることを実現したいと思っております。それから、それから六十二年度からそういう問題意識に立ちまわして、素材生産の担い手の育成を特別に推進します事業でございまして、あるいは地域ぐるみでの取り組みによりまして林業従事者の計画的な育成事業という新しい事業も興まして、将来の山村への定住化、活性化というものに全力を挙げ

てまいりたいと思っております次第でございまして。

○前島委員 今の現状、特に民間の林業の従事者の実態、労働者の実態から見ますと、残つてくれない実態ではないと私は思うのです。例えば私の方の伊豆あるいは沼津の方の営林署が民間事業に委託して、そこで民間の方から派遣された人たちは全部実に出稼ぎなんです。地元の人ややつていられるところがなくて、全部東北、北陸の方から出稼ぎの人たちが現実に静岡の方で仕事しているというのが実態なんです、今いる人たちは今後残つてもうようようにするのだからなくて、それよりもっとおくられていて、出稼ぎの人たちでもう、これは間違いないです。

そうすると、片一方でこの改善計画というのは六十八年までだと、正直言つて目前ですわね。事業体そのものも小さくて、独立するようない、今後の請負化の仕事をお願いするような実態ではない。そこで働く労働者というものは現地の人どころか、出稼ぎの人たちでもって何とかやりくりをしているのが実態だ。ましてやこの計画で見ると、六十八年までに完了するのだ、七十二年には収支とんとにするのだという大命題が与えられておる。長官、これで見通しとしてどうですか。現地のいろいろのところが私たち歩いてみて、営林署の現場の人たちは、そこがこうなつた場合人が出られるのだからかというのには本当に頭が痛い。また町や当局者も、そういう仕事を提供してもらふのはありがたい、活性化に通ずるかも知れぬけれども、現実には難しうない。

私もこの春先富士山に登つて、営林署の皆さんと現場を見てきたわけです。そしてあの木を切るのを現実に見させてもらつたりあるいは枝打ちをやつているところを見た。私も危なかつたですけれども、みずからちよつとやつてみたらこれは大変な仕事なんです。三月だったと思ひますけれども、まだ雪が残つていて状況で切る、あるいは枝打ちをする、これは大変な仕事なんです。これからの若い人たちが来るか。ましてや民間の労働

者の実態、給与面とか社会保障面等々を見たら、出稼ぎでようやく賄つていけるというのが実態なんです。六十八年、改善計画が目前に迫つていられる。それまでに何とかしろよという命題が与えられているときに、長官、一体これは七割、八割の山を切つたり植えたりするのは全部民間に委託するのだと言つても、できる見通しありますか、自信ありますか、その辺のところをちよつと聞かしてほしいと思つています。

○田中(宏尚)政府委員 労働力事情は地域によつて画一ではありませんで、ただいま先生から御指摘ありましたように、現時点でも労働者が非常に少ないところももちろんあるわけでございまして、これから改善計画を進めていく上に当たりますので、その辺が正直言ひまして我々といひまして非常に頭を痛めているところであることは事実でございまして。

しかし、これもやりようでございまして、現に山村では仕事がないという地域も多々あるわけでございまして。そういうところにつきましては国有林の仕事をしていただくということで、現に十分燃焼し、あるいは出稼ぎに行つていられる地帯の方々の地帯での燃焼というものは期待できるところもあるわけでございまして、それから、これから山をやっていただく場合には何といひましても山で仕事のやりやすい環境というものを並行してつくつていく必要があるかと思つております。そのためには林道網の整備、従来の形の立派な林道だけではなくて、作業道なりあるいは施業道という簡単な道路網も含めまして林道網全体として整備していく、あるいはこのところ比較的進み始めてきております機械の導入、そういう基盤的なものの整備も相加えながら、労働力の調整というものを地元のいろいろな森林組合を初め、あるいは従来から国有林の仕事をお願いしてまいりました事業主体、こういうところと十分協議しながら進めてまいりたいと思つております。

それから、このところ林業だけではなく、木を植えたり育てたり切つたりするだけではなくて、森林を全体的に活用するというところで、森林のレクリエーション的な利用でございまして、いろいろな形で山元にも新しい仕事というものが始めてきておりますので、そういう仕事を一方であつせんし、そういう仕事と一体となりながら、地元での労働の場の確保というものをしながら労働力も引きとめ、あるいは十分に燃焼するよう努めてまいりたいと思つております。

○前島委員 方針としてはそういうふうになると言わざるを得ないと思つても、いずれにせよ実態は長官は十分御存じだろつと思つて。民間委託をして事業所が育つて、そこでちゃんと山を管理してくれるような労働力は、今の実態から見ると非常に簡単に確保できるものではない、これは間違いないことなんです。現場の皆さんがそう言つていられるわけです。営林署の現場の皆さんもさることながら、営林署を取り巻いて大きくかわつておる町の役所自身も言つておるわけです、一番実態がわかつておるわけですから。そういう面で、この事業所の育成というものが整わない限り、たまたま民間に委託すればいいんだという方針はとつてもいいけれども、結果としては山が荒れてしまふ、手抜きになることは間違いないので、その辺のことは六十八年改善計画終了、七十二年収支とんとんという命題だけにこだわつてそういうことを押しつけないで、ちゃんとその辺のところの見通しを立てなければそういうことはぜひ実施しないではいけません。直用部分はまだまだ確保しておいて初めて山が守れるだろう、こういうふうには思ひますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと思つております。

もう一つ要望として、こういう国有林野事業をやりながら、サイドからそういうものを育てていくと同時に、それだけではやはり足りない。行政的な指導というものも伴つてこないとなかなか難しい、こういうふうには思ひます。そういう面で、行政的サイドから見ると、具体的に六十八年度、六十二年度予算を見ると、労働力対策費

なんかふえるどころか減っている、そういう状況でありますので、この民間委託というのは単に画一的にやるのではなくて、直用部分というものをなるべく確保するという前提でぜひお願いしたい、こういうふうに思います。

もう一つ、事業体との関係の中で立木販売指向というのが大きなウェイトを占めてきているわけですが、もちろん民間事業体との兼ね合いの問題がありますけれども、これの地域経済との兼ね合いの問題も無視できない、私はこういうふうに思っています。

私の地域なんかの話を聞いてみますと、立木販売だけに限らぬ問題でありますけれども、地元業者が目の前で九州の方の大手の業者にばっと持っていかれちゃったというふうな状況の話をよく聞くわけですね。私が実際聞いてきたいろいろな業者も、この立木販売指向というものが出てくると、地域の製材業者等々はますます取り残されていく危険性というものを物すごく心配しているわけなんです。そういう意味で、立木販売指向というものをそう簡単にやっていいだろうか。先ほど言った山村地域の振興という兼ね合いから見てそこを非常に懸念するわけです。私たちの調査の中で、これは単に立木販売指向との兼ね合いだけで言えるわけではないけれども、高知の営林署の実態等々を見ますと、国有林の事業の縮小といましようか、等々の地域の村へ与える影響というのを非常に心配しているわけですね。そういう観点から見ても、この立木販売指向が地域経済に与える影響というのは非常に大きいので、その辺のこの基本的な考え方等々についてちょっとお聞かせいただきたいと思います、こういうふうに思います。

○田中(宏尚)政府委員 今度の経営改善計画で立木販売を指向しているというところは確かでございますが、そういう方向に今後進めたいと思っておりますけれども、ただこれも、すべて立木販売ということではございませんで、林政審の答申におきましてそうでございますけれども、例えば国有林野所在地の素材による木材供給に依存する林

産業に対して供給する必要があるもの、こういうものについては立木販売じゃなくて素材販売を行って結構であるというふうなことで、地場の林産業に対する特別な配慮というものが十分加える予定にしております、それから立木販売の過去の経緯を見ましても、一件当たりの平均材積というものは九百立米というところでございますので、このぐらいの規模ですと地元で落札するというのが大方でございます、それから我々といいたしましては、むしろ地元での産業なり雇用の活性化ということをこいねがって、地元で働くチャンスを与えるということでも立木販売ということを念頭に置いていくことも事実かと思っております。

○前島委員 立木販売が地元の活性化といましようか、仕事をふやしていくという方向には、私が聞いている範囲ではならぬですよ。河津あたりでやったら、ほかの地域の業者が来て島田へ持っていったという話を現実にも何回も聞いています。立木販売方式の指向が地域の活性化に通ずるということとは断じて言えないと私は思うのです。もちろんやり方の問題もあることは正直言って認めますよ。あることは認めますけれども、そこを単にいろいろな経営改善、あるいは人を減らしていく、要員を民間に委託していくという方針、それだけを追求する中で、たまたま立木販売方式を指向すればいいんだというところは地域の関係から見れば絶対間違いだと言えど私は思うので、その辺のところは基本的な考え方として、立木販売方式の指向が地域の活性化の道になるということとは逆だ、こういうふうに言わざるを得ないと思えますので、その辺は十分実態を把握してほしい、こういうふうに思います。

時間があるまいと、最後に、組織、機構との兼ね合いの問題をちょっとお聞きしたいと思っております。

改善計画とか具体的な施策計画の柱が軽重経営だ。人を減らせ。そのためにはどういうことをやったら人が減るかという観点が大きな柱になって

いることは間違いないわけなんです。そういう面が営林署等々の統廃合、いわゆる閣議決定の一割云々という形がありますね、来年実施するというところのようですね、営林署の統廃合の基準というのは一体何なのか。またこれを実施していく過程について、そこをどういうふうに具体的にやろうとしているのか聞きたいと思えます。

○田中(宏尚)政府委員 営林署につきましては、今先生から御指摘がありましたように全体として当面一割を目途に削減するというところで、十二月の行政改革の大綱におきまして六十二年度で十カ所という基本方針を既に策定いたしました。現在作業に入っているわけでございます。統合についての基準でございますけれども、これは抽象的に申し上げまして、事業量、面積それから交通条件というようなものを加味いたしまして総合的にこれから判断することになろうかと思っております。

が、営林署というものがそれぞれの山村地域において非常に大きな社会的、経済的機能といえるものも従来から背負ってきておりますので、いろいろな指標を総合的に勘案しながら、できるだけ地元とそこのないような相談もしながら円滑に取り進めたいものというふうに考えておるわけでございます。

○前島委員 その十カ所の統廃合はやるわけですか。それで終わりますか。その辺のところを伺います。

○田中(宏尚)政府委員 六十二年度においては十カ所というところでやっておるわけでございますけれども、現在改訂、強化いたしました改善計画におきましては、「昭和六十二年に十営林署の統廃合を行うことを含め、今後の業務運営の簡素化・合理化に対応して、営林局・営林署を通ずる組織機構の徹底した簡素化を図る」というふうに書いてございますので、今後における営林署の統廃合につきましては、国有林野事業の経営改善の動向なり、あるいは社会情勢の変化等の諸情勢といふものを十分踏まえまして今後判断してまいりたいというふうに考えております。

○前島委員 時間があるまいとで質問を終わりますけれども、大臣、要望として、いずれにせよ経済的側面等々だけを追求めた改善計画、具体的な施策方針の変更ですと結果として山が荒れてしまふというところは実態論からして事実なんで、あるいは機構の問題等々もただ数だけを考えていけばいいのではないということとを間違いない私は指摘できると思えますので、その辺の国有林の持つ効用だけを全うするという意味で、ただ経済的効率だけを求めて民間にするのだ等々ということがないように、そして天然林施策等々に当たって十分配慮し、これからの具体的な事業を進めていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○玉沢委員長 草川昭三君。

○草川委員 草川昭三であります。

本日は、差しかえて皆様方にお断りをいたしまして発言の機会を与えていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

大臣、私はかつて予算委員会あるいは決算委員会、物価問題等特別委員会等で今から申し上げることを繰り返して主張してきたわけでありまして、きょうはひとつ大臣に直接日ごろの私どもの問題提起をしたい、こう思います。

まず一番最初に砂糖の問題を取り上げます。

砂糖の問題につきましては、御存じのとおり国際的には原糖価格が三年間で約半値に下がってきた。低落をしておるのでございますけれども、国内の精糖価格というのは下がっていない。いわゆる円高差益の還元ということも行われていないわけでありまして、私の地元の名古屋商工会議所の方からも、中小の菓子業者が非常に困っておるというところ、そしてまた製菓家が海外で、安い小豆、安い砂糖、人件費、こういうもので加工されて、対前年度比率では五〇％近い増加率で我が国に入ってきておる、こういう非常に苦しい現状があるわけでありまして。

第一類第八号 農林水産委員会議録第七号 昭和六十二年九月一日

そこで、私もいろいろと考えてみたのですが、問題点は安定資金にあると思うのです。安定資金の残高が今一千五百億圓、農林省というか我が国にあるわけです。砂糖業界は、キロ当たり百九十五圓といたしまして計算をしても、国内消費量約二百五十三万トンといたしまして大体四千九百五十億圓、五千億ぐらいの規模なんです。そこへ千百億の積んだ金が滞貨しておるとこのはいかにもったいないし知恵がない。うわさによりますと、外務省の方もそんな金があるならばODAというのですか、海外の飢饉資金なんかに使ったらどうだろうなという話がちらほら出てくる。大蔵省の方も、千百五十億もデッドストックがあるならここに回せというような意見もあるという話。全く危ないお金で、それは消費者に還元すべきではないだろうかというのが私の意見なんです。

そこで、前回も聞きましたところ、ただいまのところ直ちにこのことについて取り崩す意思はないという答弁なんです。もう一歩踏み込んで、この安定資金が千百億もたまっていくいろいろな原因を探っていきまうと、砂糖の価格安定等に関する法律第三条「安定上下限価格等」というのがございまして、ここで「粗糖の国際価格の通常の変動の上限及び下限を基準として」価格を決めていくというのがあるわけでございます。現在ロンドンの相場、ポンドで出ておりますけれども、何カ月分を基準にしてこの価格というものが決まるのか、これをまずお伺いしたいと思ひます。

○谷野政府委員 たいだいま御指摘のように、砂糖につきましては上下限価格という制度がございまして、上限を超えましては安定資金を放出する、下限を下回っておりますときには安定資金に積み立てるという制度があるわけでございます。

砂糖の価格はかなりの間隔を置まして上下をいたしてきておるわけでございます。過去で申しますと、非常に高かったのは四十七年から五十

年へかけての時代、それから五十五年から五十六年へかけての時代、こういう時代につきましては安定資金の放出を行い、あるいは安定資金が不足をいたしましたので関税の減免を行っておるわけでございます。したがって、私どもは、この上下限価格というのはそのような価格の上下を相当程度カバーするような期間をとるべきである、こういうふうな考えでおるわけでございます。したがって、具体的に法制的に何年をとれということは決まっていなくてございましてけれども、高いとき低いときが両方入るようには相当長期にわたる期間を採用すべきものというふうに考えておるわけでございます。

○草川委員 だから、具体的にただいま何カ月をとっておられるのか。百五十四カ月でしよう。

○谷野政府委員 昨年度の計算では百五十四カ月を採用いたしております。

○草川委員 百五十四カ月という十年プラス三十四カ月です。昔から百五十四カ月ですか。昔はそうじゃないでしよう。これはだんだんふやしてきたのでしよう。その点どうですか。

○谷野政府委員 御指摘のように、砂糖の価格安定制度の歴史が重なるにつれて糖価の変動があるわけでございます。過去においてはそれより短い期間をとった場合もございます。

○草川委員 早く言うならば土俵がだんだん広がっていきいんです。そういう恣意的な行政はやめていただきたい、私はこう思うのです。

なぜ土俵が広がるのか。すなわち、これは昭和四十九年はロンドンのポンドが六百五十、それから翌年の昭和五十年が四百七十、これが一番高いんです。この高いのは十年過ぎるともう消えるわけです。消えればその値段が下がるわけで、その高いのを保持したために土俵をどんどん広げていって、十年、百二十カ月が三十四カ月プラスの百五十四カ月に膨らんでいくのです。またこれも広がるのでしよう。広がるというのは、すなわち私が言う四十九年と五十年の一番高いのをキープしたために広がるのです。そういう行政

というのは、これは全く法律外の話なんで、そのためにどれだけの中小企業が困っておるか。これは率直に認めていただいて、安定資金の千百五十億でございますが、これを取り崩すような行政の努力がございいたか、これを取崩すような行政の見解を問うてこの問題を終わります、また今後もやりますから。

○谷野政府委員 たいだいま御指摘のように安定資金もかなりの金額になってきておるわけでございます。私ども、ユーズの皆様に砂糖を使っていたかどうかということは砂糖行政の上でも大変重要だということに考えておるわけでございます。本年の糖価の基準につきましては現在検討中でございますけれども、ただいまお話しのようなことができるかどうかということにつきましてはいささか自信がございませませんが、糖価の水準は最近かなり低い水準で推移をいたしております。そういうことからいけば、高いところよりもむしろ下限価格の低いところをどのように評価するかということが現実の糖価に非常に大きな影響があるかと考えておりますので、かような近年の動向をよりよく反映するような方向で現在検討させていただきます。たいというふうに考えておるわけでございます。

○草川委員 今局長がおっしゃられましたので、もうこれ以上申し上げません。

ぜひ知恵を出し合っていたいて、そして今世紀中には安定資金を使うということももうなからう、こう言われておるわけでありまして、今の答弁がさらに前進をすることを期待して、大臣も御見解がございましたらお答えを願って、次に移ります。

○加藤農務大臣 先ほど来局長がお答えいたしました、また農産物価格の決定を目前に控えてきておるわけでございます。それに当たるに当たりましては、国内の奄美大島、沖縄あるいは北海道等々の産生者の関係あるいはまた異性化糖の問題等々あるわけでございますが、それら全体を幅広く考えまして十分検討していきたいと思ひます。

それにつきましても、前の通常国会で砂糖消費税を廃止するように、そこからいろいろな手を講じていきかけたわけでありまして、あれが流れたことを私は大変残念に思っております。

○草川委員 私の聞いてないことをおっしゃられたので余分なことではございますが、その議論は時間でございますのでやめます。

二番目に、養蚕価格事業団の在庫の問題について申し上げたいと思ひます。

これは私は過日も質問主意書で質問をしておる点でございますけれども、また決算委員会の議決事項でも円滑な処理が決議をされておる問題でございます。在庫の動向についてどうかという答弁におきまして、「養蚕砂糖類価格安定事業団の在庫生糸については、昭和六十二年六月に事業団の売買業務に関する新たな運営方針を定め、同年三月に引下げを行った安定基準価格の下で、この方針に即してその計画的処理を行うこと」、現在の在庫数量は十四万二千俵で、五年前の水準に減少した、こう言っておりますが、この問題について私は疑義があるわけでございます。

その前に、会計検査院がお見えになっておられますので、過去にどのような検査結果をなされておるのか、お伺いしたいと思ひます。

○吉田会計検査院説明員 お答えいたします。

過去に二回の検査報告をいたしております。その概要を申し上げます。

一つは「昭和五十八年度決算検査報告」に、「特に掲記を要すると認めた事項」として「繭糸価格安定制度について」を掲記いたしております。これは事業団の生糸在庫量の増大と在庫期間の長期化により多額の利息、保管料等が生じ、事業団の財政負担が著増しておりますことから、国産生糸の価格維持に係ります価格安定制度の抜本的見直しを図り、過剰在庫の解消等に努める必要があることを掲記したものでございます。

他の一つは、「昭和六十年年度決算検査報告」に処置済み事項として、「生糸の保管に要する経費を節減するよう改善させたもの」を掲記いたして

おります。これは事業団の生糸保管について、農林水産省が行政財産であります倉庫を直接事業団に使用させることによりまして、保管料が約一億一千万円節減できることを指摘し、その保管方法を改善させたものであります。

以上であります。

○草川委員 私はこの蚕糸事業団の在庫について、かつてカビ糸が発生した、こういう趣旨のことを申し上げたこともありまして、そういう延長線での問題をみてまいりますと、今答弁書には五年前の水準に在庫が減少したということを書いておられますけれども、実は中国から一万二千五百俵というものが近く入るわけですね、ことしの十月から来年の三月にかけて。これは二国間交渉で決まっておりますのであります。このほか韓国との関係では、価格がまだ未定ではございますけれども、韓国の方から八千八百俵買ってくれ、こういうことを言っておられるわけですから、約二万俵以上のものが輸入をされていることになるわけでありまして、五年前の水準に下がったというのは瞬間風速で見たところの数字であって、年間を通じて見るならば依然として在庫はふえるわけでありまして、

今の会計検査院の方からの報告がございまして、上に、臨調でもこの在庫については非常に心配をしておられるわけでありまして、私としては、一体いつになったら計画的にこれが減少するのか、本当にいいのかということを確認し問題提起をしたいわけでありまして。カビ糸の発生についてはこの前の私の質問の中で申し上げておりますように、五百十二俵あったわけですね。長期間在庫をいたしますと品質が劣化をすることは当然であります。

そういうことから申し上げますと、つい最近でございましてけれども、これはことしの五月であります。埼玉県の小川というところと滋賀県の長浜の機屋さんに、蚕糸事業団から新規用途として十俵ずつ放出をされておられるわけです。これを六月に機械の機械にかけたところ糸がずたずたに

切れてしまったというのが発見されました。そこで七月になりました。埼玉県の小川と長浜の機屋さんは、日本生糸問屋協会の事故審査委員会にこれを持ち込みまして、一体これは本当に事故なのかどうか調べてくださいよ、事故ならば、我々が積み立てておるところの損失補てんをやってもいいという訴えをいたしました。審査結果として、長浜の場合は二十七デニールというのですか、事業団からの買入れ価格はキロ当たり八百五十円だったけれども、事故糸だということを確認してキロ当たり五千円、差額三千五百円を補てんします。小川についてもキログラム八千六百円、三十一デニール、これをキログラム七千五百円という評価額にいたします。五百六十円補てんをするという決定が出ておられるわけでありまして、こういう事実について当局は御存じでありますか、お伺いします。

○浜口政府委員 ただいま先生御指摘の切れの問題につきましてお答えをしたいと思います。現在の前に事業団の在庫の数量でございまして、現在のところ、この前の答弁書にお答えをした時点から八月の末をけみしてあります関係から、事業団の八月末現在の数量は十三万九千四百四十八俵であります。これは五年ぶりに十四万俵を下回る水準ということでございます。

この点に関連いたしまして先生の御指摘は、これは瞬間風速ではないかというお話がございましたが、御指摘のとおり瞬間風速ではございまして、けれども、あくまでもそういう水準になった。かつて十八万俵というような水準に比しまして、現時点において具体的な事実といたしまして十三万俵台になったということでございますので申し上げます。さらに先生御指摘の中国、韓国の問題がござい

ます。中国の問題につきましては、一万二千俵という問題がございまして、これはまだ応札に至っておりません。韓国については、この数字は具体的な数字がございまして、先生おっしゃるよう

二万俵という数字の問題は、現時点におきましてまだ具体的な事実となっていない。そういう意味で具体的な計画的な売却といったようなもの、さらには決算委員会や御決議のあった点につきまして、農林水産省といたしましてその点、価格の状況というものに就いて先生御指摘のような在庫の古いものからできるだけ売っていかうという心構えでいることを申し上げさせていただきます。第二の点でございますが、今御指摘の点につきまして、事業団が本年の五月に新規用途として売り渡しました八百九十二俵の中から、特定の製糸会社一社の製造に係る四十四俵のうち三百キロと申しまして、今先生がお話になりましたような契機で、現在日本生糸問屋協会で現地調査を実施した上で事故認定審査会を開催いたしまして、その損害補てんの手続を進めているということをお伺いしております。

○草川委員 当局も認められたわけでございますが、その原因は一体何か、あるいはその在庫管理は適正であったのかどうか、あるいはメーカに原因があったとするならば、現在在庫の中にそのメーカのものがあるわけでありまして、そのすべての在庫についても速やかに調査をする必要があると思っております。そういう点について私はきょうこの委員会でも長々と申し上げる時間がございませぬけれども、ひとつ厳正な調査としまして今後の対応、あるいはまた他のメーカにも同様なことはないので、そういう心配について調査を要求をいたしましてこれは終わりたいと思っております。後日またその報告をしていただきたい、こう思います。

時間がございまして、次に乳価の問題を取り上げさせていただきます。これは過日の物価問題特別委員会におきまして、私ばかりではなくて社会党の竹内先生も大変熱心に取り上げられていた問題でございまして。そこで、この酪農経営の実態というのが私の選挙区

にもたくさんあるわけでございますけれども、私が考えていた以上に非常に苦しい酪農経営の実態だということをつぶさに私も調べてまいりました。これは農林省の統計でございまして、昭和五十年に十六万戸あった酪農家が七万九千に減ってきておる、こういう事実もあるわけでありまして。また、酪農経営は戸当たり平均千二百円の負債をしようとしておる、大変苦しい状況だということでございます。問題は一つ、いわゆる大手メーカ、乳業メーカでございまして、生乳取引の契約が正常に行われていないかどうかというところだけに問題点を絞ってきょう私は議論をしたいと思っております。

七月二十九日の農水委員会、局長は酪農法十八条にあるところの生乳取引契約の文書化という問題について、契約の文書化ということは取引近代化の基本である、だから指導しておる、大部分が文書により整備されているというような答弁をしておられるわけでありまして。あるいは乳価交渉も事実上決着しておるよ、これは竹内先生に対する答弁ですね。特に大きな紛争が生じている事例はない、こう言っておられるわけでありまして。私は本当に今、大手乳業メーカとの間でそういう交渉がうまくいっているのかどうか、これは農林大臣の加藤先生にお伺いをしたいわけでありまして。

これはことしの四月でございまして、岡山県の酪農協同組合連合会が、これは大変たくさん買っていたいておられるわけでございますが、「オハヨー乳業」という会社があるわけでありまして。ここで年間三万二千トンの取引があったわけでございますけれども、突如一万二千トン減量通告をする、こういうことで、岡山県の指定生乳生産者団体であるところの岡山県酪農連は大変な混乱が起きまして大騒ぎになっておられるわけでありまして。結局、いろんな交渉が行われてマイナス三三%、二万一千二百トンの取引で終わったわけでありましてけれども、こういう事実は大臣はどのように御理解なさっておみえになるか、お伺いしたいと思います。

○加藤國務大臣 報告は聞いておりますが、詳しい中身は存じません。局長からお答えいただきます。

○草川委員 京谷局長に後でまとめて答弁していただきたいのですが、岡山県の話は、私が指摘をしたのは、牛は三百六十五日ですから、土曜、日曜はないわけですから一定のものは出荷されるわけですね。ここで非常に交渉が難しいわけですね、普通の商品と違いまして。だから農水省は県の段階で指定団体というのを認めるが、そこで集荷をしてそれぞれ多元販売をする、こういうことになっておるわけでありまして、こういう場合でも安定的な契約というのは絶対必要ですね、あしたもう乳は要りませんよと言われたら困るわけでありまして。だから、手厚い保護も農水省はしておるわけでありまして。私もこの前も公正取引委員会を呼んで、文書契約は必要じゃないだろうか、こう聞いたら、取引近代化の基礎で文書化というのは非常に必要だということを公正取引委員会も言っておるわけですね。また農水省もそういうことを言っておみえになる。しかし、現実にはそうではないという問題があるわけでありまして。その点についてどのように御理解なすっておみえになるか局長に改めてお伺いをしたい、こう思います。

○京谷政府委員 先生御指摘のとおり毎日生産をされておるものでございますので、生乳の取引の安定を図ることが生産者にとりまして大変重要な事柄であるというふうに考えております。その生乳の特殊性ということも踏まえながら生乳取引の安定を図るために、その契約を文書化して取引ということとは、御指摘のとおり酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律十八条でその方針がうたわれておるわけでありまして、私もこの規定に則しまして指導を図っておるわけでございます。しかしながら、御承知のとおり、地域の事情によりまして相当異なった状況がございます。ところによりましては基本的な部分の契約を文書

化しまして、数量とかあるいは価格といったような点については毎年度口頭協議で取引を行っておるという実情も間々あるわけでございます。

私もこれを文書化をするように努力をしておりますが、まことに遺憾ではございますが、完全にそれが励行をされてないという実情にあるわけでございます。私も改めてこの問題について調査をしてみます、いろいろ不十分な点がございますし、また実情把握につきましても手ばかりがあつた点がありますこと、大変遺憾に存じておるわけでございます。現在取引当事者であります乳業メーカーあるいは指定生乳生産者団体、さらに都道府県に對しましてその実情調査をしておりまして、早急にその実態を把握した上でこの文書化の励行について指導をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○草川委員 七月二十九日の農水委員会の竹内先生の答弁よりは大分変わつてきておりますね。その当時は今申し上げたように、文書化については大部分は整備されておる、こういうようなことを言っておみえになります。多少ニュアンスが違つておみえになります。そこで問題は、私は農水省の姿勢にあると思うのです。

実は八月二十五日の物特のときに、農水省は、ホクレンについては文書化はきちつとできておるという言い方をしておるんです。これは議事録からの抜粋ですが、私が大手三メーカーと具体的に文書化しておるという例はないんじゃないですかというのを聞いておるわけですね。答弁は、先生のお言葉ですが、生乳の取引につきましては、午前中にも答弁をしたのでございますが、既に調査報告が来ているところでございます。例えば北海道につきましましては、生乳の取引契約書はそれぞれ項目について定められているというところがございます。この北海道のものには期間別取引数量とか用途別とか乳質基準というものが明記されているのですかと私が質問したら、明記されている。それは三社ともきちつとしておりますか。三社ともでございます。こういう答弁が八月の二十五

日の物特であるわけでございます。

（ホクレン）

そこで私が農水省に、では具体的に北海道の契約をしておるところの契約書の写しを欲しいというのを言つたらこれを保持してきていたかというのを。今の御答弁にありますが、生乳取引の基本契約なんですか。私は、いわゆる生乳取引の契約書はあるのか、その生乳の取引の契約書というのは農水省が示した模範受託規程に基づく契約書のつもりで質問しておるわけですね。そうしたら、それと違う生乳取引基本契約書がありますよと云つて持ってきたのです。ところが、これも中身を見ると、取引数量、受け渡し場所、取引価格が書いてないのです。「別に覚書により定める」なんです。だから同封されてないのです。農水省の指導するところのモデルの取引契約書はきちつと別表一で定める、一緒につけておけ、こういうことを言つておるのです。だから、農水省は違うことを私に答弁しておるわけですが、その点はこういうことでございますか。

○京谷政府委員 ただいま先生から北海道の場合の実情、基本契約が契約として締結をされておる、私どもの模範契約例で、その契約の別表で同時に決めるべき事項を毎年毎年のいわゆる覚書で決めておるという御指摘、そのとおりでございます。物特におきまして私どもの担当課長が申し上げましたことは、恐らくこの覚書も事実上契約と同様の効果を持つものであるという認識のもとに契約内容が事実上整備をされておるといふ答弁をしたものと思ひますけれども、私どもの從來から進めております指導方針とややそごする点がありますこと、またそのことについて明確に答弁で申し上げなかったことにつきましては大変遺憾に存する次第でございます。

○草川委員 さらに問題がありますのは、私も、あくまでも酪農家の生活が苦しいという実態から、とにかく契約だけはしっかりしないさというところ、今も取引の契約書と基本契約とはほぼ同じだという趣旨のことを言っておみえになります。す

ども、農水省が私に渡したホクレンが結んだという生乳取引基本契約書はどういうものかという、契約の期間は昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までとする。それを一体いつ締結をしたかといつたら昭和六十二年二月一日に締結しておるわけですね。だから、去年の四月一日から年度末までの契約をことしの二月一日にするというのは一体どういうことですかと聞きたいわけですね。

それから、この基本契約書に「覚書により定める」とあるが、その覚書の中には、今はそういうことはないと言つておるがばつぱりした答弁ではないのでもう一回念を押しますけれども、取引の数量、取引価格、用途別の内容あるいは乳脂率、グレードですね、そのものが明確に添付されて、取引基本契約書に付随しておるのか分けてあるのか、とりあえずこの基本契約だけを結んだのか、どちらかを明らかにしていただきたいと思ひます。

○京谷政府委員 二点お話があつたわけでございますが、第一点の契約締結時期の問題でございますが、御承知のとおり生乳取引契約につきましましては、契約当事者であります乳業者と生産者団体であります指定生乳生産者団体との間で事実上の交渉を進めまして、双方が合意をした時点で正式の契約書なり覚書が取り交わされるということでございます。その間いわば仮契約というふうな形で取引が行われるという商慣習になっておるわけでございます。現物が取引される以前に取引についての合意を得てこれを文書化するということが望ましい建前でございまして、取引内容についての双方の合意が完全に形成されるまでに大変時間がかかるし、また正式契約が完了するまで生乳という商品は商品の取引をストップしておくとございましてこのようないふ実態になっておりますことを御理解を賜りたいと思つたわけでございます。それから、覚書が本来契約書の別表で決めるべ

き事項を完全にカバーしているかどうかという問題でございますが、私も完全なチェックをしておるわけではございませんが、覚書の別表として必要な事項については双方の合意が確認をされておるといふように理解をしておるつもりでございます。

○草川委員 そうしたら、これが終わってからのいいですから、生乳取引基本契約書、二通持ってきたのだから、覚書を一緒にすぐ持ってきてください。どうして私の方に分けて持ってきたのですか。農水省の私に対する態度というのは、押せば下がる、黙っておればそれでいいこと、態度が違うのです。少なくとも国会答弁では、その中身については明記をされておりますね、それは三社ともきちっと明記をされているという答弁をしているのです。だから、私はうそを言ったと言わぬとかそういう言い方は嫌ですから申し上げませんけれども、少なくとも私の質問に対して農水省の態度は誠意がないですよ。本当になければないで今のような答弁になってしまおうと思うのですけれども、今の局長の答弁もおかしいですよ。生ものだから、交渉は時間がかかるといふこと。ならばそれは法律違反ですよ、酪農法第十八条に、契約の文書化というのを明確にやらなければいけませんと言っているわけですから。

結局大手メーカーがそれだけ強いのですよ。大手メーカーが強いから、酪農家は自分たちで農業協同組合をつくってそれでメーカーと団体交渉をやるうじやないかというので、全国生乳需給調整農業協同組合連合会をつくったのです。農業組合連合会をつくって、メーカーに對等に交渉してくださいます、こちらは生ものを扱っているのだから、弱いから、団体協約をとにかく結んでもらいたいというお願いをする。農林省ひとつよろしく頼む、声をかけてくれと言おうと、十九条の三でだめだと言っただけで断るわけでしょう。農水省はだれの立場に立って行政をやるのか。しかも、私がこうやって追及すると、農水省の課長は二十九日に北海道に飛んだのでしょ、ホクレンに行った

のでしょ。わざわざ土曜日に何のためにホクレンに行ったのですか。つい一カ月前にもう一回行っておるでしょう。農水省の本省の役人が二回もホクレンへ行くというのはどういふことなんですか。何か国会答弁の調整に行くのですか。私はそういうことは言いたくありませんけれども、ホクレンの問題は別として、ホクレンが一番強いのです。ホクレンが一番大きな力を持っています、翌年に私が申し上げたような協約しかとれないわけですね。それだけ大手が強いわけですね。

ではホクレン以外の弱い酪農組合は一体どういう現状かという、これは東京近郊の指定団体であるところの酪農団体でありますけれども、昭和四十六年から大手四社との契約はやっていないといふのです。四十六年までは雪印だとか明治だとか森永とか協同と協約を結びました、しかし四十七年以降は残念ながら文書契約はやっていない、こう言うのです。そこへ農水省は、今度は経済局だと思ふのですが、関東農政局が監査に来るわけでしょう。それで、一つの単位で二百億、三百億の生の牛乳を扱ってメーカーの方へ売らるわけですから、契約がないのはおかしいじゃないかという指導をしておるはずでございますけれども、農業協同組合法第九十四条第四項の規定に基づく検査結果、この点についてどういふような検査結果になっておるのか経済局にお伺いしたい、こう思います。

○青木政府委員 ごく最近の実績につきまして御答弁申し上げます。

農協法に基づきまして、指定生乳生産者団体たる農協につきまして私も検査をいたしておりますが、六十一年度におきましては八組合を検査いたしております。その中で文書化の必要性について指摘をいたしました組合数は四組合、それから六十年年度におきましては十組合を検査いたしております、うち三組合については、また五十九年度におきましては、六組合の検査対象組合のうち一組合について契約の文書化について指摘をしたところでございます。

○草川委員 私も、今の答弁で、あとは本当に全部文書化してあるのですかと聞いたら、そうじゃないと言ふのです。相変わらず文書化はないんだ。ないけれども、メーカーに対して、文書化をしない、あるいは県知事に届け出をしないといふので、農水省からも怒られるから、早くメーカーさんやっつけてくださいという手紙を持っていつている。ところがメーカーはそれを受け取らないから預かり証だけとってくるわけですね。預かり証を検査官に見せて、我が酪農組合はこのように一生懸命やっておりますけれども、残念ながら文書化はできません、また今度も御指摘があると格好が悪いから、悪いけれどもこの指摘を免れるように御配慮願いたい、こういう実に気の毒な酪農組合とメーカーとの間柄になっておるわけですね。

だから、この酪農家は本格的に對等の立場に立つて酪農家の声を取り上げて、そこで交渉してあげない、そういうヘルプをするのが私は農水省の立場だと思ふのです。その団体が、私は今申し上げたように全国生乳連、全国生乳需給調整農業協同組合連合会であるはずなんですけれども、諸行動をしていないからだめだと言ふ。しかも、この前の答弁では、本来ならば法律ができたときからは考えられなかった、酪農等の組合に団体交渉権があるやのごとき御答弁をなすっておみえになる。

これはもう時間がございませんでまた別の機会にねと思ひますけれども、私はこの際農林大臣にぜひ聞いていただきたいのでございます。今申し上げましたように、酪農経営というのは三百六十五日休むことができません。非常に苦しい状況にある。しかも、相対的にはメーカー側の方が優位に立つ。本来の近似的な契約関係からいえば、文書化というのは当然だ。しかもそれは法律で、酪農法でもきちっとしてある。しかし、それがなかなかできない。一番強いホクレンにおいて翌年回しになってしまふ、こういう実情を私は申し上げたわけでありませう。かくなる上は、この全国生乳需給調整ができる農業協同組合連合

会、ここが大手のメーカーと、労働組合というならば総評あるいは同盟、こういうような立場に立つて、現場とは離れておるけれども、そこでメーカーにこういうふうにしなさいよ、せめてこういうモデルで話し合いをしなさいよ、そして単位の指定団体が、県でそれまた数箇の問題だとか細かいことを相談する、こういうルールがあつてしかるべきだと思ひます、そのルールをつくるのは私は農水省以外にはないと思ふのです。ここで決断のある大臣の答弁を求めたい、こう思ひます。

○京谷政府委員 生乳取引に関する契約の文書化の問題につきまして、実態がなかなか法律に定めるところに従って行われていないという実情につきまして御指摘も受けまして、契約当事者はもちろんでありますし、私もないしは都道府県を通じた指導のあり方について今後十分強化をしてまいる必要があるというふうに考えておるわけでございます。

それから、御指摘の、生乳取引に関する生産者団体と乳業者との関係でございませうけれども、御承知のとおり、不足払い法が制定をされました原則的に県一本の、県の連合会ベースで一元集荷、多元販売という体制が今日確立をしておりますので、両者の交渉力について、生産者側がいわゆる大メーカーとの取引上非常に不利な状況下に置かれておるといふふうには必ずしも言えないのでございます。乳価を初めとします生乳取引に関する交渉につきましては、現在の指定生乳生産者団体、各都道府県の県連段階の団体において乳業者を相手にそれぞれ行われておるわけでございまして、これが適切な内容で、双方が公平な立場で交渉が進められ、円滑な生乳取引が進められるように私どもも努力をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○草川委員 もう時間が来ましたので、残念ですが私はこれで終わりますけれども、今の局長の答弁は非常に不満であります。本当に酪農経営の困

難さを御認識なすつていない。そしてまた、私は数々の具体的な事例を挙げて申し上げましたけれども、私が知り得た範囲内でも以上のとおりであります。私が知り得ていないところの酪農経営の実態はもっとひどいわけでございますので、いまだ取引契約の内容が、事前に具体的な数量まで、用途別に、しかも乳質基準にまでわたって行われるようにやっていたか、今の御答弁の端々に私の言った事実を否定するような御発言もあるわけでございますが、私は非常に残念でございます。

時間がないのでこれで終わりますけれども、ぜひ農水省として、酪農経営の今後のあり方、特にこれは国際的にも非常に重要な時期になってきておりますので、真剣な対応を要望して終わりたい、こういうふうに思います。大分残りましたけれども、これで終わりたいと思います。

○玉沢委員長 山原健二郎君。

○山原委員 今回の農薬汚染、オーストラリア産牛肉事件、これについて質問をいたします。

厚生省、お見えになっておると思いますが、問題の農薬の暫定基準値と検査方針を明らかにしましたね。これについてですが、厚生省の方針によりますと、検査対象を豪州産の牛肉に限っております。他国産のものあるいは牛肉以外の食肉についても検査をすべきではないかと思っておりますが、この点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○難波説明員 お答えを申し上げます。

現在まで問題となっておりますのはオーストラリア産の牛肉であるということから、これについて優先的に検査を実施するという措置を今回とったものでございまして、今後とも他の輸出国の状況等も含めて情報収集に努め、問題が生ずるおそれのあるような場合には必要に応じて検査対象を拡大したいというふうに考えておるところでございます。

○山原委員 東京都の食品衛生監視員協議会の昭和六十二年度研究発表抄録、これをちよっと持つ

てきていますが、この中で「輸入食品の残留農薬実態調査」の結果がまとめられております。時間の関係で他のところは省略しまして食肉類について見ると、二十八検体中十八検体から農薬を検出し、特に鶏肉については一〇〇％という結果が出ている、生産国も多数に及んでいる、こういうふうに出ておりまして、このレポートの最後に、「今回の調査では、すでに禁止となった農薬が高濃度に検出される等、ある程度実態をつかむことが出来た。一方で、農薬の使用状況は国により異なり、今後各国の使用状況を把握しながら、的確な検査を実施し、輸入食品の安全を確保して行かなくてはならないと考える。」という指摘がなされておりますが、今情報の収集というお答えがございましたけれども、少なくとも輸入国の農薬使用状況、規制の実態等を把握しまして、その実態に応じた検査を行うべきではないかというふうに思いますが、その点はどうお考えですか。

○難波説明員 お答えを申し上げます。

ただいま先生御指摘の東京都の食品衛生監視員協議会の研究成果については私もデータも把握してはいるところでございますが、確かに検出率は高いわけでございますが、私も今回定めました農薬の残留許容値に比べましていずれも下回っているレベルであるということでございます。確かに世界各國で有機塩素系の農薬はかつて使われておりまして、我が国も含まれて多少の汚染はまだまだ残っている実態がございまして、微量の検出というものはあり得るわけでございますが、私もそういったしましては、さらに今後とも諸外国の状況等実態の把握に努めながら、必要に応じて検査体制を強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山原委員 輸入農産物が急増する中で、現在検査、検疫に当たる人も体制も弱体である、まさに四苦八苦している現状ではないかと思っておりますが、こういう状態でそのことが果たしてなし得るのかという点はどうでしょうか。

○難波説明員 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように食品の国際交流が盛んになる中で、水際チェックと申しましようか、輸入食品の検査体制につきましては非常に重要なことは申すまでもないことでございますし、私も厚生省といたしまして、従来から食品衛生監視員の増員等その強化を図ってまいっておりますところでございますが、すべての食品のすべての項目を検査するということは到底不可能なことでございますし、今後とも諸外国の情報の入手に努めるなど優先的に、どういうもの、どういう食品、どういう物質を定めて検査をするかというようにすることについて十分配慮しながら、効果的、効率的な検査の実施を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。そういう意味におきまして、今後とも輸入食品の監視体制の充実強化について一層努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山原委員 検査、検疫体制が弱いために輸入食品が滞留をして商品価値を失うというようなケースもあると聞いておりますが、そういうことは経験しておりますか。

○難波説明員 お答えを申し上げます。

食品によつて、また汚染物質等の程度によつて取り扱いが違つてございまして、生鮮食品等につきましては、できるだけ早く通関措置をとつた上で検査結果が出た時点でそれを国内で押さえて、もし違反があった場合は処分できるというような運用もとつておるところでございます。極力検査を急ぐとともに、そういう生鮮食品がむだに廃棄されることのないような努力をしているところでございます。

○山原委員 たばこの問題が先般ありました。さらにまたトウモロコシ、小麦などの問題についていろいろな問題が出ておられるわけでございますが、そういう意味で人的にも予算的にも手当てを厚くして改善を図ることが今日の情勢の中で非常に重大な問題だと思っております。そういう意味で、厚生省もさることながら農水省の方においてもこの体制の強化ということが必要だろうと思っております。

が、農水省はどういうふうにお考えですか。

○京谷政府委員 私どももいたしまして、安全な食糧供給という観点から厚生省とよく連絡をとりまして、食品衛生法上の要件充足のために努力をしてまいりたいと考えております。

○山原委員 今回の事件から何を学ぶかという問題ですが、安からいって食糧を安易に外国に頼る、輸入をどんどん拡大することがいかに危険かということをはっきりとした事件ではなかったかと思うのです。そういう点から見しても、安全性に関する監視も行き届きやすい国内産をもっと振興し、自給率を高めていくことが必要だと思つておられます。この点については当然大臣もそうお考えだと思つておられますが、大臣のお考えを伺いたいです。自給率の問題です。

○加藤国務大臣 近年、輸入食糧の増大に伴ひまして、国民各界各層からその安全の問題について大変大きな関心が寄せられておるところでございます。農林水産省としては、国民に対し安定的に食糧を供給していくという基本的な立場に立ちまして、安全性の問題につきましましては関係省庁とも十分連絡をとりながら今後やっていきたい。自給率の問題につきましましては、当委員会がたびたび御議論いただき、また私もお答えをいたしておるところでございますが、できる限りの向上をしていかなくてはなりません。そして国民においしくて安いものを供給するということも夢寐にも忘れてはならない、こういう立場でおるわけでございます。

○山原委員 八月の十三日、農水省は八七年度下半期の牛肉輸入割り当て量を決定しておられるわけですが、それによりまして、前年同期に比べ三万八千トン増の十二万一千トンで、上期分と合わせますと八七年度総枠は二十一万四千トンになるわけですが、この量は、日米、日豪間で取り決めた八七年度輸入総枠より三万七千トンも上回つておられるわけですが、どうしてこういう事態になったのか、この点を簡単に説明してください。

○京谷政府委員 本年度の牛肉の輸入割り当て数

量につきましては、ただいま委員から御指摘のあったとおりでございます。このような数量を設定しました理由は、国内におきまして需要の見通し及びこれに対する国内生産の見通しの結果、不足する分についてはやむを得ず海外からの輸入を行っていくというところで決定をしたものでございまして、国内の需要増加、それに対して国内生産が十分に追いついていないという実情を反映したものでございます。

○山原委員 その問題ですが、需要が前年比五・四％増なのに国内生産が前年と同水準にとどまる、こういう事態がどうして起こったかという問題とまず関連してきます。本日から日米貿易委員会が開かれます。この中で牛肉輸入枠撤廃を米側が強く迫ってくるのではないかと、現在開かれていくわけでございますが、予想されているわけではございません。今回の農水省の輸入枠の大幅拡大は米国の自由化要求に弾みをつけることにはなるのではないかと考えられますが、その点はどういうふうに判断をしておりますか。

○京谷政府委員 牛肉輸入問題につきまして、現在開かれております日米貿易委員会においてどのような話が行われるか、まだ私も何らの情報も得ておりません。ただ言えますことは、一九八七年、本年度の輸入割当数量につきましては、そういう問題とは全く関係なく、国内の需給関係に対応した措置であることを申し上げたいと思っております。

○山原委員 そういうお答えならば、国内牛肉生産振興に取り組むべきではないでしょうか。和牛が高値続きの最大の要因は、供給量が需要に対して少ないということでございます。幾ら安いと言われる輸入牛肉を多くしましても、和牛とは品質が全く違うために和牛相場の引き下げには単純には結びつかない。やはり和牛供給量をふやすことが重要になってくると思います。国内牛肉生産振興に取り組むことが必要ときではないかと思っておりますが、この点についてはどういってお考えを持っておるか伺います。

○京谷政府委員 国内の牛肉生産の状況を申し上げますと、御承知のとおりその六〇％強は酪農部門から供給される乳牛肉でございます。残りの四割弱が御指摘のような和牛生産でございます。この両者の状況を見ますと、乳用牛につきましては、御承知のとおり牛乳あるいは乳製品原料として使われる生乳の生産が飼養の主目的でございまして、いわばその副産物として生産をされる牛肉を肉として仕向けるということでございますけれども、御承知のとおり牛乳、乳製品の需給事情を反映いたしまして、乳用牛の飼養頭数そのものが相当の制約を受ける状況でございます。したがって、そこから生産をされる肉の量にも大変限度があるという状況でございます。

それから和牛につきましては、御承知のとおり伝統的な肉用牛飼養として行われてきておるわけでございまして、肉の価格あるいはそのものとになります。子牛価格の変動によりまして飼養頭数が大きく変動するわけでございます。昨今の状況で申し上げますと、昭和五十七年から五十九年にかけて子牛価格が大変暴落をいたしましたために、資源の再生産要素となる雌の母牛の頭数がその当時大変激減をいたしました。その結果、和牛肉そのものの生産基盤が大変弱体化をしておるわけでございます。

私もそういった状況を踏まえながら、酪農部門から生産される乳牛の肉の生産を拡大するために、酪農経営と肉用牛経営の合体をするようないわゆる酪肉複合経営というものの育成でありますとか、あるいは和牛で申しますと、資源増強を図っていくことが基本であるということで各般の施策を展開しておるわけでございます。特に昨年十一月の農政審議会報告も踏まえまして、飼料基盤の拡充あるいは繁殖経営の規模拡大、合理的な肥育の推進等々の施策を進めておりまして、その長期的な方向を示すために、従来からございまして「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、これは五十八年につくった方針でございますが、これの見直しに着手をしまして、長期的

な肉用牛生産の振興方策について現在検討を進めておるところでございます。

○山原委員 牛肉とともに今輸入自由化の攻勢を受けております。かんきつについてでございますけれども、御承知のようにことしのミカン生産は表年に出るかと天候にも恵まれたということとで、新聞を見ますと二百六十万トンを超す大豊作が予想されております。昨年は裏年だったにもかかわらず価格が低迷をしまして生産農家は苦しい状況に置かれたわけですが、ことしはさらに価格暴落という事態が起こりかねない情勢を迎えております。政府は果樹農業振興特別措置法に基づき生産出荷安定指針を定めまして摘果運動や出荷調整に取り組んでおりますが、より総合的な対策が求められておると思っております。この点についての政府の対策を最後にお聞きしたいと思っております。

そして同時に、大臣に対しまして、こういう状況に加えましてオレンジの輸入制限撤廃となれば、日本のミカン生産農家は壊滅的打撃を受けることは必至だ、こういうふうにも思われます。現在開かれております日米貿易委員会でも米側から要求が出される可能性はあるわけです。牛肉とオレンジの輸入枠の拡大、撤廃は断じてしない、こういう立場で交渉に臨んでおると思うのでございまして、その点についての大臣の決意を最後に伺って、私の質問を終わりたいと思っております。

○浜口政府委員 先生御質問のことしのミカンの状況でございますが、温州ミカンにつきましては、先生がお話のように本年産は表年になりました。さらにことしの冬が温暖に推移したことから開花状況は極めて多く、生産量が、去年の場合には二百七十七万トンでございましたけれども、これに對しまして大幅に増加することが見込まれるわけでございます。一方需要につきましては、果汁消費は天然果汁の需要増によりまして微増が見込まれるものの、全体に需要量はほぼ前年並みと見込まれるものですからこの需要が均衡を失うおそれがあるということであり、また生産者団体からの強い要請もございまして、ただいまこれも先生

のお話のように、果樹農業振興特別措置法の第四条の第三項の規定に基づきまして、六十一年の法改正後初めて計画生産から計画出荷に至る一連の措置を講ずることを内容とした生産出荷安定指針を定めて、七月八日に公表したところでございます。

産地におきましては、それぞれの地域に応じましてこの指針に従いまして、生産目標量二百二十万トン達成するために摘果を内容とする計画生産を推進しております。八月一日現在で、統計情報部の公表されたところから見ますと、生産出荷予想で二百六十一万五千トンの生産出荷という時点ではございますが、全国各地におきまして、昨年は小粒のものが、先生おっしゃるよう裏年の関係で値段が低迷したということもございまして、より良質のミカンをつくるべくこの摘果が行われているわけでございます。これは今月いっぱい行われるというふうにも考えております。私も、既に今御指摘のとおり計画出荷というところまで定めておりますが、この強力な摘果といったような状況を踏まえまして、総合的な対策、需要等々も含めまして指導を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○加藤国務大臣 牛肉の輸入につきましては、合理的な国内生産による供給を基本としつつ、これで不足する分を輸入割当制度のもと、計画的、安定的に行っているところでございまして、今後ともこの基本方針を堅持してまいりたいと考えております。

また、かんきつの輸入自由化が困難である事情というのとは変わっております。米国にはこれまで我が国のかんきつ農業の置かれていた厳しい状況について十分説明し、その理解を得るよう最大の努力を払っているところであります。今後の交渉に際しまして、我が国果樹農業の健全な発展を損なうことのないよう努力する所存でございます。

○山原委員 終わります。
○玉沢委員長 午後一時から再開することとし、

この際、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時開議

○玉沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。石橋大吉君。

○石橋(大)委員 私は、きょうはかねて大変な懸案になっております島根県の中海・宍道湖淡水化・干拓問題を中心に農水省のお考えをたじたいと思ひます。

まず初めに、七月十八日付の島根県の地元紙山陰中央新報によりまして、前日、七月十七日に都内の某ホテルにおいて、島根県選出の衆参両院自民党議員の皆さんと澄田島根県知事、高木島根県農林水産部長が出席し、農水省からは構造改善局長さんが出席になって、中海・宍道湖の淡水化問題について非公式な協議が行われた、こういうふうな報じられておるわけでありまして、そしてその席で農水省側から、従来の方針と異なる淡水化試行について、中浦水門のゲート十個のうち一部分を開放したままでの試行開始案が示された、こういうふうな報じられておるわけでありまして、これは事実かどうかをまずお伺いしたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 昭和五十九年の八月に、現在の試行計画、つまり三年間で中海ですとほぼ現状の七分の一程度の塩分濃度に引き下げていくという形で徐々に淡水化したいという試行の計画について、それで水質にも影響がないという中間報告をいただいて、同日島根と鳥取の両県に試行させてほしいという協議をいたしまして、御承知のような形で賛成とかまたいろいろ反対とかということになかなか事態が打開できませんで、現在まででちょうど三年を経過いたしております。私も農林水産省といたしましては、この五十九年八月の中間報告あるいは六十二年二月に出されました助言者会議に対する私の六十二年八月の回答に示されますように、現況程度の水準を維持しながら

ら宍道湖なり中海なりの淡水化が可能であると考えておるわけですが、両県ともこれまで十分議論を尽くしておきまして、私もとしては、もはやデスクの上で議論するよりも安全を確かめながら実際に水門を閉めていくという試行をやる時期に来ていると考えているわけです。

今お話しする七月十七日ですが、島根県の六十三年度予算重点要綱が知事から県選出の自民党の国會議員等にお話があった席が終わった後で、県から六十三年度予算要綱といたしまして、揖屋それから安来工区、そういうところを早期に部分完了してほしいとか、負担金の軽減問題の要請があったわけですが、そこでその際私たちが呼ばれて、この中海干拓の現状はどうなっているかというところをきちんと聞かせてほしいという話があった、私も出席をいたしました。したがって、いわば現状と問題点をお話しするというつもりで私も出かけていきました。その席上で最終的な結論は特段具体的にあつたわけではなくて、淡水化を試行するそのやり方については、県なり地元なりの納得のいく形で具体的に考えてくれというものが、そのときの会合の最終的な結論であつたというふうに記憶をいたしております。したがって、私も何が何かという具体的な提案をしたとか新しい提案をしたというところではなくて、現状と問題点について話をし、その中で水質監視を十分にやるとか、試行中にも水質が悪くなれば後戻りするということにも配慮したかどうかとか、そのために水門のあけ閉めを弾力的にやったらどうかというようなことが話題になったということを記憶しております。

その席上で私どもの方から申し上げましたのは、今まで中海干拓の水質問題について御検討いただきまして専門家グループがありまして、これは京都大学農学部南教授を委員長といたしまして宍道湖・中海淡水化に伴う水管理及び生態変化に関する研究委員会、俗称南委員会と略称いたしておりますが、そこに、水門を一部あけることは今までなかったのだけれども、一部あけつつ放しにし

ておくことも検討をお願いしたらどうかと思つておられることを私どもの方でお話ししただけでございまして、その席はもう具体的な提案をしたわけではございません。なぜならば、これは出ていってしまう方も島根県の関係者でございまして、御承知のとおり中海干拓は島根県と鳥取県と両県にまたがる話でございまして、鳥取県との関係者がおられない席で具体的な提案をするというのは片手落ちになるし、また私たちが今それと詰まっていた段階ではございせんので、これからそういうスケジュールで専門家グループに検討を依頼しようかと考えているというお話をしたわけでありまして、新聞では今お話しするような形で報道されたということだと思ひます。

その後両県からその具体的な内容を明らかにしてほしいという照会を受けましたので、ただいま申し上げました南委員会の意見を聞いた上で、これから具体的な案を取りまとめまして両県に提示するように現在作業を進めているところでございます。

○石橋(大)委員 マスコミの報道と私も地元の県民が受けとめておることは、今局長さんが言われたことと非常に違ひまして、率直に言いますと、農水省の方から、ある意味では島根県選出の自民党の国會議員が県知事を招いて、従来と違つた試行方法で試行をするかのような新聞報道になつておるわけでありまして。今局長さんの話を聞くとかなり違ふというところがあります。そういう意味でもう一遍今の話を再確認しておきますが、この席は、島根県の六十三年度の予算重点要求のために農水省にも出席要請があつて出席をした会議であつて、そしてその中で、中海・宍道湖の淡水化問題について現状をいろいろ聞かせてほしいというところで説明をする中で、例えば一部をあけて試行することについてこれから専門家の意見を徴した上で検討する、こういうようなことをいいたつておられるという言い方はよくないかもしれませんが、そういうこともあり得る、こういう程度の話だったということですね。再確認しておきま

す。

○鴻巣政府委員 七月十七日の席は今お話しのように、私たちちょうど六十三年度予算編成の真っ最中でございまして、中海干拓もこの三年ぐらい水門の試行の話が岩盤に乗り上げたような形で進んでおりませんので、予算の組み方といひますか要求の仕方も難しいと思つていましたところに、県あるいは県選出の自民党の国會議員の先生方から、自分たちもそう体系的に最近中海干拓の話を聞いていないので、一度現状なり問題点なりを聞かせてほしいということで私も参つてお話をしていたわけではございまして、今申しましたように一部具体的な提案をしたやに報じられましたが、事実は、もちろん鳥取県もおりません席上でございますので、今からこういうことを考えてはどうかということと専門家グループに研究を委嘱したいと思つておるのですと申し上げました。それがそんな形で報道されたのは大変遺憾なのですが、私たちがとしては、今地元にもいろいろな不安もございまして、できるだけ地元の気持ちといひますかそういうものを理解した上で、地元の理解なり協力なり得られる形で試行の本身というのを、この三年間の膠着状態を打開してやる方法はないかどうかということを考えたのですというように、アイデアがあるということを申し上げただけでございまして、具体的な提案をその場で申し上げておるわけではございません。

○石橋(大)委員 続いて伺ひますが、今の話は、今度は八月十三日に朝日新聞が、今局長が言われますように専門家グループにそういうことで検討をお願いした、こういう報道が出ておるわけでありまして。十七日の話とも、それから今の専門家グループに検討を依頼したという新聞記事の本身とも関係するわけですが、その場合、恐らく専門家グループの検討を待つて最終的に具体的なことが決まるのじゃないかと思うのですが、一部開放イコール一門開放というふうに専ら地元では受けとめられておるわけでありまして。一部開放というこの中身は、一門開放ですか二門開放です

か、その辺ちよつと確認しておきます。

○鴻巣政府委員 専門家グループには八月七日に私どもの方から検討をお願いいたしております。私たちの方は、七月十七日に申し上げておりますのは、一門開放ということでしたときに、特に宍道湖の水質が、三年前にお示しをされている試行案よりももう少し塩分濃度が高い、つまり現状の半分程度ぐらいになることを目標にしてはどうかということを考えていると申し上げました。そのときに、私どもが今まで部内で検討してもらっておりましてシミュレーションの結果ですと、大分水門を一門あけつ放しにしておけば現状の宍道湖の塩分濃度は半分程度になるという結果が出ています。ですから、そのとき頭にありましたのは一門でございまして、問題はむしろ宍道湖の塩分の濃さをどの程度にするかというのが一番大事なものでございまして、それによって、例えば渾水期だとかあるのは四季の中でも時期によつては塩分が濃くなることもございまして、そういうときは一門だけあけつ放しにするということじゃなく、検討の結果一門じゃなくて二門あけるといふことになれば、またそれはそれなりに弾力的に考えなければいけないと考えているわけでございします。

○鴻巣政府委員 今でも宍道湖の西の方で、渾水期に水田にかんがいうる水が足りないとか塩気の多い水が来て塩害を受けているので、できるだけ早く宍道湖の水を淡水化してかんがいう水に使わせてくれという要望は非常に根強くあります。それから、今申し上げました干拓で造成して六十三年度中には干上がるという旨ですが、干陸と私ども申し上げておりますが、干陸可能になる掛屋とか安来工区は、湖に面したところにポンプ場を設けて、淡水化を前提として、淡水化した湖の水をくみ上げて掛屋とか安来工区の水を補給する、かんがいう水などに使うという前提に立っておりまして、私どももいたしましては、そういう当初設計して今日まで至りました中で、やはり最終的にはどうしても淡水化というのを全門締め切つてやらなければいけない、それが一番大事なことでございように考えております。

ただ、先ほど申しましたように、五十九年八月の試行計画は、塩素イオン濃度が二〇〇ppmになることを目標とする本格的な淡水化の準備といふたしまして、湖内の生態系の急激な変化を避けるために三カ年程度ゆっくり時間をかけてまして、中海は一〇〇ppm、宍道湖は三〇〇ppmという目標に徐々に塩分濃度を下げていく、つまり塩素イオン濃度といいますが塩分濃度を下げまして、その間あわせて水質なり生態系なり、そういう各種の調査なり研究なり検証を実施しようと考えているものでございします。そういう意味で、五十九年八月にお示しをいたしました試行計画そのものも完全な淡水化というものでなくて、その過程の一段階と考えております。

七月末に西県から照会を受けまして、現在農水省で検討を進めております水門を一部開放した淡水化の試行計画も、湖の水質なり魚介類に大きな影響を与えない範囲内で水質などの調査、研究、検証を行いまして、デスクワークでなくて、本当にフィールドで水質予測の精度の向上を図りたいと考えてございします。こういう試行をやりました、最終的には、今申しましたように宍道湖の西側なり干陸し終わりました工区に対する水を補給するといふ必要性にたえるため、宍道湖・中海を二〇〇ppmとするという本格的な淡水化計画は基本的に維持いたしていくものでございしますから、私どもも言っております今のアイデアといふますのは、本来から申し上げております淡水化計画を修正するものでもございせんし、見直そうとするものでもないわけでございします。

○石橋(大)委員 引き続き伺いますが、今局長さんの御答弁を聞いていますと、当面、地元の県民、市民の方々が、漁業問題、環境問題、生態系の破壊の問題などを非常に心配をしておられるので、できるだけそういうことが起こらないような水準で淡水化を試行する、こういうことでした、基本はあくまでも既定方針どおり、全面閉鎖の方向は修正をする考えは毛頭ない、こういうことでございします。

しかし、宍道湖のシジミの問題などを初めとして、そういう魚介類や生態系に影響が出ないような形で試行したとすれば、あとの淡水化問題もやはりそういうことでやらないと、せつかくの関係漁民の皆さんや地元の人々の期待を、結局はより悪い形で裏切ることになるのではないかとこの心配があるわけでございします。その点がどうかというところ。

もう一つは、いろいろと科学的、専門的な領域の話になろうかと思いますが、一門か二門開放して三年間の淡水化試行をやつて、全面閉鎖切つたらどうなるかという結論を導かれるような感じにもとれるわけでありまして、具体的に、細かいことはいいですが、大ざっぱな方向として、どういふことでそういうことが可能なのか、ちよつとお伺いいたします。

○鴻巣政府委員 御承知のように、今までの私どもがお願いいたしました専門家グループから、水門を完全に閉め切つた後でも、水門に向かつての一定の方向のスムーズな流れが実現できるから、水質の悪化に影響を与えない、あるいは上層の軽い真水と下のほうの重い塩水の境目にできます層が淡水化によってなくなりまして、酸素が湖の底に届く結果、湖の底にたまっていく腐敗物が溶け出してきて水質を悪化させることはないという中間報告を出したのです。それについても助言者会議の方からは、風の影響を受けにくい米子湾の中では依然として湖底から腐敗物が溶け出してくるのではないかと、アオコの定量的な発生予測は現在の汽水湖—汽水湖というの低い塩分の湖でございしますが、そういう状況であつてもある程度可能ではないかと、水質予測を行う場合のブロック分割は細かいほどいいじゃないかというような話が出ました。

昨年私どもの方でまたそれに回答いたしました、米子湾域でも風が吹いて、風の力で湖底まで酸素が届いて腐敗物の溶け出すのはかなり抑制されるとか、アオコの発生予測は現在の学問レベルでも未解決な問題が多い、霞ヶ浦や諏訪湖で豊富なアオコの実測データが整つても、現在ある汽水湖つまり低塩分の湖では、仮に発生予測が可能であつても結果は信頼しがたいとか、ブロック分割は細かいほど望ましいが、精度、計算量を考えますと、研究レベルで可能であつても実用レベルでは難しい、ほかの湖沼でも、湾の奥の部分とか局部に限定した予測ではない、こんな形でお互いにデータの上ではいろいろ理論を立て、反論し合つています。もうこれから先は、どちらが正しいかは実際にやってみるしかないということでございします。

宍道湖の塩分濃度を今の半分ぐらいに下げるといふことを考えておりますのは、これは今でも毎年四月になりますと、宍道湖の湖心の全層平均で大体一〇〇ppmを下回ります、また平均値では昭和五十五年に一〇〇ppm程度まで下がった経緯もございまして、一〇〇ppmでありまして自然環境に大きな変化はもたらさないと考えておりますことと、また一方、必要なデータの把握という点から考えますと、宍道湖におきまして一〇〇ppm程度になりますと、日本海側から逆流してくる海水量が減りまして、夏に発達する

する湖の底の上の今申しました塩分濃度の安定度が弱まります。塩分濃度の発達が弱まることによつて、溶存酸素量が底まで届きまして水質にどの程度の影響を与えるかという調査も可能になりまして、淡水性の植物プランクトンの割合もふえて、植物プランクトンの種の変化による水質予測モデルの構築に必要なデータも得られる。

そういうことで水門を一部開放する、あけつ放しのままでしばらくやってみる、それで三年ぐらいいやつて問題がなければ、これは本格的な実施をしない、と、揖屋、安来の工区では水が欲しいし、それから斐伊川とか弓浜半島の方にも水を補給しなければいけないという問題もございまして、最終的には本格的な実施をしなければならぬ。そういうために、今言いましたようにこの三年間試行のやり方を種々な形でやつて、その期間の調査あるいは研究、検証の結果をもつて地元関係者の理解を十分深めていただきたい、そして事業を進めていきたいと考えているわけでござい

ます。

○石橋(大)委員 余りこの問題に時間をかけるわけにいきませんので、先に進みます。

もう一つ基本的なことと聞いておきたいのですが、島根県の高木農林水産部長が去年の十月二日の県議会で、六十三年度予算編成までに事業の見直しを農水省と詰めていきたい、こう答えておられるわけですね。これはそれ以外のところでもいろいろと言っておられるわけですが、今度の一部開放の試行の問題はそれとはどうも無関係なように思えるわけでありまして、この六十三年度予算編成までに事業の見直しについて詰めていきたいと農林水産部長が語っておられることの具体的な中身は、農水省としてはどのようにお考えになっているのか、ちよつとお伺いいたします。

〔委員長退席、月原委員長代理着席〕

○鴻巣政府委員 この事業、御承知のように現在、総事業費八百八十億円、六十三年度完了という予定になっております。ただ、工期がだんだん延びてくる、その間の建設物価も上昇してきてい

る、それから整備水準を見直していくというようなことで、総事業費とか工期の改定を行う必要がありまして、現在その改定の作業中である、そういう意味で、一つは総事業費の見直しのことを意味しております。

もう一つは、恐らく高木部長が言っておりますのは、揖屋工区はできるだけ早期完成をして、余り金利がかららないうちに地元売り渡して、もらいたいと言っているために、揖屋それから安来の工区も早期に完成をしてほしいということを言っていると思ひます。

それから三つ目は本庄工区について、これはよく言われるのですが、県の意見を聞いてこれから将来の進め方、これもやはり事業化が必要だと思ひますが、干陸は必要だと考えておりますが、どういう作物をつくっていくかとか、いつからいつまでの間に着工していくか、今御承知のとおり堤防はできておりますが、そういう中の干陸をしてどんな作物をつくっていくかというのはよく研究した上でやりたいと思ひておりますので、その辺のところを県の意見を聞いてもらいたい、よく県と国との間で調整をしてもらいたい、そういうことを言っているのだと思ひております。

○石橋(大)委員 ここでちよつと建設省に伺つておきたいと思ひますが、この中浦水門の一部開放の試行の問題について農水省から話があつているかどうかということ、あつておれば建設省としてはどう考えておるかということ。それから、時間がありませんので一つ伺つておきたいと思ひますが、五十九年十一月六日の参議院の決算委員会におきまして、我が党の目黒今朝次郎氏の質問に答へまして、建設省は、淡水化に対する疑問点に約七十八項目、続いて四十六項目も質問している、目下農水省から回答をもらつて検討中だ、整理できれば公表できると思ふ、こういうふうにお答えになっておりますが、その後この点は公表されているのかどうか、公表されておれば、後でいいですから私もその内容をひとついただきたい、こういうこと。

それからあわせて、今やほとんど農水省なり中央段階では試行までの準備は終わつて、あとは両県の回答を待つばかり、こういう段階に中央レベルではなつておるようになつておりますが、この段階で、今建設省から出された疑問点のほとんどは全部解決済みなのかどうか。もし残つておるとすればどういふところ、大きな問題点だけで結構ですから、残つておる問題があるのか。この点、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○角田説明員 御説明いたします。

中海・宍道湖の淡水化にかかわります中浦水門の開放の件でございますが、ただいまお話がありました一部開放の試行につきましては、現状を確認いたしましたところ、出先機関において農水省から最近その状況を説明を受けたというふうな報告がありました。建設省といたしましては、今後農水省から具体的説明を伺つた上で、河川管理者として島根、鳥取両県等関係の行政機関の意見も留意しつつ、河川管理上も重大な障害が発生することのないよう十分検討するなど、適切に対応してまいりたいと思ひております。

それから、さきの検討項目での公表をしたか否かということでございますが、まだ公表に至つておりません。

以上、報告いたします。

○石橋(大)委員 淡水化試行までに解決すべき問題、あるいは未解決の問題、大きな問題が残つておるかどうかということについてはどうですか。

○角田説明員 水門の全面閉鎖ということでは、現時点では発言いたしかねます。一部閉鎖ということになりますと全く状況も違ひますので、現時点では発言いたしかねます。

○石橋(大)委員 一部開放でずつといくのなら発言しかなるということもわからぬでもないのですが、さっきからの農水省構造改善局長さんの答弁では、これはあくまでも段階的な問題であつて、究極的にはあくまでも全面閉鎖が前提だ、こういうことですから、全面閉鎖を前提にした検討結果をひとつ答へてもらいたい、こう思ひます。

○角田説明員 整理がついておらないということ、公表にも至つておらない状況でございまして、まだ御説明できる状況にございません。

○石橋(大)委員 時間がありませんから、これはこれぐらいにしておきます。

次にいきますが、先ほどからも構造改善局長さんの方から、一部開放による試行の効果の問題についてかなり詳しい話があつておるわけですが、地元の住民団体がいろいろと試算をした結果、一部開放で試行しても宍道湖の塩分濃度は現在の大體二〇〇ppmが二〇〇ppmに下がる、したがつて全ゲートを開めたと同じような結果になる、こういう住民団体の試算もあるわけでありまして、そういうことと、先ほどの局長さんの答弁を重ね合わせてみると、やはり一部開放でやつても全面閉鎖とほぼ同じような結果が出る、こういうところに今度の一部開放による試行のねらいがある、こういうふうに見えていいですか。

○鴻巣政府委員 たしか八月になりましたが、私どものいわばアイデアに対しての御批判として新聞に報道されましたけれども、私たちの水門を一部開放した場合、宍道湖の塩分濃度を二〇〇ppm程度にする、また、それを目標に水門を一部開放する、という考え方に対しては、それは潮位変動を加味してないのじゃないかという御批判がたしかあつたと思ひますが、私どもは、プログラムでは境界道なり大橋川への海水の逆流の量なり、河川流なり、さらに潮位変動も加味をいたして水門を一部開放した場合のシミュレーションをやつておるわけでございます。そういうことは、最初三年ほど前に御提案をいたしました試行、これはいきなり水門を全部閉めてしまつて、水質なり生態系に変化を与える、それを三年間で緩やかに与えようと考えたものですが、それでもなかなか、今申しましたように、現状の急激な変化を心配する立場の方の御意見がありますので、さらに地元の御意見を考えまして試行のやり方をもう一つ考え出して、つまりもうちよつと塩分濃度を濃くするような形ですが、しかし現在の宍道湖の塩分の濃度

よりは半分ぐらいにする、そして、それが水質なり生態系に実際に影響を与えるのかどうかというのをやってみる、その間にやはり、ただ、やってみるといったって、もし問題が起るといけませんから水質の管理については相当厳密に、今まで最初に御提案した以上にいろいろな形で厳密な監視をする、その結果も必要に応じて公表する、そういう形で水質の監視体制を整備した上で地元の理解なり納得が得られるような形でいけば実証していきたくて考えているわけでございまして、それは決してすぐいきなり淡水化ということとを考えているものではございません。

○石橋（大）委員 大変丁寧な答弁をいただきましたが、私には聞き取れないところがありますので、簡単にひとつ答えていただくとうかがいたいと思いますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。次に進みますが、淡水化は、御承知のように、干拓地の農業用水を確保するために、もちろん既に耕地の農業用水の問題もありますが、始まっているわけでは、どうも農水省の説明が非常にうまいのかどうか知りませんが、今まで国会でも相当議論されておられるけれども農作物と塩分の関係についての議論は全然ないですね。ちよつとお聞きしておきたいと思いますが、一つは、淡水化試行中のさっきの塩分濃度で干拓地での農作物の影響評価みたいなものもあるのかどうかということ。それから、今の塩分濃度で農作物の影響評価は一体万全な評価ができるのかどうかということ。それから、最終的に全門閉鎖をしたときに、さっきから話がありましたように塩分濃度があるわけですが、あれで一体農業用水として役に立つのかどうか。

それから、時間ありませんからついでにもう一つ言いますが、御承知のように作物によつては非常に塩分に強い作物もあるし弱い作物もいろいろあると思うのです。ですから、塩分の程度によつては、干拓地につくるべき農作物が逆にかんがい用水から制約をされるというような問題もあるのじやなからうかと思うのですが、今まで国会の議論でも一つこの点議論になったことがございませぬので、ちよつと改めて聞いておきたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 簡潔にお答えをいたします。今水稲についての塩分濃度のデータが手元にございまして、塩分濃度が、苗代のときは約五〇〇ppm、それから田植えから活着期までは三〇〇ppm、それから根が分かれる分けつ期のときは七〇〇ppm、それから穂がはらんでくるときには二〇〇ppmないし三〇〇ppm、それから穂が出てくる前後、出穂期は五〇〇ppm、登熟期、実り出してくるころには七〇〇ppm、こういうふうになっているのでございます。

今お尋ねのように、一〇〇ppmというのを目標にいたしまして、その間に水質なり生態系の予測といえますが、実際にどうなっているかということとを調査研究、検証したいと考えていることを目標にいたしております。結果的に見ますと、宍道湖の西側とかあるいは雪解けの水が多いとか雨が多いいかいたようなとき、時と場所によりまして農業用水として利用することもできるといふように考えております。

利用というものは根本的に転換をしましておるわけですね。そこで他の作物との関係も同時に明らかにしていただかないと、果たして干拓地を買ったけれども物ができないのかできないのかちよつと確信が持てないようなことではないかと困るわけですね。この点についてどうかということをお伺いしたいと思います。

もう一つは、仮に一時的に作物に影響ないとしても、御承知のように世界的に農地の荒廃が進むその大きな要因に、いわゆる塩類の堆積といふか、こういうことが農地の荒廃にとって非常に大きな問題だということもあるわけですね。干拓地ですから山や林はないわけですから、天気よければかんかん照りでもうよく日は当たるわけですね。暗渠で排水施設をどうするかということとの関係もあると思ひますが、そういうかなりの塩分を含んだ水を農業用水として長期的に使用した場合に、塩分の堆積が進んでいつかの時点で農地としてはだめになるんじゃないかということも心配されますが、この点どうですか。

○鴻巣政府委員 最初の御質問は、私どもも答えいたしましたのはちよつとすれ違つたかもしれませんが、部あけつ放しにした場合、宍道湖の湖心で全層年間平均一〇〇ppm程度になる。そうなるという農業用水として使うのはぎりぎりの線だという意味のことを申し上げたわけでございまして、完全に水門を締め切りますと、これはもう最初に三年前に提案したやり方でも、三年後には完全に真水というか淡水化になる。完全と言ふ言葉がよくないかもしれませんが、淡水化してきて農業用水としては使用可能になると思つております。

二つ目は、今県等にもお願いをいたしまして、既に干陸が終えました工区でいろいろ野菜の試作をお願いいたしております。これからは野菜で阪神市場あるいは九州市場あるいは遠く首都圏の市場に進出をするということが大事だと思つておりまして、幾つかの品種についてことし成功したという話をこの間伺いましたけれども、野菜の生育にいいですか生産を中心にして検討して、何が一番収益性があるかということとは、いろいろな作物を植えて土地の条件なり市場条件なりを見ながら果と相談をしてやっていきたいと考えております。

それから三つ目は、水門を締め切った後でゆっくりとした時間で本格的な淡水化をいたしますので、塩害による問題が起ることはあり得ないといふように考えております。

○石橋（大）委員 今、淡水化に関しては塩害は起らないという感じの答弁でしたが、私の聞いてゐるのは、それもありましたけれども、長期的に一体大丈夫なのかということですね。

それとあわせて、私も正直言ひまして国会図書館で塩分と農作物の関係についてデータがないかどうか探してもらつたのです。残念ながら、あの国会図書館でそれが無いわけですね。農水省も、今の答弁を聞いていますと、稲についてはあるけれどもほかのものについてはどうも——あるかもしれないませんが、今局長さんはお答えにならない。あつても余り大したものではないのではないかとあつては、どうも農水省の答弁が、もしそうだとすれば、今後の農業に根本的に影響して行く問題でありまして、何よりも農地を買い取らねばならぬという上でもきちんとしたデータを出して、もし農業をするなら安心して農業ができるような説得力のある材料を提示していただきたい。ここではこのことだけお願いをしておきます。

時間がありませんので次にいきます。大分たくさん質問を準備したのですが、二、三時間ないとしてもだめなので、そういう点ではしよつていきますが、鳥根県の水質管理委員会、ここでは中間報告や助言者会議の意見などを受けて水質変化、水資源、生物影響、治水防災という四つの班を設けて専門的にかなり検討して、各論的にはある程度結論が出るころに來てゐる。しかし、問題なのは、中心になる水質基準の問題をめぐって中浦

水門の管理規定ができていないことが一つのネックになっておるような話も聞くわけであります。これは今まで衆参両院の質疑の中でも再々繰り返して他の委員からも質問をされている事項でもありますが、この水門の管理規定は一体どうなっているか。

話によると、本日からさか知りませんが、農水省と建設省との間の協議が整わないためにまだにできていない、こういう話も聞くわけであります。その点、お聞きをいたしたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 三年前にお示しをいたしました試行計画につきましては、中浦水門の管理規定を含めまして建設省と打ち合わせを行ってまいりました。現在、淡水化の試行につきまして、水門を一部開放した試行という形について私ども検討を始めたところでございまして、今までやっておりました打ち合わせは現在中断をいたしてあります。近くこの水門を一部開放したままでの試行というものについて案がまとまり次第、建設省と所要の協議を進めたいと考えております。

○石橋(大)委員 引き続き、今の一部開放の試行の問題に関連をして、我々の立場からすると、全面閉鎖を前提にして学者グループの中間報告が出されておるわけでありまして、そういう意味では、あの中間報告自体も根本的に見直しをして出してもらいたい、こういう気もするわけであります。そういうことなのかどうか知りませんが、今学者グループに検討を依頼したということでありまして、結論は大体いつごろ出るのか、それは今まで出されておる中間報告の根本的な見直しに關係するようなものになるのかどうか、この点、ちょっと伺ひたい。

○鴻巣政府委員 できるだけ九月中旬に結論が出るように私どもお願いをいたしております。

○石橋(大)委員 次に、財政問題についてちょっと伺ひます。

六月の島根県議会でも農林水産省の中海干拓事業における借入金停止措置の効果、検討、こういう内部資料が明らかにされました。それによりまして、七十年完成、事業費は千八百九十億圓、こういうふうな言われておるわけでありまして、一体総事業費が現段階で幾らになると考えられておられるのかというところが一つ。

もう一つは、地元負担の問題等いろいろ検討したいこともありますが、事業費を淡水化工事、用水工事、干拓工事の各事業科目ごとに、年度別にひとつずつ資料として提出をしていただきたい、これは私の方にもらえば結構ですから、局長さんの方からとりあえず総事業費の關係がどうなるかというところについて伺ひたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 現在、総事業費あるいは工期も六十二年完成と言っておりますが、とても今の様子では、御承知のとおり本庄工区はああいふ状態でございますから、完成をいたしませんので、総事業費あるいは工期の改定を行う必要がありまして、現在その作業中でございます。

年度別な工事別の事業費につきましては、改定作業が終了後にお示しをいたしたいと考えております。

○石橋(大)委員 続いて伺ひます。

次は、農地の配分価格について。御承知のように、六十二年完工、事業費八百八十億圓、こういう前提で今まで、十アール当たり百六十万円、こういうふうな言われておるわけですね。先ほど言いました七十年完成、事業費千八百九十億圓、こういうことにした場合に十アール当たり二百八十万円だ、こういうふうな言われておるわけでありまして、現在の農業情勢などからいまして、こういう高い農地を購入して一体農業をやるものがあるのかどうか、こういうような感じもするわけでありまして、この点についての農水省のお考えをちょっと承りたいと思ひます。

○鴻巣政府委員 現在の総事業費八百八十億圓で工期が六十二年完成ということで、単純に試算をいたしますと、御指摘のように干拓地十アール

当たりの配分価格は、県と農家分を合わせまして百六十万円となります。現在、その総事業費、工期につきまして見直し中でございます。したがって、見直しをした後での県なり農家なりの分を合わせました配分価格はまだ決まっております。ただ、はかの国営の干拓事業でも県に配分の負担をお願いをいたしておりますのが通例でございます。確かに中海の干拓事業は工期が長期化をいたしましたので、地元の負担に相当いたします財政からの借入金とか、それにかかわります建設期間中の利息もふえております。そして現在、県からこの間知事にお会いしたときも負担金の軽減についての要請も確かに受けております。したがって、今後この問題については県と十分に相談をしていくつもりでございます。

○石橋(大)委員 時間が来ましたので、残念ですが、最後にもう一つだけ伺ひます。

恐らく農水省の方にも耳に入っておると思ひますが、地元では将来的な管見の見直しなどからいまして、既に完工しておる彦名、安来、揖屋の三地区についてはできるだけ早く条件整備をして配分をする。それで打ち切って、本庄工区については、一番古いところですが、まだ水に沈んだままです。もうこれで干拓事業を打ち切ってしまうたらどうだという意見もあるわけでありまして、私もその方がいいのじやないかという感じがしてならないわけでありまして、どうでしょう。

○鴻巣政府委員 本庄工区は現在、堤防工事と排水機場が完成をいたしまして干拓可能な状態になっております。これが五つの干拓工区の中で一番大きい、しかもそのための事業効果も一番期待できるものでございます。このため、私も、なるべく早く干拓をすることが望ましいと考えております。ただ、本庄工区の土地利用につきまして、島根県の方から、干拓する前に一度今の計画を再検討してほしいという意向も示されておりますので、今後県と十分意見の交換などを行ひまして、詳細な詰めを行った上で干拓をしたいと考えております。

○石橋(大)委員 最後にお願ひですが、この間安来市の農業委員会が安来市の全農家二千四百六十一戸を対象にして、安来地区の干拓地百三十ヘクタールの配分についてアンケート調査を行った。干拓地の取得を希望したのは四・七割の八十戸、しかも購入希望価格は平均して百二十万円ということになっておるわけでありまして、先ほど言いました百六十万円はおろか、二百八十万円などとなった日には、とてもじゃないが入植をしたら、増反をしたりすることはなかなかできないと思うので、そういう意味で、配分に当たって国なり県の地元負担に対する援助なしには、恐らくせつかつくった農地も草が生えたままにほったらかしにせざるを得ない、こういうことになるのかと思っております。

この点についてぜひひとつ十分な配慮をいたしてください。同時に、先ほど言いました本庄工区の問題なども含めまして、この際思い切つて、先の見直しは余りないわけでありまして、大幅な計画の修正なり中止なりをされますように最後にお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○月原委員長代理 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は前回に引き続き、また先般二十五日の物価対策特別委員会の質問のときにもやりましたが、先ほど公明党の草川委員からいろいろ質問がありましたように、全国生乳連の問題、この問題を中心として重複しないように質問をしていきます。同時にまた、農家負債という問題が今酪農地帯においては非常に問題になっておりますから、この問題にも触れながら質問をします。

まず最初に農家負債について質問をしますけれども、社会党は党内に農家負債対策特別委員会を構成して、昨年から岩手県の葛巻町、そして本年は同県の大東町で現地懇談会をして、関係機関のそれぞれの意見を聞きながら実際に触れてまいりました。なお、現地の方ではさらに安代町、江刺

市、玉山村等の調査もしております。これは一つの例でありまされども、そういうことを各地でやっております、その中の共通点を持ち寄って農林水産省にも県にもいろいろな要求をしております。岩手県では農家の更生計画というものをつくって、約三千戸の農家をA、B、C、Dに分けてそれぞれの更生計画に沿って県及び農協が指導をしております。また茨城県においても農家負債に因連をして、その負債を徴収するためにコープエードというような制度をつくっていろいろ努力をしておるようでありますし、長野県でも静岡でもそういう制度をつくっておるようであります。

昨年も農林水産省に窓口をつくってはどうかという要請をしました。窓口をつくるのでなしに経済局の金融課を窓口にするということ、金融課から先般農家負債、農家経済に関する報告が出されてきました。これを見ておきますと、北海道、東北、南九州、北関東がかなり負債の多いところであって、近畿、北九州あるいは東海、南関東のようなどころでは比較的負債が少ない。つまり畜産地帯はどうしても負債が多いという傾向があります。

特にその中で酪農に因連をして質問をするわけですが、とりあえず先般経済局が報告をしたその傾向というのについて、今私がちよつと概略言つたようなことと違つたことがあるならば、それについて経済局の方から報告をしてもらいたい。

○青木政府委員 農家負債の状況につきまして竹内先生から概略述べられたわけでありました。私どもの認識におきましても基本的にはそういうことでございまして、現在私ども、農家経済調査によりまして全国平均的な農家の負債状況を把握いたしてございまして、六十年度末で二百五十万というところであります。地域別に見ますとかなり開きがございまして、先生御指摘のとおり北海道が約千二百萬、東北が二百二十萬程度、九州が二百萬という地域的な開きがある。またこの辺の負債の持ち方につきましても、経営規模との因連を見てみますと、やはり経営規模が大きくなるに従つて負

債も大きくなる、上位階層ほど負債が多くなるという傾向は、内地、北海道ともに共通に見られるわけでございます。また、経営部門別には、御指摘のありましたように多額の資本設備と経営費を要する畜産経営、なかんずく酪農部門におきましては一千三十二萬、それから養豚が八百九十萬という形で、ほかの作物部門に比して負債が相対的に非常に大きい、こういうことでございまして。

以上、御報告申し上げます。

○竹内(経)委員 大体はそういう方向に沿っていると思ひますが、そこで統計情報部に、これは要請したいし、今後検討してもらいたいことがあります。

というのは、確かに農家といつても専業で農業だけで生活をしていく農家というのは非常に少なくなつた。二十萬戸そこそこである。そういうことになつて、他は農業だけでなしに兼業で生活をする。三カ月は農業収入で生活をするけれども九カ月は農外収入による。しかもそれはその周辺の建設業に行つたり、あるいは市町村の役場や農協や、あるいはその辺の工場の勤労者が多いということになつておりますが、統計の調査のとおり方が平均的であり、そして地域的に見てもやはり平均的なものをとつてゐる。

そこで、階層別の業態別の地域別の品目別くらの調査をしてもらわないと、従来の標本のとり方について、よく私はわかりませんが、それを検討して今の状況に沿つたような統計にしてみたいと大変困る。先般、経済局の青木審議官からの話を聞いたけれども、聞いた者の一同がすべて、やはりこの統計は抽象的でもうならぬという強い意見がありました。これに沿つてしっかりと実態に沿つたものをやってもらいたい。どうですか。

○松山説明員 農業の状態が変わつてまいりますから、そういった変化の実態というものを頭に置きながらできるだけの確に実態の把握ができるように日々見直し、改善を行つていく、これはある意味では当然のことでございます。今経済局の審

議官からも御報告したところでございますけれども、農家負債の問題自体について申し上げますれば、御案内のように農家経済調査の一環としてこの調査を行つておるわけでありまされども、その統計のあらわし方といたしましては、単に全国の農家平均ということだけではなくて、地域別にあるいは経営部門別にあるいは階層別に、一定の制約は伴いながらもできるだけ細かい統計表章をしていくということ、心がけてきておるつもりでございますし、また一般的な傾向としては十分御利用いただけるような形になつておるのではなからうかというふうに思つております。

御案内のように、農家負債の問題として私の理解するところでは、例えば北海道の酪農地帯は一般的に負債が多いわけでございますし、そういうことは私どもの調査結果にも出ておるわけでございますが、北海道の酪農地帯の中でも押しなべてどの農家も同じように負債を持つてゐるかと思ひますれば、同じ地帯の中で非常に負債の多い農家と比較的少ない農家というふうな個々の農家によつて違つておるというところがこの問題の特色であり、また調査いたします場合のなかなか難しいところである、こういうふうな考へておるわけでありまます。そういうふうになつてまいりますと、今の先生の御趣旨を踏まえたことをいろいろ考へていきますと、例えば負債の多い農家というものを対象にした何か特別の調査ができるのだらうかというふうなことも相なるわけでございますけれども、御案内のように負債問題というのはプライバシーの中でも最もプライバシーの厳しいものでございまして、そうなりますれば、どういった農家を対象にしてやっていくのかという入り口のところでではなと考へ込むこともございまして、あるいは調査をやる上での難しさというものが、実はあるわけでございます。特にその辺のところ、私どもの統計情報組織のような一般的な統計調査として物事を実施していくという場合にはその制約が非常に強いわけでございます。

そこで、今の私どもの取り組み方といたしましては、私どもの行つております農家経済調査におきましてできる限りきめの細かい形の統計表章を行い、そういう中で一般的な傾向をつかんでいただくと同時に、そういうことを踏まへまして業務等の面で必要な情報を補完的に集めていただき、色づけをして利用してもらつて、こういうふうなことで臨んでおるつもりでございます。そういうことで、基本的な態勢としてはそういうことではないかと考へておるわけではなかつたかというふうに思つておりますが、私どももいたしましては、農家経済調査の取りまとめ等を行うに当たりましてはおおきく相談してまいりたい、こういうふうな考へております。

○竹内(経)委員 例へば北海道と都府県にわたつて酪農の経営の経済の統計を見ると、北海道は五十年のときに収益が三百三十三萬八千八百六十六、六十年には六百三十六萬七千四百三十九、五十年には三十九萬一千、六十年には百四十七萬八千八百と統計には出てきてゐるわけですが、これはちゃんと統計には出てきてゐるが、負債の問題については収益という形では負債金利は負債がのつていない。負債というものは負債金利ですから、利子ですから懐に入らないわけですから、一体なぜ負債を収入から引かないのか。それで引いたとしたら、北海道の場合には五十年は二百九十四萬七千円、六十年は四百八十八萬九千円、これが本当ではないのか。なぜ負債金利というものをマイナスにしないのかというところについて、そういうのは確かにそれは生活費に使つたか経営費に使つたかわからないから分離ができないからというふうにしたのだとおっしゃるかもしれないが、それでは実感が出てこないではないか。その点はどうですか。

○松山説明員 農家経済調査におきまします利子の扱いの問題でございますが、結論から申し上げます

れば、支払いました利子もそれから預貯金等から入ってまいります受け取りの方も両方とも農外収支として計上いたしておるわけでございます。そういうふうな状態にしておりますのは、今先生の御質問の中でお触れになりましたように、農家の場合は経営と家計の未分離ということがございまして、借入金につきましてもそうでございまして、特に預貯金についてそういうことが言えるかと思ひますけれども、いわば源泉なりあるいはその用途というものを事細かに把握していくということが極めて難しい状況にあるわけでございします。特に、プライバシーにかかわる調査ということとでなかなか調査環境が難しくなっておりますだけに、そのところにはおのずからなる限界がございします。そういうことも頭に置きながら、確かに資本利子は農業の面で発生いたしましたものは農業の経費という扱いにはなるわけでございしますけれども、そのところが分離できないということと便宜農外収支の扱いとして、そのかわり預金利子の方も収入は農業の方ではございせん、農外の方で整理しておる。ちなみに六十年度の平均の姿で申し上げますと、支払い利子が十二万五千円余りでございしますのに対して、受け取りました利子が三十六万四千円というオーダーでございします。逆に全体を農業の収支の中で扱いましたときにはかえって農業所得の把握の仕方として問題が出るのではなからうか、こういうこともございまして、今の扱いとしては農外収支の扱いにいたしておる、こういうことでございします。

○竹内(鑑)委員 いろいろそれは問題があると思ひけれども、とにかく利子の問題の扱いというものはやはりどちらかに整理しないといふまいやないか。実際に触れられないじゃないか。そういう統計にするように努力をしてみたい。

そこで、借入金についての問題を現地で調べますと、前々からこの委員会ではしばしば質問をしてきたわけですが、補助金や助成金等々をもちう場合にあるいは農協や系統から金を借りる場合でもそうですが、担保が必要である。それには一

定の規則がある。木材であるとか機械であるとかあるいは基礎工事であるとかについては厳しい注文がある。それについて、以前、これは十年ほど前ですけれども、渡辺美智雄農林政務次官のころですが、この委員会でも、大変農家は施設に金を使つていて実際に運転資金とかそういうものについで金がなくなつてしまふ、立派な施設をつくつたからといって経営がよくなるはずはない、これは補助金のためにそういうものをつくるものであつて、鉄骨屋あるいは機械屋はもうかるかもしれないが農家はそれによつてもうかるのじゃないのだから、これは古材でもいいしあるいは間伐材でもいいではないかという話をして、そういうふうにするという通達を出したと思つております。ところが、一昨年も本委員会が鹿児島、宮崎に調査に行ったときに、これは都城ですけれども、やはり間伐材で和牛の畜舎をつくつて立派に和牛が育つてゐる。あるいは木材の貯木場の二階の天井に合板が張つてある。大体木材を集めるところで合板の天井をつくるなんておかしい、こういうことを言つたところが、いやそれは建築基準法に沿つていてできないのだあるいは消防法によつてしかられるのだ、こういう話があつた。帰つてきて、これは農林水産省と建設省あるいは自治省と話をして、そういうことのないように通達を出すし、また一方で言えば会計検査院がうるさくしてしやうがないのだという話がある。だから、きょうはここへ建設省、会計検査院、それから消防関係に來てもらつてゐるからここで合意をして、古材でもよろしいというふうなことをしておかないと危なくてできない、そういうものに金をかけるということとは借金をふやすだけの話なのだ、その点についての合意状況というのはどうなつてゐるか、一つ一つ言つてもらいたいと思ひます。まず会計検査院から言つてもらひましょうか。

○奥田会計検査院説明員 お答え申し上げます。会計検査院が国庫補助事業につきまして検査をいたします場合には、従前からその適正かつ効率

的な実施という観点から検査をしてまいつてきておるところでございします。

御指摘の畜舎等の古材利用ということにつきましては、既存の施設ですとかあるいは資源の有効利用というふうなことから見まして、その地域なりの事業の実情に即しまして必要があると認める場合には積極的に推進するよう、こういう内容の農林水産省におきます通達が出されておるわけでございまして、本院といたしましては、検査をいたします場合には従前からその趣旨の通りとしまして検査をしてまいつてきておるところでございします。農林水産省の方でそのような古材利用というものを畜舎に認めております以上、私どもの方でその点につきまして指摘をするということとはございせんので、御了解いただきたいと思ひます。

○立石説明員 お答えいたします。

建築基準法では、その建築物の構造耐力上主要な部分と云つておりますが、そういう部分に使用する木材については、耐力上十分なものでなければならぬ、欠点がないものでなければならぬ、ということとは決めておるところでございしますけれども、この場合に一般の製材と古材あるいは間伐材とを特に区別する規定は入っておりません。そういう趣旨でございします。建築基準法に關連いたしまして特に古材あるいは間伐材を使用できるといふような通達を出す必要がないわけでございます。しかしながら、農林水産省の方が中心になりまして間伐材等を使って畜舎をつくる標準をまとめるのには協力しておるところでございします。

○木下説明員 消防法令の観点から申し上げますと、建築物そのものにつきましての法令上の規制はございせん。

ただ、牛舎等の畜舎につきましては、消防法令上その他の事業所というところに分類されておりました、法令上一定の面積に應じました消防法上の設備の規制がなされております。例えば延べ面積が三百平米以上でございしますと消火器を設置しなければいけないとか、千平米を超えまると屋内

消火栓とか自動火災報知設備を設置しなければいけないといった法令上の規制はございします。

ただし、畜舎等にあつては特にその状況に應じました弾力的な運用を図つておるところでございまして、例えば周辺に余り人家もない、十分な空き地があるといったような状況、つまりほかへの延焼のおそれがないというものにつきましては、政令の三十二条の特例規定を適用いたしまして、例えば消火器だけが設置されておればよいとか、そういったような基準の緩和を図るような方向での弾力的な運用を現実には図つておるところでございします。

○竹内(鑑)委員 それで大体わかりました。農林水産省は通達を出しているのですから、その線に沿つて進めていただきたいと思います。

さて、そつてもう一つ問題があります。私どもが調査したのは農用地開発公社が開発したところが中心になっておりました。そこで、ある農業評論家がこういうふうに出てゐる。

農用地開発公社は酪農家育成の目的で、一農家当たり一億円〜一億五〇〇〇万円の事業を行なつてゐる。このうちの八割五分九割は補助金だが、これだけ優遇されていながら借金返済がままならず、離農する農家が絶出してゐる。というのも牛舎を坪三〇万円で建てるとか、一基五〇〇万円もするようなサイロを建てるなど無茶な設備をするからだ。

アルミサッシを使って、なぜ坪三〇万円もの牛舎を建てるのか。

そうしないと、建築基準法に違反することになるからだといふ。

なぜ建築基準法の適用を受けるのかといふは、そうしないと担保に取れないからだ。そうだと、要するに国が金を貸すためには担保を取らねばならず、担保を取るには建築基準法に合致したものでないと担保価値がないとの発想だ。

酪農経営の基本は、牛の飼育にはどのような環境が必要か、投資効率はどうかといったもの

だろう。担保を取れるかどうかを発想の基本にすれば、経営効率が無視されるのは当然だ。

また八割も九割も補助金を貰えば経営効率などという発想自体薄れてくるのは人情である。大きな補助金を受けた農家は脱落するといわれるのは、補助金と抱き合わせに借りる融資が分不相応に過大になるからだ。

補助金がふんだんにあり、融資も低利資金が一兆円準備され、その融資が常に余っているとなれば、コスト意識など育たぬのが当然だろう。

(中略) 農家の負債利子は、五十八年までの一〇年間で五・五倍に増えている。

このため政府は農家の負債を低利の資金に借り替えさせて、差額の利子を補助する制度をはじめた。農家が苦しければ補助、借金で首が回らなくなれば利子補助というのは、善政のようだが、はたしてそうか。

この点はどうですか、担保との関係は。

○鴻巣政府委員 私も公団の事業の方は所管をいたしておりますが、金融の担保の方では、公団の担保の方が建築基準法の規格に合っているかどうかというところまで今調べておりませんので、調査した上で後日御報告申し上げます。

○竹内(登)委員 今の問題は時間の関係でこれ以上進めません。後日にしたいと思いますが、そういう問題がある、そういう指摘があるということとをひとつ覚えておいていただきたい。

そこで構造改善局長にもう一つお尋ねするのですが、土地改良をやるに負担金がかかりますね。県営、国営、団体営によってそれぞれ負担率が違います。今水田の方はかなり進んだけれども、畑

常に問題が多いということでありますから、この点をどういうふうに考えたいのか、お尋ねいたします。

○鴻巣政府委員 土地改良の補助金あるいは負担金の割合ですが、これは事業の規模あるいは公共性というものを考えるとともに、農家の負担能力とか過疎にあるとか山村だとかという地域の特性なども勘案した上で現在決まっています。また、規模が大きい事業ほど一般的には公共性が高いということと、そういった事業内容のものについては補助率なり負担率を高くしているというようになつております。

今のお話のような形で、収益性との関連ですが、これはやはりそういった今一般的に決められておる補助率あるいは負担率を地区ごとに、事業の着手に先立ちまして、末端の関連事業を含めた事業の効果を考えて、また農家の負担が過重とならないように、事業の策定をいたしております。

今竹内先生のおっしゃるように、こういう時代なのだから、補助率なり負担率をもう少し事業の収益性に依りてアクセントをつけたらどうかという御意見はよくある議論で、私も伺っておりますが、一つの考えだと思つては、むしろ補助率が今のところ一番苦慮しています。むしろ補助率を切つて事業費を伸ばせというぐらひ財政事業がきつていられるさなかなものですか、なかなか収益性に比例した補助率というのは極めて難しいと思つております。一つのアイデアとして承らせておいていただいて、また検討させていただきますかと思つております。

○竹内(登)委員 これは非常に難しい提案ですが、ひとつ検討していただきたい。

もう時間もありませんから、この間の物価等の特別委員会でも窪田課長からお答えがあったのは、全路連も経済連も団体交渉権があるんだ、こういう話がありました。確かに定款の中にはそれが盛り込まれるかもしれませんが、実際、先ほど草川委員の言つたように、なかなかそれはできていな

い。全国生乳連ができる過程において非常に難しい経過をしておりますから、この問題については、やはり憲法上の問題もあり、それから農協法の十條の十一の問題もあり、あるいは酪農法の十八條、十九條の問題もあります。そういう点で、あらゆる点から検討をしてみ、先ほども話があったように、生産者と事業者、それからメーカー、この三つの関係というものを調整しない限り、例えば加工原料乳のごときは、これは乳価が実際は大分下がっています。まず保証価格で下がり、それから取引基準価格で下がり、それから補助金で下がっている。そこへ持つてきて、二百三十万トンが二百十万トンになったから、この二十万トン分がまた下がり、それから、脂肪が三・二が三・五に上がったから、○コンマ一で八十銭ですから二円四十銭が下がっているわけですから、こういうように、生産者にとっては大変な値下げの要素ばかりあつて、これについて文句を言うことがなかなかできない状態でしょう。だから、そういうような問題を交渉していくために、どうしても全国生乳連のような、そういう機関、団体が発生をして、生まれたのだから、それを活用していくというのが非常に大事なことで、思ふのです。そのことについて、草川委員の調査にもあるように、それが今非常に無視されているということでは困るわけであつて、この点をどのようにしていくかという点については、もうこれは課長に質問をする時期が過ぎて、局長の答弁をもらわなければならぬような段階になつたから、局長から最後の答弁をもらいたい。

○京谷政府委員 昭和六十二年の生乳の取引価格につきましては、御承知のとおり従来から、加工原料乳については加工原料乳不足払法の規定に基づきまして保証価格さらには基準取引価格等が決められることになっておりますが、その保証価格及び基準取引価格は、畜産振興審議会の御審議を経て、コストの状況に対応しまして一定の引き下げを行ったことは御指摘のとおりでございます。また、飲用乳の原料になります生乳取引につ

きましては、御承知のとおり、不足払い法の規定によつて決められております指定生乳生産者団体による一元集荷、多元販売というシステムのもとで乳業者との乳価交渉を通じて形成をされる、こういうことになっております。この建前のもとで年度当初から当事者間で交渉が進められておるわけでございます。また最終決着がついていない地域が多ございまして、その間、御承知のとおり、ある種の仮契約のもとで日常の取引が仕切られておるわけでございます。私どもも取引当事者に対して、できるだけ早期の決着を図るよう監督をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

そういった過程で、前回の委員会でも御指摘ございました全国生乳需給調整農業協同組合連合会の問題でございますが、この構成員は御承知のとおり、その大部分が全国酪農協同組合という全国農協団体の会員でもございます。重複して加入をしておるという状況に相なっております。そのほかにも、先生御承知のとおり、総合農協系については全国団体として全国農業協同組合連合会がある。さらに、先ほど申し上げました生乳取引の一次的な取引当事者になります指定生乳生産者団体を農協系統の別なく統合した団体として、中央酪農会議という全国組織もございまして、したがって、これらの団体の諸活動を背景にして、指定生乳生産者団体の行います乳業者を相手手にしたいわゆる生乳取引に関する交渉の上での力というものは、それなりの補強をされておるという理解を私どもは持つておるわけでございます。

そういった中で、御指摘の全国生乳需給調整農業協同組合連合会の活動のあり方についてどのように調整をされていくかという問題につきましては、既存の他の団体の機能との調整問題もございします。その中で、やはり当事者であります諸団体の自主的な話し合いと申しますか御議論というものが踏まえて対処していく必要があるかと私も思つておりました。そういった観点で、既存の全国団体

きましては、御承知のとおり、不足払い法の規定によつて決められております指定生乳生産者団体による一元集荷、多元販売というシステムのもとで乳業者との乳価交渉を通じて形成をされる、こういうことになっております。この建前のもとで年度当初から当事者間で交渉が進められておるわけでございます。また最終決着がついていない地域が多ございまして、その間、御承知のとおり、ある種の仮契約のもとで日常の取引が仕切られておるわけでございます。私どもも取引当事者に対して、できるだけ早期の決着を図るよう監督をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

そういった過程で、前回の委員会でも御指摘ございました全国生乳需給調整農業協同組合連合会の問題でございますが、この構成員は御承知のとおり、その大部分が全国酪農協同組合という全国農協団体の会員でもございます。重複して加入をしておるという状況に相なっております。そのほかにも、先生御承知のとおり、総合農協系については全国団体として全国農業協同組合連合会がある。さらに、先ほど申し上げました生乳取引の一次的な取引当事者になります指定生乳生産者団体を農協系統の別なく統合した団体として、中央酪農会議という全国組織もございまして、したがって、これらの団体の諸活動を背景にして、指定生乳生産者団体の行います乳業者を相手手にしたいわゆる生乳取引に関する交渉の上での力というものは、それなりの補強をされておるという理解を私どもは持つておるわけでございます。

そういった中で、御指摘の全国生乳需給調整農業協同組合連合会の活動のあり方についてどのように調整をされていくかという問題につきましては、既存の他の団体の機能との調整問題もございします。その中で、やはり当事者であります諸団体の自主的な話し合いと申しますか御議論というものが踏まえて対処していく必要があるかと私も思つておりました。そういった観点で、既存の全国団体

きましては、御承知のとおり、不足払い法の規定によつて決められております指定生乳生産者団体による一元集荷、多元販売というシステムのもとで乳業者との乳価交渉を通じて形成をされる、こういうことになっております。この建前のもとで年度当初から当事者間で交渉が進められておるわけでございます。また最終決着がついていない地域が多ございまして、その間、御承知のとおり、ある種の仮契約のもとで日常の取引が仕切られておるわけでございます。私どもも取引当事者に対して、できるだけ早期の決着を図るよう監督をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

そういった過程で、前回の委員会でも御指摘ございました全国生乳需給調整農業協同組合連合会の問題でございますが、この構成員は御承知のとおり、その大部分が全国酪農協同組合という全国農協団体の会員でもございます。重複して加入をしておるという状況に相なっております。そのほかにも、先生御承知のとおり、総合農協系については全国団体として全国農業協同組合連合会がある。さらに、先ほど申し上げました生乳取引の一次的な取引当事者になります指定生乳生産者団体を農協系統の別なく統合した団体として、中央酪農会議という全国組織もございまして、したがって、これらの団体の諸活動を背景にして、指定生乳生産者団体の行います乳業者を相手手にしたいわゆる生乳取引に関する交渉の上での力というものは、それなりの補強をされておるという理解を私どもは持つておるわけでございます。

そういった中で、御指摘の全国生乳需給調整農業協同組合連合会の活動のあり方についてどのように調整をされていくかという問題につきましては、既存の他の団体の機能との調整問題もございします。その中で、やはり当事者であります諸団体の自主的な話し合いと申しますか御議論というものが踏まえて対処していく必要があるかと私も思つておりました。そういった観点で、既存の全国団体

きましては、御承知のとおり、不足払い法の規定によつて決められております指定生乳生産者団体による一元集荷、多元販売というシステムのもとで乳業者との乳価交渉を通じて形成をされる、こういうことになっております。この建前のもとで年度当初から当事者間で交渉が進められておるわけでございます。また最終決着がついていない地域が多ございまして、その間、御承知のとおり、ある種の仮契約のもとで日常の取引が仕切られておるわけでございます。私どもも取引当事者に対して、できるだけ早期の決着を図るよう監督をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

そういった過程で、前回の委員会でも御指摘ございました全国生乳需給調整農業協同組合連合会の問題でございますが、この構成員は御承知のとおり、その大部分が全国酪農協同組合という全国農協団体の会員でもございます。重複して加入をしておるという状況に相なっております。そのほかにも、先生御承知のとおり、総合農協系については全国団体として全国農業協同組合連合会がある。さらに、先ほど申し上げました生乳取引の一次的な取引当事者になります指定生乳生産者団体を農協系統の別なく統合した団体として、中央酪農会議という全国組織もございまして、したがって、これらの団体の諸活動を背景にして、指定生乳生産者団体の行います乳業者を相手手にしたいわゆる生乳取引に関する交渉の上での力というものは、それなりの補強をされておるという理解を私どもは持つておるわけでございます。

そういった中で、御指摘の全国生乳需給調整農業協同組合連合会の活動のあり方についてどのように調整をされていくかという問題につきましては、既存の他の団体の機能との調整問題もございします。その中で、やはり当事者であります諸団体の自主的な話し合いと申しますか御議論というものが踏まえて対処していく必要があるかと私も思つておりました。そういった観点で、既存の全国団体

にもそういった問題があることを十分注意喚起を
しまして対処してまいりたいというふうな考え方
をおるわけでございます。

○竹内(猛)委員 時間が来ましたけれども、今の
あれに対してちょっと要請をしておきます。

まず、せっかくここまで話がいったのですから、
できるだけ行政が入って、農林水産省も団体
を認めているのですから、いろいろなことがある
と思いますけれども、それを整理して、その性
格、機能、役割等々の調整をぜひやってもらいた
い。これが第一点。

それから第二点は、この前から私はこの委員会
で申し上げましたが、ダイドーフアーム、五大産
業が倒産をして、関連をして養鶏農家やえさ会社
が倒産をしております。特に関東方面に多いわけ
ですが、ひとつこれの調査をして、その背景にあ
るものが、卵の値が下がったということではなし
に、金融操作によって、融資手形によってそれが
倒れているんだということがはっきりしております
から、この金融調整についてはひとつ努力をし
てもらいたいというのが第二点。

それから第三点は、熊本の問題です。ここにも
熊本から投資がありますけれども、熊本の問題は
大変深刻な問題になっておりますから、これは経
済局の方で十分に調査をしております。早急に、
九月十四日に総会を開く予定になっておるよう
ですが、ともかく円満にはなかなかいきそうもあ
りませんが、余り酪農家に迷惑をかけないように
処理をするような指導をぜひしてもらいたいとい
うことを要請をして、終わります。

○京谷政府委員 ただいま先生から御指摘のあり
ました諸点でございますが、全国生乳供給調整農
業協同組合連合会の問題につきましては、生産者
の自主的な団体であります全国農協連合会の問題
でございますので、関係当事者の自主的な調整を
前提にして考えていくことが必要であると考えて
おります。

第二点の、ダイドーフアームの問題につきまし
ては、前回の委員会におきましても概要を御報告

いたしました。大変に関連倒産企業も生じてお
るという実情にありますけれども、ただ、その処
理につきましては関係都県あるいは中小企業を預か
ります通産省とも連絡をとっておりますけれども、
も、特別に行政的に対応するような実情なり要請
というものが現在のところないという報告を聞いて
おります。

それから、第三番目の熊本酪農業協同組合に関
する問題でございますが、これも前回概要を御報
告をいたしましたところでございますが、私どもとい
たしまして、直接農協指導の任務を持つており
ます経済局の方とも十分連絡をとりながら、出先
機関であります九州農政局あるいは都道府県に対
しまして所要の指導を行うように連絡をとって
まいりたいと考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 時間をちょっと超過して恐縮で
した。

○月原委員長代理 玉城栄一君。

○玉城委員 きょうは、御存じのとおり、防災の
日でもあるわけですが、大型の台風十二号がきよ
う、けさですか、北海道地方を抜けていると思
うのですが、台風十二号によりまして沖縄地方、農
作物に甚大な被害を与えているわけでありま
す。例えばサトウキビとか野菜とか果樹とか花
卉園芸、関連する施設等ですが、農水省として、この
台風十二号による農作物に対する被害をどのよう
に掌握され、どういう対策をされようとしてお
るのか、まず最初にお伺いいたします。

○青木政府委員 今回の台風十二号による農作物
等の被害状況につきましては、現在、関係県を通
じまして、鋭意、早期の把握に努めているところ
でございます。現在、金銭的なものはこれから十
分整理する段階になっております。ただ、今回の
台風十二号の特徴的な点を申し上げますと、一つ
は、風台風だったわけですね。非常に強い風を伴
った台風でございました。そういう意味から農作
物の被害の態様も、ただいま御指摘のサトウキ
ビ、それから水稲関係の倒伏、それから二十世紀
ナシとかリンゴ等の果樹の落果の問題、それか

ら、やれ養鶏だ、畜舎だといったものの施設の倒
壊、そういうパターンにかなり被害のウェイトが
かかる。そういう意味では、洪水を伴った災害の
場合の農地、農業用施設の被害といったものは、
恐らく今回の災害においては比較的軽
いあらわれ方が見られるのではなかろうか、こ
ういうふうな考えをしております。

現在の段階ではその程度のことしか御報告でき
ないわけですが、いざにいたしまして
も、私も早期に被害状況を把握いたしまして、
農作物共済等につきましては農業共済金の早期支
払いとか被災者に対しまして資金対策等についま
しては自作農維持資金の問題あるいは天災融資法
の発動の検討等々、災害対策につきまして万全を期
してまいりたいと考えております。

○玉城委員 きょう、おとこのことですから、
実際掌握はなかなか難しい面もあるかと思いま
すが、地元のあるいは農水省の出先機関を通し
て早急に被害の実態を掌握されまして、その救済
措置をとっていただきたいと思っております。

この機会に私は要望しておきたいわけですが、
御存じのとおり沖縄県は台風の常襲地帯でありま
す。したがって、沖縄の農業の実態はある意
味で非常に無防備なままだとされているわけ
です。例えば、沖縄県で離島の宮古島は御存じのとおり
道路とサトウキビ畑がびったりと張りついている
ように、あるいは防風とか防潮あるいは排水とかそ
ういう緩衝地帯もないままに、大雨が降りま
す。それから土が道路に流れ込んでいくとか、台風が来
るとサトウキビの根っこを吹飛ばす。ですから、
そういう意味では防災のための構造改善事業
は、特に沖縄はこれから亜熱帯農業、水産業を振
興しようということで非常に重要だと思われ
ておりますので、これは構造改善局になるの
で、その点ぜひお答えいただいて、次の質問を
させていただきます。お願いします。

○内藤説明員 お答えいたします。

構造改善事業については、先生おっしゃると
おり非常に重要なウェイトを占めているわけでござ

います。農業基盤整備は、この数年来御存じの
とおり公共事業の伸び率はほとんどゼロでござ
います。基盤整備の重要性、特に沖縄における重
要性を考えておりました。六十一年度においても
全体としては約三割、六十二年においては対前
年比は一〇・三という格好で伸びしております。
す。なお、若干畜産関係が減っておりますので、
構造改善関係だけだと一〇・二・四というよう
な格好で、鋭意努力しながら伸ばすような格好に
しております。なお、補正でも相当のウェイトを持
って伸ばすような格好にしております。

○玉城委員 基本的な点についてお伺いしたい
のですが、六月三十日閣議決定で国土庁の第四次全
国総合開発計画、いわゆる四全総が決定されてい
るわけですが、その中に沖縄地方に關して
はこういう位置づけ、方向性がされているので
すが、「亜熱帯気候を生かした花き、果樹、野菜、魚
介類等の農林水産物の生産を振興するための基
盤、流通機構の整備及び食品関連産業等の地場産
業の振興を図るとともに、バイオテクノロジー等
の活用を図る。」こういう基本的な方向が「沖縄
地方整備の基本的方向」として四全総の中に方向
づけされているのですが、これは当然農水省とも
合議の上でこういう位置づけがされたと思うので
すが、このことについて改めて農水省はどうい
う考えをお持ちであり、またそういう方向で行く
というのであればどういふように具体的に推進し
ようとするのか、お伺いいたします。

○衛藤政府委員 玉城委員にお答えを申し上げま
す。

ただいま委員御指摘のように、過般発表になり
ました四全総のことですが、沖縄県の農林
水産業については、四全総の位置づけとして、
「亜熱帯気候を生かした花き、果樹、野菜、魚
介類等の農林水産物の生産を振興するための基
盤、流通機構の整備及び食品関連産業等の地場産
業の振興を図るとともに、バイオテクノロジー等
の活用を図る。」このようになっておるわけであ
りまして、我が省としまして、沖縄県において

は亜熱帯地域としての温暖な気候を生かした農林水産業の振興を図るために、干害防止のためのサトウキビあるいはパイナップル等の畑地かんがいを中心とする生産基盤の整備や中央卸売市場の整備、熱帯農業研究センター沖縄支所による研究開発等を積極的に進めてきておるところでありまして、四全総における沖縄の農林水産業の位置づけというものは妥当なものである、このように考えておるわけでございます。

○玉城委員 政務次官はきょうは大臣のかわりに出席しておられます。政務次官の方にお伺いしたいのですが、今いろいろな農業関係の会合では、農業の大転換であるとか、農業の危機であるとか、そういう一つの時代と申しますか、外圧、内圧を含めまして確かに農業が今重大な曲がり角的な場面にあるという感じもするわけであります。

そこで、農林省として一日農林水産省の開催を昭和六十年からずっとやってこられておるのですね。昨日ですか宇都宮市でも開催されて、テレビでも放映されておりましたけれども、その趣旨は「地方各界関係者と農林水産省幹部との率直な意見交換を通じて、農林水産行政に対する国民の理解を深めるとともに、地域の実情に即したきめの細かい農林水産行政の推進に資する」云々、特に「農林水産行政を更に開かれた、分かりやすいものとしていきたい」という趣旨で、きのうでしたか八回というふうに通っておるわけでありまして、それで政務次官にお願いしたいわけですが、そういう意味で沖縄地方というのは我が国唯一の亜熱帯地域として亜熱帯農林水産業をこれから二十一世紀に向けて振興していこう、そういう位置づけでもあるし、おっしゃったとおりですから、そういう意味では、沖縄県が本土復帰しましてちょうど十五年になるんですね、ですからぜひ一日農水省というのを沖縄でも開催をしていただいて、やはりしっかりとその声を聞いていただいて農林行政に反映をさせていただきたい。これは私一人ではなくして多くの関係者が強く期待もし要望もしておるところであるのですが、いかがでしょうか。

○衛藤政府委員 玉城委員にお答えを申し上げます。

御案内のとおり、昨日宇都宮で関東ブロックの一日農林水産省が開催されたばかりでございます。御指摘のとおりでありまして、過去八回この一日農林水産省が開催されておりますが、一日農林水産省はただいま玉城委員御指摘のとおり「地方各界関係者と農林水産省幹部との率直な意見交換を通じて、農林水産行政に対する国民の理解を深めるとともに、地域の実情に即したきめの細かい農林水産行政の推進に資する」、このようになっておるわけでございます。

この一日農林水産省でありまして、地方農政局のブロックごとに開催をしておるわけでございまして、四十七都道府県ごとというのではなくてブロック別でございまして、そういうことからいたしまして、沖縄県につきましても、今後九州農政局管内で実施する機会があれば沖縄県を含めまして九州・沖縄ブロックとしての開催地の対象にいたしまして検討してまいりたい、このように考えておるわけであります。ただ、今時点におきましていつ九州・沖縄ブロックにおいて云々というわけには、現時点ではまだ決定を見ておりませんが、九州・沖縄ブロックという単位で開催の対象にいたしてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○玉城委員 きょうは政務次官、そういうふうにお書きになったものを読んでいただくというのでなくて、ぜひこちらの要望としましては、九州ブロックというものはよくわかりますが、その位置づけからいしても沖縄というのは沖縄ブロックとして独自に国土庁も四全総の中で位置づけしているわけですし、また非常に農業の形態が水産業も含めていろいろと、それは各県全部、当然違いますが、ですけれども、沖縄の場合そういう意味でいろいろ大きな違い等もある、あるいは本土復帰して十五年になる、御存じのとおり、ことは四十七都道府県を一巡する最後の国体が沖縄でも開催される、陛下もいらっしゃる、そういう一つ

の節目みたいなことがあるわけです。ですからそういう一般論的でなくて、ぜひ沖縄でも早い機会に一日農林水産省を開催をして、地元の声も聞きながら振興していきたいということをおっしゃっていただいて、それは大臣と相談するとか何とかおっしゃっていただかないと……。どうぞひとつ御答弁をお願いいたします。

○衛藤政府委員 玉城委員にお答えいたします。本日、残念でございますが、大臣が出席しておりませんが、この件につきましては私も事務当局と十分打ち合わせをいたしましたので、御答弁でございまして、ただいま玉城委員御指摘のとおり、復帰後十五年を経過しておりますし、また復帰後十五年というよりも沖縄県は我が国の四十七都道府県の中でも農業、林業、水産業等におきましてもまだまだ構造改善等おこなわれている地域でありますから、こういう後進地域に一日農林水産省を持つていくことは農業界の皆さんとくみ合いの細い意思の疎通、あるいは農業界の皆さんとくみ合いの知恵を出し合って農政を推進していくことが極めて大切なことであり、これは論をまたないところであります。ただ、ブロックごとにとやっておるわけでありまして、沖縄県でいつやるというのを今時点ではお答えできませんが、今私が申し上げましたとおり沖縄県は特別な地域であるというところからいまして、政務次官の答弁としては、次回できるだけ早い機会にという気持ちも十分に込めまして、大臣にかかりましての答弁でございまして、御理解をいただきたいと思います。

○玉城委員 精いっぱい何かお話しになつていらっしゃる。私も理解しないわけではないのですが、そういう意味で早い機会に——おっしゃいますと、サトウキビは基幹作物です。パイナップルも含めてそうなんです、今、米がいろいろ問われていて、サトウキビも来月に価格決定がされるので、これが、基幹作物がどうなるのかというところで、これからどういふふうには農産物を振興しようかと非常に深刻な問題を抱えているわけです。十

五年間、復帰してもそうですが、復帰以前二十年間はそういう日本の農林行政の手当てがされないままに来たわけですから、ぜひ早い機会に開催していただくよう要望いたします。

それから次に、パイオテクノロジーの問題についてお伺いしたいのですが、農林水産省もパイオテクノロジーの課をことしの五月ですか、新設されるわけですが、本格的に取り組みを始めていらっしゃるわけですが、このパイオテクノロジーに対する農水省としての基本的な考え方をまず最初にお伺いしておきたいと思っております。

○畑中政府委員 私どもとしてもパイオテクノロジーの研究につきましては将来の農林水産業の技術の基礎になる大変大切なものであると考えておるわけでございまして、この数年を力を入れてやってまいっておりますが、直接国が研究をいたします、例えば「パイオテクノロジー二〇〇年」というような目標を立てましていろいろなプロジェクトをつくって、国もいろいろな試験研究機関の総力を挙げて研究もいたしております。また都道府県に助成をしたり、あるいは技術研究組合という、そういう民間の団体への助成等もやっております。

さらに、民間会社への出資なり融資をやる機関として生物系特定産業技術研究推進機構というのを昨年十月につくったわけでございまして、そういうような万般の施策を通じて産学官の全体の技術レベルというものを上げて、将来の農林水産業の技術発展の基礎固めをしたいということでお力を入れておるところでございまして。

○玉城委員 そこでまたお伺いしたいのですが、先ほども政務次官が四全総の沖縄の亜熱帯農業の位置づけのところでもおっしゃっておられましたけれども、沖縄の亜熱帯農業振興についてパイオテクノロジーの活用ということがあるわけですが、今申し上げた点についてどういふお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○畑中政府委員 沖縄県の場合、県の試験場においてことしの春パイオテクノロジーの研究室

ができたというふう聞いております。試験場全体に対しても沖縄特別措置法の一環として私どもも助成をしたりということもやっておりますが、さらにこういうお金だけではなくて、技術的に沖縄の場合にはいろいろなウイルスとか病害虫なども亜熱帯の地域ですから非常に多いものですから、そういったものに對しても、現在のテーマでは弱毒ウイルスを利用したウリ類の防除技術というふうなものを国と関係の県で共同して研究をするというふうなことも沖縄県に對して助成をしてやっておるわけでございまして、バイオテクノロジーというのには非常に範囲が広がっておりますので、畜産あるいは今沖縄で盛んになっております果樹とか花とか、いろいろな分野がございまして、なかなか一概に申し上げるのは難しいのでございまして、そういった全体のバイオテクの技術水準を上げて、それをできるだけ早く実用につなげていくという点で、国も、あそこに熱帯農研の支所などありますので、そういったものも使いながら今努力をしているところでございします。

○玉城委員 そこで、この問題に関連するわけですが、沖縄でこういう提言があるのです。ハイブリッドライス、多収米の種子産地にすべきではないかということ、ハイブリッド・ライスの種子産地、研究の場としては、国内では沖縄が最適地である。沖縄では自然の状態でも年二作はできるし、ほかの県では年一作ということ、余計とれるということですね。したがって、「早急に、しかも大量に種子を増殖できる。また、離島が多いのも生かせる。ハイブリッド・ライスの開発、種子産地となると、秘密保持も重要になってくるが、離島だと人の出入りがチェックしやすく、秘密保持も比較的容易になる。それに、他品種の花粉が飛んでくる可能性も少なく、自然交雑の心配がなく、狙い通りの品種が育成できるメリットもある」と、こういう提言があるのですが、農水省はどのようにお考えでしょうか。

○畑中政府委員 ハイブリッドライスにつきまして

では、先生御承知のように沖縄の琉球大学の新城先生が大変苦勞をされてその品種育成をされておるわけでございしますが、私どもも新城先生と連携をとり、私どもの試験場でもやっておるわけですが、現実はまだ種をとるところまでなかなかいきませんで、ハイブリッドライス、両方のP1の有利性といえますが非常に多収になる可能性があるとかいろいろな有利な面はあるわけですから、一方、種をとるところという点もございまして、なかなかとりにくいという欠点もございまして、その辺を研究をして整理をいたしませんと、なかなかハイブリッドライスそのものが実用化にならない、そういう状況でございします。

したがって、まだそのハイブリッドライスの種をどういう地域でとるかというところまではなかなか考えにくいところもございしますが、私どもも水稲の育種をやります場合に、できるだけ世代を更新するといえますが、できるだけ早く、一年に二作とればそれだけ世代が縮まるわけでございますので、そういった点では沖縄県の試験場等を利用していただいて、内地でいえば二年分が一年でできるということもございしますので、試験研究の中では利用させていただいておりますが、まだハイブリッドライスは種をとっていくという実用的な段階にはなっていないという状況でございします。

○玉城委員 しかし、こういう考え方は農水省の方もちやんと理解していらっしゃるようでありますので、したがってそういうことで、これは沖縄県の県米穀種子協会というものをつくりまして、県、市町村、農協が構成員になりまして事業計画をつくって、おっしゃいました琉球大学の新城先生を中心に、本格的にそういう種子産地として沖縄でやっていく、ですからこういういろいろな事業についても農水省としても当然御理解されて、あるいは助成もできる部分はやっていくという体制もぜひ必要だと思ふのですが、いかがでしょうか。

○畑中政府委員 普通の稲の品種をどこでつくる

かということ、これは各県で奨励品種等になりましたものを原種あるいは採種圃をつくりましてそれぞれ種をとっているわけでございしますが、従来水稲の場合ですと種の良い品質のものがとれる産地としては富山県などが割合に有名な産地でございしますが、沖縄の場合には今まで水稲の生産が少なかったということで各県の種場としての認識は余りないのだからと思ふます。したがって、私も、この協会がどういふふうにつくられ、どういふ運営をされるかというのもまだ十分お聞きしておりませんので、十分伺いまして対応は検討いたしたいと思ふます。

ただ、稲の場合には割合にはかものものとまざりにくい品種という性質を持っておりますので、野菜の種とかそういうものと比べますと、必ずしも離れた島でなくても、普通の圃場でも多少周辺に気をつけてやればできるというような性格のもので、わざわざ種場をそういうところへ設けるかどうかということについて、そこまでやらないでいいのかという感じがいたします。

○玉城委員 そこで、今のお話にさらにまた関連しまして、沖縄県の農水部の方でこのハイブリッドライスの当面の開発目標について、沖縄の地酒である泡盛の原料米は御存じのとおりタイの方から砕米を輸入して使っているわけですが、その泡盛の原料米の開発は、新城先生のお話によりまして二、三年後には十分可能であるというふうにおっしゃっているわけですね。どうでしょうか。

〔月原委員長代理退席、委員長着席〕

○畑中政府委員 泡盛の原料はどうもいわゆる日本米、普通に食べる米ではアミロースの含量が低過ぎてためだ、むしろインディカ米といえますか。そういう高アミロースのものが非常に適しているというふうなことでございまして、そのために海外から入れているのだからと思ふます。

それで、私どもの方も、従来は炊飯用ということで本場にうまい米をつくらうということで農林省も力を入れてやってきましたわけでございしますが、

できるだけ米の需要をふやすという意味からいいますといろいろな用途に応じた他用途のお米もつくっていかう、そのためには食べておいしいという米だけではなくて、それぞれの用途、用途に合ったものをつくらうということで、五十六年から超多収稲の研究をかなり大きなプロジェクトを組んでやっておるわけでございします。恐らく新城先生が言われたのは、ハイブリッドライスをやりますときには、同じようなもの同士をかけ合わせてもハイブリッドの効果は余り出ませんので、日本稲とインディカというふうなものをかけ合わせた場合にかなり大きな効果が出る、そういう意味で、どうしてもインディカの血が入ってこないハイブリッドライスとして多収なものが得られないので、そういったものをつくってあげばかなりアミロース含量の高い、いわゆる泡盛に向いたものもできるのではないかと、恐らくこういうことが背景にあつておっしゃっているのだからと思ふますけれども、我々の方でも今インディカの血を入れたような品種をつくっておりますので、そういったものが泡盛に合うかどうかというところまでは試験をやっておりますが、従来のもよりはいいわゆるばさばさのお米といえますが、タイなどでつくっているインディカ種に近いような米の品種も品ぞろえの中で、我々の品種開発の中で出てまいりますので、そういったもので泡盛に向くのかどうかというふうなことも検討してまいりたいと思ふます。

○玉城委員 これは後で食糧庁の方にもお伺いしたいのですが、沖縄の場合、泡盛というお酒の原料でタイから年間一万二千トンぐらいいでしょう輸入しているのです。ですから、その一万二千トンについても今おっしゃるようになりますだけ国内産の米で原料供給できる体制にしていきたいというところを食糧庁は盛んにおっしゃるわけですね。ところが今のお米は原料にならない。ですから、そういうものを開発しようということとは非常に結構なことだ、私は、それがいいわゆるバイオテクノロジーの方に活用したことになるのではないかと、

こう思うのですが、この研究は、ちょっと待つて
ください、そういう意味ですか、それとも大いに
やっていただきたい、推進するというところです
か、ちょっとはつきりさせてください。

○畑中政府委員 いや、待つていただく必要はご
ざいませんで、それは沖縄は沖縄でやっていただ
いたらいいだろうと思ひますし、私どもの方で
も、米として炊飯用に食べる米だけではなくて、
いろいろな用途に向いたものの開発をむしろ進め
始めていくということでございます。

○玉城委員 ぜひひとつ、大いにバイオテクノロ
ジを活用した農業振興をやつていただくことを
要望いたしておきます。

それから次は、農水省が考えていらっしゃるリ
ゾット構想について、この機会にお伺いをしてお
きたいわけでありまして、総合保養地域整備法が
制定されて、農水省としても農山漁村の地域
性豊かな総合保養地域を整備するという考えを持
つていらっしゃる、農林漁業体験施設を初め、
緑豊かな農地、森林及び海洋の自然的資源、郷土
色あふれる生活、文化、芸能等の歴史的資源や風
土に根づく農林水産物の持ち味を生かした諸施設
の整備等を通じて、農林漁業への国民の触れ合い
を促進するとともに、就業機会の増大等による農
山漁村地域の振興と農林漁業の健全な発展に結
びつくりよう努めたい、こういう考えでリゾット構
想を持つていらっしゃるわけですが、今申し上げま
したこの農水省のお考えで、私は選出が沖縄であ
りますから、沖縄の亜熱帯地域というのは、今お
考えになっていることに非常に適していると思う
のですが、この問題も含めて、ちょっとお考えを
お伺いしておきたいのです。

○農林政府委員 リゾット地域の整備開発とい
いますのは、今御指摘がありましたように、農山漁
村地域の活性化、それから農林漁業の健全な発展
ということに寄与する、また、その整備に当たり
まして農林漁業の振興との調和を図るという必要
もありますので、農林水産大臣も、今お話しした
総合保養地域整備法の主務大臣の一人となつており

ます。

リゾット地域の整備に当たりまして、農林水産
省といたしましても、民間活力を積極的に活用し
ながら、国民と農林漁業、農山漁村生活との触れ
合いを促進するという観点から、体験農園とか
観光牧場とかいった農林漁業関係の施設の整備、
それから国有林野の活用を図るほかに、リゾット
開発と関連いたしました公共施設の整備など、農
山漁村の特色を生かしまして、農林漁業とリゾッ
ト開発の調和のとれた形で整備を図られるよう
に、沖縄県など都道府県を指導してまいりたいと
思ひます。

現在、主務六省庁でございますが、その主務六省
庁で総合保養地域整備法に基づきます基本方針づ
くりをやつておりまして、この基本方針づくりの
後に都道府県がリゾット地域に関する基本構想を
つくりまして、主務大臣の承認を受けるための申
請をするということになっております。こういった
総合保養地域整備法の運用に当たりましては、
これから主務六省庁十分提携をしてまいりたいと
思ひます。

また、農林水産省では、リゾット地域の整備を
促進するために、来年度予算要求の中で、N T T
の株の売却益を使いまして、リゾット地域に關連
した総合的な農林漁業の基盤整備をやりたいとい
う要求を出しておるところでございます。

○玉城委員 ある意味で大変夢のある、二十一世紀
に向けてやはりそういう時代かなというふう
に感じながら私は勉強させていただいてるわけ
ですが、都市と農村の交流といひますか、触れ合
い、そういう意味のことも書いてありますけれど
も、最近、沖縄の場合、宮古島あたりでパイア
であるとかマンゴーであるとか熱帯果樹、これが
非常に盛んになっていまして、またこれがよくで
きて、例えば宮古島のマンゴーの木を都市の方が
オーナーになって、そしていわゆる産地直送型の
そういうことをやる。それもある意味では都市と
農村の交流、触れ合いといひますか、例えば東京
で生活していきまして自分の木が沖縄県の宮古島に

あつて実はちゃんと送つてくるとか、そういうこ
とは、私のリンゴの木とありますし、ワインで
あるとかいろいろそういう新しい考え方というも
のは、これからやはり非常に大事なことだと思
うのです。ですから、さつきおっしゃいましたよ
うに、これから九月の中旬ですか、国がリゾッ
ト、いわゆる総合保養地域整備法についての国と
しての基本的な計画を出して、それを受けて今度
は地方の知事が、またそれぞれの、例えば沖縄県
であれば沖縄の知事が沖縄のそういう構想を出し
てくる、それをまたそこでチェックしてそれをや
るかどうかというのはこれから作業になってい
くと思ひますが、私は最初から申し上げてお
りますように、沖縄というのは、亜熱帯地域とい
うのはこれから日本列島の中で非常に貴重な南の地
域であると思ひますので、その構想の中にぜひ沖
縄も入れていただきたいということを要望してお
くわけでありまして。

それから次に、これも同じ農水省の考えていら
っしゃるグリーンピア構想についてであります
が、これは地域においてニューメディアなど最新
の情報処理、通信技術を活用し、農林水産業の
生産性の向上、農林水産物の流通加工の合理化、
地域コミュニティの活性化などに役立てて、二
十一世紀に向けて情報化により魅力ある農林水
産業、農山漁村を築いていくことを目的としたグ
リーンピアに沖縄の宮古地区も指定されている
わけですが、この構想を今後具体的にどのように
推進されようとするのかお伺いいたします。

○吉國政府委員 ただいま先生お話しございま
したとおり、宮古地域が六十二年度の構想推進地
域として指定をされているわけでございます。

この構想の策定につきましては、一般的にはど
んな農林の将来像を描くか、また、それに伴いま
してどんな情報ニーズが生まれてくるかといった
こと、あるいはどんなシステムをつくっていく
か、また、それに対して地元との合意、関係者の合
意というものをどういうふうにつくっていくか、
そういうことを構想の中で策定をしていただく

という考え方がなっているわけでございますが、
どういう内容のものにしていこうかということにつ
きましては各地域でまずから計画、構想を立てて
いただくということを基本にいたしておるわけで
ございます。一般的に申し上げて、ニーズの高
い、また、運用可能性が高い、こういった面から
逐次整備をしていくというような構想になるとい
うことを私どもとしては期待をしております。

また、そういう構想が策定された後の実施とい
う面につきましては、御存じのとおり、新農構
の事業でございますが、御存じのとおり、新農構
の事業であるいは融資でございますと公庫資金とか
あるいは農業近代化資金、こういったものの活用
ということも含めまして、地域の実情に合せて
できるだけ有効な整備を進めていただくように私
どもとしても努力をまいりたいというふう
に考えているところでございます。

○玉城委員 これは沖縄県だけではありませ
んけれども、例えば沖縄でいいますと、花卉とか園芸
とか野菜を本土の市場に供給しようということ
で農家の方々が一生懸命をやつてゐる。ただ、例
えば東京であれば東京の市場がよくわからない、だ
から私も東京の例えば花の競り市場とかをずつと
回つていまして、毎日毎日市況も変わるし、ま
た、いろいろな好みも変わるわけですからね。そ
ういう生の情報がストレートに地域の、例えば沖
縄であればそういう関係する農家の方々に入るよ
うなそういう直結した形のものも入っているんだ
と私は思ふのですが、これはそれと関係ないの
ですか。

○吉國政府委員 グリーンピア構想で目指して
おります情報化の活用領域といたしましては、
先生もお触れになりましたように農産生産面の問
題、それからたまたまお話のございました流通面
の問題、それから農家生活の問題、こういうふう
に私ども幅広く考えてまいりたいと思ひます。こ
ういふ市況情報等を的確にキャッチをし、また消費者

ニーズを的確に拾い上げて、それに応じた流通と
いうことを瞬時の情報化技術を使いたしまして
やっていくということが非常に重要な領域である
というふうに考えております。

○玉城委員 今おっしゃる様に非常に重要な今
後の課題だと思ふのです。農業技術の情報である
とか農産物の市場情報であるとかたくさんあるわ
けですよ。農業経営から農産物の販売、地域活
動、そういう情報システムをきちっとこれから力
を入れてやっていただきたいわけですが、おたく
の方で来年度何かそういうことでの制度改正につ
いて考えていらっしゃるのですか。

○吉岡政府委員 先ほど関連の補助事業なり融資
制度について申し上げましたが、こういったもの
につきましては所要の予算、全体御存じのような
厳しいシーリングのもとでございすけれども、
できるだけものを確保したいということでも要求
をいたしております。

なおまた、N T T資金の活用問題につきまし
て民間活力型の資金活用という道が開けないかと
いうことにつきましても、今大蔵省がアイデア募
集をしているというように、俗に言えばそういう
段階でございす、これから私もそういう
点も含めて議論をし、検討してまいりたいと思
っております。

○玉城委員 ぜひ御努力をお願いします。

農水省もいろいろな構想、そういうアイデアの
時代かと思ふのですが、このマリノベーション構
想というのを前から農水省はずっと考えていらっ
しゃって、これは水産庁の方になるのですが、こ
れは沖繩も調査地域に指定されているわけであ
る。その状況を今後どういうふうの流れとしてな
っていくのか御説明をいただきたいのです。

○佐竹政府委員 このマリノベーション構想で
ございす、このねらいをいたしますところは、
二百海里時代を迎えまして日本の二百海里内の沿
岸・沖合漁業の見直しが迫られているわけでご
ざいす。

し多様化する。また、失業率三〇というような時
代を迎えて雇用の場として漁村が見直される。さ
らにまた余暇時代を迎えて海洋レクリエーション
の場としてまた漁村を見直さなければならぬ。
しかも、こういう要請にこたえるために、従来で
は考えられなかったような自然条件の不利な点を
技術によってカバーしていくことが可能にな
った。

こういう現状を踏まえまして、私もこのマリ
ノベーションで考えておりますのは水産を核とし
た地域振興計画、こういうことになるわけでご
ざいす。要は地域の特性を生かして、つまりその
地域が非常に水産都市であるか、あるいはまた純
漁村であるか、そういうような地域の特性を生か
してその活性化を図るということが一つ。それか
らまた、計画の内容をいたしましては、つまり育
てる漁業を中心とした漁業生産の振興から流通加
工施設の整備、さらに生活環境の整備を一体的に
やる、こういうような計画を立てることをねらい
としておるわけでございす。

具体的には、昭和六十年から各地で沿岸・沖合
域総合整備開発条件調査検討事業という長い名前
でございす、そういう事業を実施してございま
して、六十年代五地域、六十年代は十二地域を
対象にして実施したところでございす。本年度
は沖繩県を含めて十二地域を実施することになる
わけでございす。

沖繩県における本調査事業でございす、先
ほど申し上げましたようなねらいを沖繩の地域の
特性に生かして具体化するわけでございす、
既に漁港として整備されております糸満市の周辺
地域におきまして、まず沿岸ではサンゴ礁を利用
した熱帯性海洋牧場を造成する。これは沿岸漁業
になるわけでございす、さらに沖繩の特性で
ございす回遊魚をねらいにいたしまして、浮き
魚礁によるカツオ・マグロあるいはトビウオ、カ
ジキというものの開発を図る。そしてそれらの漁
獲物について糸満漁港を多目的に利用することに
よって水産物の供給ないし地域の開発効果を図る

ということでございまして、計画年次としては一
年間で調査を行うこととしておるわけでございま
す。

なお、その計画をどのように実行していくかと
いうことでございす、これは第八次漁港整備
長期計画、それから第三次沿岸漁場整備開発計画
等を現在計画中でございす。さらにまた、新沿
岸漁業構造改善事業につきましても、現在その見
直しを図るところでございまして、これらの
事業におきましてそれぞれ優先的な採択を図
つて、県が取りました計画を事業化していくとい
うことを考えているわけでございす。

○玉城委員 このプロジェクトも大変夢のあるす
ばらしい事業でございすので、ぜひ推進をして
いただきたいと思います。御要望申し上げます。

次に、これは国会でも取り上げられて、また国
民の皆さんも大変重大な関心を持ついわゆる豪州
輸入牛肉の残留農薬の問題についてですが、これ
は御存じのとおり沖繩の場合は復帰特別措置によ
って特別に輸入牛肉の割り当てがされているわけ
です。農水省それから厚生省、この対策についま
してはきょう国会でお話もありましたので、沖繩
についてはどういう対策を両省はとっていらっし
やるのか、また状況はどうなのかをお伺いいたし
ます。

○京谷政府委員 御指摘のとおり、豪州産牛肉の
少数のサンブルに農薬残留問題が発生した経過な
りこれに対する対応措置は御承知のとおりでござ
いす。

また、沖繩におきます牛肉消費の安定のため
に、お話がございましたように現在沖繩の特別枠
というところで割り当てを行いまして、本年度の場
合ですと総体で割り当て枠が、年間を通じて
六千二百五十トンという割り当てを行ったところ
でございす。この割り当て枠の中で、沖繩県内
の輸入の衝に当たる団体が適宜輸入先を選びまし
て選択をしておるわけでございす、最近の状
況を見ますと、この中で豪州産もののウェート
は、本年の場合まだ途中でございすので確定的

な数値は申し上げられませんが、一昨年、昨年の
状況を見ますと二〇％前後というような状況にな
っております。

いずれにしても、この豪州産牛肉の問題に
つきましては、過般御報告あるいは報道されてお
りますように厚生省が許容基準を決めて、この基
準に沿って安全なものが国内に流通されるように
方針を決めましたので、農林水産省としても畜産
振興事業団、沖繩の場合には関係ございせんけ
れども、さらにそのほかに関係団体に対しまし
て、この厚生省の基準に従いましたチェックを十
分に行つて、安全な牛肉の流通に十全を期するよ
うに、沖繩総合事務局に対しまして連絡をとり、
沖繩県にも連絡をして、お互いに連絡をとり合
いながら関係団体の指導に当たつておるといふ状
況でございす。

○玉城委員 厚生省の方はどうでしょうか。

○難波説明員 答えたいいたします。
厚生省がとりました当面の対応措置については
省略をさせていただきますが、そういうことで対
策をとりました八月二十六日以降、那覇検疫所に
対してオーストラリア産の牛肉の輸入届けが一
件ございまして、これについては現在検査を指示し
てございまして、結果が判明次第、輸入を認める
かどうかの措置を講ずることとしておるところで
ございす。

さらに、既にその時点で輸入されていたオース
トラリア産牛肉につきましては、沖繩県に対しま
して、輸入時における今回指示した対処方針に準
じて対策を講ずるよう指示をしているところで
ございまして、現在沖繩県は関係商社等を招集し、
基準を超えるものが流通することのないような対
応策について協議をしているというふうに承知し
ておるところでございす。

○玉城委員 これはお説みになった方もいらっし
やると思ふのですけれども、四、五日前の新聞に
子猿の奇形問題が大きく写真で取り上げられまし
て、奇形の原因がやはりこういう農薬に関係する
のではないかという報道もあるわけですから、ぜ

ひひとつ両省、特に厚生省の方はこういう問題を今後嚴重にやっていたきたい、このように思っています。

時間もございませんで、次に食糧庁の方にお伺いをいたしますが、沖繩の場合は、食糧法の適用がいよいよ来年から全く本土と同様な状況になって、特別措置が消えていくわけでありまして、そういうこともあつてもいいわけでもありませんけれども、沖繩のやみ米追放キャンペーンというのを大々的に食糧庁はやっているわけですので、これはどういうことなのか、沖繩におけるやみ米の実態はどういうことなのか、ちょっと御説明いただきたいのです。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

数量的な問題等につきましては、事の性格上はつきりつかぬわけですが、従来から多少なりとも本土の方から良質米を中心としたものが持ち込まれておる、これがほかのコンテナなどと一緒に入っているわけではなからうか、こういうようにも聞いておられます、私も食糧法の健全な運営を図っていくためには、やはり正規のルートを通じて政府米なり自主流通米が販売されるということが好ましいわけでございますので、出先機関ないしは沖繩県を通じて、できるだけそういう不正流通がはびこらないようにということで一応防止策を講じておる次第でございます。

○玉城委員 それで、お聞きになっているけれども、沖繩では食米が不足しているという声をよく耳にするのです。私もそういう体験を持つわけですが、食糧庁の方は決してそんなはずはないということを盛んにおっしゃるわけですか、それで、これは御飯の炊き方に問題があるのか、水に問題があるのか、沖繩に持っている輸送の段階に問題があるのか、あるいは沖繩で保管している段階に問題があるのか、どの辺に問題があるかと思ひますか。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。お米が不足いかどうかにつきましては、非常に細かく観察してみますと、まず最初にお米の品種がどんな品種のものであるかという点から始まるのはなからうかと思つてございまして、収穫、調製段階において水分を過度に飛ばした過乾燥になりますと味が落ちるという問題もあるわけでございます。さらに、収穫されて消費者の口に入るまで相当の時間があるわけでございます。特にとれ秋、直ちに食べられるものと、また端境期ということになりますれば約一年間の期間があるわけでございます。

その間いかなる環境のもとに置くかということにつきましましては、私も政府米にあつては夏の気温の高くなるものにおきましては品質の劣化が激しい、こういうことにも相なつておられますので、摂氏十五度以下の低温倉庫に保管いたしまして、梅雨季以降も米をそういつた好条件のもとに置いて品質の劣化を防止しようと思つておるわけでございます。沖繩に本土から輸送しておるものにつきましても、御案内のように沖繩で消費されておるものが大体七万八千トンぐらいであつたかと思つてございまして、そのうち島内産のものが二万トン弱でございます。あと七万五、六千トンのものが政府米と自主流通米で本土から供給されておる。それらの運送につきましても、沖繩は湿度が高くなるものが多うございまして、沖繩で長期間保存するよりは、むしろ内地において低温倉庫その他にも保管しておきまして、一月に大体四回ぐらゐ千五百トン程度の船で輸送してやる、また、輸送されたものについてはできるだけ短期間のうちに精米し、販売していただく、こういうふうな操作しておりますが、手持ち在庫等も必要になつてございまして、そうした手持ち在庫については低温倉庫に保管するという手だてを講じておるわけでございます。

さらに味の問題につきましましては、精米を長期間高い温度のもとに置いておきますと、これまた品質劣化が激しいということもございまして、精米にされて以降はできるだけ早く消費者の口に入るように、こういうことを販売業界の方々に勧行してもらつて指導もしておるわけでございます。また、家庭に入りまして御飯の炊き方というの也非常に微妙でございまして、できるだけ一時間ぐらゐ前に洗つて水につけておく、こういうこともおいしい御飯の食べ方に關連するようでございます。いろいろ万般の事情が総合的に作用して最終的な消費者の舌の感覚として評価されるものであらう、そのように私も理解しているわけでございます。

○玉城委員 ちょっと時間がございませんで、沖繩に持つていくお米、いろいろ食糧庁の方から伺いますと、東北、四国、九州、やはり夏場と度以下は低温でなくてはならない、いわゆる十五度以下の状態が望ましいということをお聞きもつた感じがいたします。そうすると、東北から沖繩まで千二百トンから千五百トンの船で運んでいく。最低四泊五日はかかります。夏場の船の中の倉庫の暑さというの、クーラー装置というの、その辺はどうですか。私は、米の品質管理というのは食糧行政の中で非常に重要な柱だと思つてございまして、その辺には問題がないのかどうか。低温倉庫といつても、保管倉庫がみんな低温ではないわけですから、その辺いかがでございますか。

○山田(岸)政府委員 今の運送状態における品質劣化というのは期間も短いわけでございますが、航海日数等が長期にかかる場合におきましては、ベンチレーションなどを十分働かせるというようなどことも考えられるわけでございます。また今先生御指摘の沖繩の倉庫につきましましては、主食用のものについてはおおむね低温保管するだけの収容力はある、このように私どもは見ておるわけでございます。大体一万トン弱でございますが、その程度の低温倉庫の設備は沖繩にございまして、しかしながら、泡盛の原料の碎米等につきましましては、年間一万二千トンぐらゐの需要量があるというように記憶しておりますが、それをも全部低温倉庫に入れ得るかどうかということになります。その辺までの収容力は沖繩の方には全体としては

ないのじゃないか、こういうように見ておりますが、主食用のものはおおむね低温保管が可能だと思つておるわけでございます。

沖繩のお米の味の問題につきましましては、内地におきましては全国平均で大体四割ぐらゐ自主流通米がウエートを占めておるわけでございます。東京都あたりでは六割ぐらゐが自主流通米というふうなことでございまして、沖繩にありましてはだんだんとふえてまいりまして、現在七万八千トンのうちの一万数千トンが自主流通米になつておる。うちの次第でございまして、これらの比率もだんだんとふえてまいりまして、いずれにいたしましては、品質その他の劣化しないような方向で流通関係の業界の方々にまた私どもの需給操作等もやつてまいりたい、このように私も考えております。

○玉城委員 時間ですから、最後に一点食糧庁の方に御質問しますが、今もおっしゃいましたようににだんだん味もよくなつてくるだろうということ、暗にやはりまずいということをお認めいらつしやるようなことなんです。お米の値段も特別措置等がありましたから差がありましたけれども一掃になりまして、食糧法が沖繩も完全に本土並みに適用されるという一つの区切りとしまして、そういう沖繩で食べる米はまずいというふうにお聞きになつていらっしゃると思うのですが、我々もよく聞くわけですが、そういう汚名を返上するために食糧庁が本格的に、こういう大きな広告を出してやみ米追放も結構ですけれども、お米について何か沖繩県民にアピールすることを考えることが必要だと思つてございまして、いかがでございますか。

○山田(岸)政府委員 お答えいたします。

この問題につきましましては、お米に關係する販売業者の方々にまたそれを指導していただく県の方々、こういった關係の方々と今後とも十分協議しながらお米の味につきましましてはできるだけ好評を得るように努力してまいりたいと思つております。

○玉城委員 時間も参りましたので、サトウキビの問題とパインの問題、それから林業の問題を伺いました。サトウキビの問題はまた次の機会でお伺いする機会があると思いますので、一応きょうはこれで終わります。ありがとうございます。

○玉沢委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 まず最初に、養鶏問題についてお伺いをいたします。

この問題はマスコミ各紙も取り上げましたし、我が党の山原議員の当委員会での質問もございました。私も地元で養鶏業者の陳情を受けたわけですが、卵価がここまで下がっているという経営のめどが立たないのだという深刻な訴えを聞いております。その点、卵価下落の大きな原因になっております。大手企業養鶏のやみ増殖は極めて許すことのできない問題だというふうに言わざるを得ません。したがって、このやみ増殖に対する厳正な態度が今後の卵価安定にとって不可欠のものと言えると思います。

そこで、このやみ増殖問題、たびたび取り上げられておりますが、阪神鶏卵グループについて伺いをしたいわけですが、この阪神鶏卵グループは鳥根県の羽須美村、ここで四十万羽というやみ増殖を計画しておりますが、農水省は現在この羽須美村の実態及びこの地域での他の養鶏農家に及ぼす影響をどういうふう把握しているのでしょうか、まずそこからお答えをいただきたいのです。

○京谷政府委員 鶏卵の需給失調及びこれに伴う鶏卵価格の低迷の状況につきましては、私も大変憂慮をしております。最近の卵価の状況をまずお話し申し上げておきますと、季節変動もございまして、お盆過ぎから若干回復基調をたどっております。本日東京での市場価格キログラム当たり百六十八円というレベルにまで回復をしております。

いずれにしても、基本的に需給失調の状況を招来しております一つの要因として、御指

摘のような計画生産に従わない養鶏が各地域において行われておるといふ問題がございまして、その一つとして、いわゆる赤玉と呼ばれる卵につきましても、ひなの生産から卵の流通に至る過程をグループ化していくという構想のもとで生産拡大を進めていく事例が生じております。御指摘のございました鳥根県羽須美村における問題もその一環として生じておる問題でございまして、老朽化した地元の鶏舎の建てかえ等を契機にしまして、ただいま申し上げました全国的なグループ化構想のもとで鳥根県におきまして鶏舎を十棟ほど建設をしてその構想を実現していくということと、八月中旬まで私どもの得た情報によりますと四棟が完成をいたしております。八万羽ほどの成鶏が飼養されておるといふ状況を把握しております。私もこの生産者に対しては、計画生産の必要性及び計画生産の枠組みに沿った生産の実施を再三にわたって説得をしておりますけれども、まだ現時点におきましては正措置がとれない状況になっております。大変遺憾でございすけれども、村、県あるいは県の養鶏協会の指導、説得を今後さらに続けてまいりたいというふうに考えております。

○藤田委員 おっしゃったように、八万羽がもう既に飼育されているわけですが、これは記載羽数枠では二万四千羽、この枠を守るのだ、こういうふうには言っているわけですが、実際にはそうならない。赤玉だ、何か白い卵と別の、競合しないように言いますけれども、阪神鶏卵グループはコストダウンをもつと図って、そして白玉の生産農家にストレートに影響を与えていくのだと言っていますけれども、もつと生産コストをダウンさせて白玉並みの卵価にまで近づけていくのだ、こう言っているわけですが、だから、これは非常に周辺の白玉生産農家にとっては脅威の存在であることは言うまでもありませんが、おっしゃる通りに二万四千羽、記載羽数枠を守るのだと現地の責任者が言いながら八万羽、これは一体どういうことなのか。せんだって山原議員の質

問に対して畜産局長は、代表者に会って生産調整の枠内での生産活動を行うように要請をすると言いましたけれども、そのとき相手側は何と答えたか、そのことをもう一度お答えください。

○京谷政府委員 この阪神鶏卵グループにつきましては、各都道府県あるいは県の養鶏協会を通じての要請、説得と並行いたしまして、グループの首脳部に対して私どもも国をいたしまして、地方農政局あるいは本省の担当者を通じて計画生産の理解あるいは計画生産の枠組みに沿った生産の実施ということをお願いしてきておるわけでございます。直接、当事者の発言の詳細はともかくといたしまして、それなりの自分たちの構想についての説明を述べた上、計画生産についてどのような対応をしていくかについては検討していきたいというような発言も聞いておりますけれども、具体的にまだその成果を得ておりませんが、私も、粘り強く相手側の理解とそれに沿った計画生産枠組みへの対応を要請していきたいと考えておるわけでございます。

○藤田委員 私は、子供の使いじやないのですから、その要請をした相手がそれに對して幾らお約束を口先だけで繰り返しても、現に記載羽数の二万四千羽が八万羽にふえている、そして堂々と四十万羽にしてやるのだということを豪語している、そういう姿勢では本当に養鶏農家の不安にこたえることができるのかということを言わざるを得ません。

私は鳥根県の地元の県養鶏協会の福田定夫さんという会長さんからお手紙をいただきました。ここに切々とした訴えがございまして、おっしゃる通りにこの県養鶏協会というのは養鶏農家七十三名で組織しておりますけれども、この養鶏農家一軒当たり大体七千羽ぐらいうつ、今まではそれで違反者はなかった、無断で増殖する者もなく記載羽数を守りながらずっと今日まで営業を進めてきた。ところが、阪神グループによる四十万羽というような大変なものが出来て、今の阻止運動に立ち上がっているのだ。「先方は着々工事を進

め計画の十棟もほぼ完成に近くも現在八万強の物が入り生産が進んでいる実情でございまして、養鶏協会も行政当局と共に来る八月十二日にも実情調査と羽数ワクを守る様指導の為現地に入りまして、国の示しております行政指導にも大きな拘束力もございせんので、先方の主張と私共の主張が平行線をたどり計画生産指導の無力さをまざまざと見せつけられた場面もございました。このういふふう言っているわけでありまして。最後に「正直者が馬鹿を見ない養鶏施策が進められ、養鶏農家が安心して仕事に励む日が来ますことを心より念願致しております。ございまして。」というふううに結んでおられますが、まさに切実な思いで苦勞している養鶏農家を農外資本の攻勢から守っていく強力な行政指導並びに法規制で国が対応していく、そういうことが求められているのじゃないかと思っております。いかがでしょうか。

○京谷政府委員 私ども、現在の鶏卵の計画生産につきましましては、生産者団体の皆さん方の御協力も得ながら全国、地域あるいは県の段階で需給調整協議会というものを設けて御相談をし、その実効を期しておるわけでありまして、また、並行して日本養鶏協会を通じて自主減産運動といったものもその推進に努めておまして、これらを通じて鶏卵需給の安定、価格の安定を期したいと思っております。

また、こういった官民一体となった努力あるいは民間団体の自主的な努力に對応しまして、御承知のとおり、この計画生産のフレームに参画をしない養鶏家に対しては再三にわたって指導すると同時に、各種の政策的な援助、例えば施設の整備に関する補助金あるいは制度融資を遮断し、同時に、価格低落時におきまして価格補てん事業を行っております。卵価安定事業から排除することというふうないわゆるペナルティー措置を課することの実効性の確保に努めておるわけでございます。

自由経済のもとで養鶏産業がこれまでに発展した経過を考えると、法制化というふうな形で権力的な統制をしてこれを実行するということにつ

いては、私も率直に申し上げまして消極的でございます。違反者に対する指導をさらに徹底し、またペナルティー措置をより厳正に実施していくことを通じて計画生産の円滑な実施に努めてまいりたいと思っておりますが、特に権力的な介入をする法制化問題につきましては、産業の実態、実情に必ずしもそぐわないし、また法律論といったとしても営業の自由あるいは財産権に対する制限というふうな大変難しい問題がございます。私も、現在のシステムをできるだけ着実に粘り強く実行していくことが現実的な方策であると考えておる次第でございます。

○藤田委員 大体この阪神鶏卵グループなどというのは、初めは表面に出てこないのです。そして、その地域で莫大な負債を抱えている農家に目をつけてそこに借金援助をするというふうな形を進めていく、言うことを聞かないでどんどん増羽していくという形をとっているわけですから、権力的な統制と法制化のことをそういうふうにおっしゃいますけれども、権力的な統制ということにやなした、まさに産業の実態に即して本当に養鶏農家を守っていくという立場で必要なものなの、私はそういうふうな考えでいます。ペナルティー措置を厳正に行うのは当然のことでありまして、私は改めて法制化ということを要求しておきたいと思っております。

ところで、養鶏業者の救済手段であります卵価安定基金につきましては九月で底をつくという状況で、九月に入ったら救済手段もなくなる。幸いに卵価の方は、今お伺いするところかなり変わってきているということなのですが、もし九月に入っても八月のような状況が続いた場合国としても出資をする、あるいはまた卵価安定基金が借金をした場合に利子補給をするなどの検討ということは必要じゃないか、そういうふうな考えますが、いかがでしょうか。

○京谷政府委員 御承知のとおり、生産者の自主的な共済組織として卵価安定基金の制度があるわけ

でございます。これに対して団体の御要望も承りながら所要の財政援助を行っておるところでございますけれども、現在の時点で、七月末現在でございますが、補てん金財源の残額が、二つの基金がございますけれども、これを合算して約二十四億四千万円余り残存しておる、こういう報告を聞いております。

卵価の状況を踏まえてこの支払いがどのように行われていくかということについては、両基金におきまして今後またいろいろな検討が行われようかと思っております。私も現時では、現下の財政事情から考えますとさらなる財政援助というものは大変無理であるという考え方を持っております。また今後、計画生産の徹底あるいは鶏卵価格の季節変動ということを考えますと、この財源によつて本年度を切り抜けることは可能ではないかというふうな考えはおるわけでございます。

○藤田委員 液卵公社による卵の市場隔離は、七月までに三千トンなされたわけでありましたが、八月はどの程度になりますか。また、九月についても卵価安定のために市場隔離を進めるべきだというふうな考えますが、どうでしょうか。さらに、会計検査院による卵価安定基金への調査が入つて以降、卵価安定基金からの支払いがスムーズにいかないというふうな声を私たちは聞いております。これは末端の養鶏農家から訴えられております。「養に懲りて膽を吹く」という言葉があります。すけれども、そういうことでは困るわけで、迅速に対応していただきたいと思っておりますが、できるだけ簡単に御答弁をお願いいたします。

○京谷政府委員 余剰卵の市場隔離は、実は二つの方法で行われております。一つは液卵公社による買入れ保管であります。これは七月までで三千トン強でございますが、八月は七百トンの見込みでございます。さらにもう一つの方法として、生産者団体の調整保管がございますが、これは八月から実行に着手をいたしております。これは八月に約一千トン程度行われるであろうという見込みであります。なお、九月以降の状況に対応する市

場隔離の考え方でございますが、先ほど申し上げました卵価の状況から考えて、恐らく発動する必要はないのではないかというふうな思っておりますけれども、もしそのような事態になりますれば、液卵公社による買入れ処理ということを中心点に考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、卵価安定基金からの補てん金の支払い遅延問題でございますが、年度当初におきまして会計検査院から指摘を受けた問題がございました。末端での補てん金支払いがやや円滑を欠いた地域もあるやに聞いてございます。六月までの補てん状況を見ますと、所要額の約九七％の支払いが既に完了しているとの報告を聞いております。が、残額につきましては一部の県においてまだ基金本体の方に請求が行われておらないということ、若干遅延しているとの報告であります。会計検査院からの指摘という問題もあつて、若干の事務的な混乱はあろうかと思っておりますけれども、また実情を聞きまして正常な補てん金支払いが過度におくれることのないようよく注意をしましてまいりたいと思っております。

○藤田委員 それでは次の問題に移ります。化粧野菜の問題について聞きたいわけですが、野菜への硝酸塩使用は、昨年の六月五日に厚生省が通達を出しまして禁止されることになったわけですが、ところが、年が明けてことしの八月十九日、東京都の発表でも五百七十一件の野菜のうちの二・三・三％もの野菜への硝酸塩使用というものが見つけられたわけですね。昨年の調査結果二・六・九％をやや下回った程度であります。レンコンなどは去年の三倍ふえている、こういうことであります。さらに野菜への使用が法律で禁止されているにもかかわらず見つかっているありさまで、現在の規制の仕方ではとても十分じゃないと言わざるを得ないわけですね。現にことし、「食品衛生研究」という雑誌があります。この八月号で、硝酸塩については「業界での問題意識が薄いことが判明した。」というふうに述べられております。厚生省は昨

年の発表のときに、さらに強い措置をとるかどうかはもう少し様子を見てから判断をしたい、こういうふうな言っておりますが、やはり行政指導ではなく食品衛生法に取り込んで、そして食品衛生法本体で罰則も入れる中で規制を強化すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○内山説明員 生鮮野菜などに対します硝酸塩などの食品添加物の使用につきましては、このものが生体構成成分の一つでありまして、安全性が高いものと考えておりますが、消費者の商品選択の際、その鮮度、品質に関する判断を誤らせるおそれがあることから、その使用を行わないよう、先ほど先生の御指摘のありましたように昨年の六月に指導通知を出したところでございます。その後、この通知に基づきまして、農林水産省とも協力しながら指導を行つておりました。一部の生鮮野菜等では食品添加物の使用が総体的に減る傾向が見られております。現在、都道府県などに対しましてこれまでの指導、検査実績の取りまとめを依頼しているところでございまして、その結果等を見まして、農林水産省とも連携しながら今後の対応を検討していきたいと考えております。

○藤田委員 硝酸塩については安全だ、安全だ、こうおっしゃいます。しかし、これは食品添加物として相当広範囲にいろいろなところで使われているわけですね。そして、例えば去年の第四回国際毒科学会議で東邦大学の大本助教教授などは、この硝酸塩の過剰摂取は、老化と同じ腎臓障害とかカルシウムを奪つて骨の障害を起こすとか筋肉萎縮を起こす作用があるというふうな研究報告も行われているわけですね。いずれにしても、安全、安全と言いますが、そういうことも指摘されていくわけですね。そこで議論しようとは思いませんが、まして、本来使つてはならないという野菜への硝酸塩の使用は、当然法律に基づいて規制する、これが本来の筋ではありませんか。二・六・九％が二・三・三％にしか減っていない、こういう状態で少しも状況は変わっていないわけですから、私はもっと実効あるものに責任を持って行うべきだと考

えるわけであります。もう一度お答えください。
○内山説明員 燐酸塩の安全性につきましては、これは生体構成成分等でもございまして、相当に安全性は高いものと私は理解しております。なお、先ほど申し上げましたように、現在取りま
とめをしておりますこの一年間の全国的な指導、検査実績あるいは燐酸塩の使用のあり方、及び先
ほど来申し述べております安全性の高い燐酸塩の本質等の要件を総合的に勘案いたしまして、今後
いかにすべからずについては検討していきたいと考えております。

○藤田委員 農林水産省にお願いします。

農作物に対する信頼を確保していくためにも生産や流通の段階で燐酸塩は使用しない、これは法律以前のモラルの問題だと思ふのです。だからそういう立場で指導を強化すべきだと考えます。いかがですか。

○谷野政府委員 ただいま厚生省から御答弁がございましたように、燐酸塩につきましては野菜に使用することは法律上は禁止をされてないわけでございますけれども、生鮮野菜類の鮮度を誤認させる原因になるということでございまして、野菜の生産、流通、消費の健全な発展を図る見地から決して好ましくないというふうに考えまして、昨年度道府県を通じてこのようなことは厳に慎むように指導したところでございます。先ほど御指摘がございました東京都の調査結果も私もも入手をいたしております、早速再度農政局を通じて関係の道府県に対しましてその前に出しました指導通達の徹底方につきまして連絡をとっておるわけでございます、今後さらに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤田委員 私は、農水省としてこういう問題に本当に腰を据えた積極的な指導を進めていただきたいということを再度要請をしておきます。

また、厚生省の方とはもとこれ禁止をしようというところで通達まで出して指導しているわけですから、その本旨が本当に全うするようにしていくために、やはりこちらでその成果を振り返

って効果がなければ次の対応へとその強化の段階を進めていくということで、ぜひとも検討をしていただきたい、法制化ということもぜひ検討していただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わります。

○玉沢委員長 第百七回国会、宮崎茂一君外五名提出、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案を議題といたします。

本案につきましては、第百七回国会において既に趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○玉沢委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、明日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十三分散會

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

2 この法律において「毒物」とは、次の各号に掲げる物をいう。

一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）別表第一及び第二に掲げる物（薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）

二 薬事法第四十四条第一項又は第二項の規定により厚生大臣が指定した医薬品

三 前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの

（国の施策等）

第三条 国は、流通食品に毒物が故意により混入され、添加され、若しくは塗布されること又は毒物が混入され、添加され、若しくは塗布された飲食物が故意により流通食品と混在させられること（以下「流通食品への毒物の混入等」という。）を防止するため必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

3 流通食品の製造（採取及び加工を含む。）、輸入又は販売を業とする者（以下「製造業者等」という。）は、流通食品への毒物の混入等の防止に

努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。

（警察官等の届出）

第四条 流通食品への毒物の混入等があつたことを知つた者は、直ちにその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。ただし、その事実が一般に知られていないものであるときは、この限りでない。

（捜査機関への協力）

第五条 製造業者等は、その事業に係る流通食品についての流通食品への毒物の混入等に関する犯罪の捜査が円滑に行われるよう、捜査機関に対し、必要な協力をしなければならない。

（関係行政機関への通報）

第六条 警察官又は海上保安官は、流通食品への毒物の混入等があつた場合（その疑いがある場合を含む。以下同じ。）又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

（流通食品への毒物の混入等の防止のための指導又は助言等）

第七条 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等のおそれがあると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品への毒物の混入等の防止のためとるべき措置に関し必要な指導又は助言をすることができ。

2 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等があつた場合において特に必要があると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品又は飲食物につき必要な措置をとることを求めることができる。

3 関係行政機関は、前二項の規定の実施について、主務大臣に協力するものとする。

4 前三項の主務大臣は、当該流通食品の流通を所掌する大臣とする。

（流通食品の適切な円滑な流通の維持等のための措置）

第八条 国又は地方公共団体は、流通食品への毒

物の混入等があつた場合又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合においては、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持を図り、又は製造業者等の経営の安定に資するため、製造業者等に対し、必要な指導、助言、資金のあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 流通食品に、毒物を混入し、添加し、又は塗布した者

二 毒物が混入され、添加され、又は塗布された飲食物を流通食品と混在させた者

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の懲役に処する。

3 第一項の罪の未遂罪は、罰する。

4 前三項の罪に当たる行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

5 第一項又は第三項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕する。

第十条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

最近における流通食品への毒物の混入等の事態の発生にかんがみ、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、国民の生活の平穩と安定に資するため、これらの事態の発生を防止するための措置等を定めるとともに、これらの行為を処罰する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年九月八日印刷

昭和六十二年九月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D